

令和2年第4回竜王町議会定例会（第3号）

令和2年12月18日

午前9時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（第3日）

日程第 1 一般質問

一 般 質 問

- 1 デジタル化の取組について……………鎌田勝治議員
- 2 緑地（町有地）の管理について……………鎌田勝治議員
- 3 障がいにかかる相談や支援の一元化について……………貴多正幸議員
- 4 介護予防の取組は……………貴多正幸議員
- 5 「交流・文教ゾーン」内の竜王小学校移転新築整備について……………福田優三議員
- 6 薬師地先沈砂池の有効活用について……………福田優三議員
- 7 安全、安心な町づくりを目指す地区内防犯カメラの整備について…磯部俊男議員
- 8 小・中学校における「いじめ」の認知状況と対策について……………磯部俊男議員
- 9 オオキンケイギクの駆除対策について……………磯部俊男議員
- 10 道の駅「竜王かがみの里」周辺拡充の今後は……………大前セツ子議員
- 11 国道477号 山中橋付近交差点の右折レーン設置について……………澤田満夫議員
- 12 夜間特別便（相乗りタクシー）の見直しについて……………澤田満夫議員
- 13 ふるさと納税について……………森島芳男議員
- 14 新型コロナウイルス感染症等の対策は……………森島芳男議員
- 15 町道の認定について……………尾川幸左衛門議員
- 16 農業集落排水の公共下水道接続時期について……………尾川幸左衛門議員
- 17 認定こども園化に伴う町立幼稚園の統合について……………中村匡希議員
- 18 集落内の空き家解消に対する取組は……………中村匡希議員
- 19 竜王小学校の移転整備について……………橘せつ子議員
- 20 小・中学校の少人数学級編成の見通しについて……………橘せつ子議員
- 21 幼稚園型認定こども園で待機児童は解消できるか……………橘せつ子議員
- 22 安定ヨウ素剤の事前配布について……………橘せつ子議員
- 23 補聴器購入費の助成について……………橘せつ子議員
- 24 教職員における働き方改革について……………岡山富男議員

2 会議に出席した議員（12名）

1番	森島芳男	2番	中村匡希
3番	福田優三	4番	鎌田勝治
5番	橘せつ子	6番	尾川幸左衛門
7番	大前セツ子	8番	澤田満夫
9番	磯部俊男	10番	貴多正幸
11番	岡山富男	12番	小西久次

3 会議に欠席した議員（なし）

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	西田秀治	教育委員会教育長	甲津和寿
副町長	杼木栄司	総務主監	市田重宏
住民福祉主監兼 発達支援課長	奥浩市	産業建設主監	井口清幸
会計管理者	小森久美子	総務課長	間宮泰樹
未来創造課長	凶司明德	中心核整備課長	森徳男
税務課長	川嶋正明	生活安全課長	寺嶋要
住民課長	中寫幸作	福祉課長	西村忠晃
健康推進課長	中原江理	農業振興課長	中山孝彦
商工観光課長	岩田宏之	建設計画課長	市岡忠司
上下水道課長	森岡道友	教育次長	知禿雅仁
教育総務課長	町田啓司	学校教育課長	山添美実
生涯学習課長	込山佳寛		

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	西川良浩	書記	中野ゆかり
--------	------	----	-------

開議 午前9時00分

○議長（小西久次） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12人です。よって、定足数に達していますので、これより令和2年第4回竜王町議会定例会を再開いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申出がございますので、これを認めることにいたします。

西田町長。

○町長（西田秀治） 皆さん、おはようございます。令和2年竜王町議会第4回定例会第3日の一般質問の開始に先立ちまして、御報告と改めておわびを申し上げます。

既に報道されましたように、一昨日、12月16日、官製談合防止法違反等の疑いで逮捕された本町職員が起訴されました。町政に対する信頼を著しく損ねる事態を招き、改めて町民の皆様、本町に関わる皆様に対しまして深くおわびを申し上げます。

今回の起訴を受けまして、本事件の発生に至った原因の検証及び再発を防止するための具体的な対策について検討を行う検証会議を設置するほか、全職員に対しコンプライアンスの徹底を図るなど、二度とこのような事態が発生しないよう、また、一日でも早く町民の皆様からの信頼を回復できるよう全力で努めてまいりたいと思っております。

加えまして、昨日17日、町内で3例目の新型コロナウイルス感染症患者が確認されました。東京ほか都市部を中心に第3波が急拡大しておりまして、関西におきましても大阪府や京都府などで感染が拡大している中、年末年始を迎えることになり、極めて警戒すべき状況が続いております。

感染拡大を防止するため、昨日17日、感染リスクが高まる場面や基本的な感染症対策についてホームページに掲載し、町民の皆様に変更御理解と御協力をお願いいたしました。町内におきましての拡大を何としても防止し、町民の皆様の安心と安全を守る取組を推進してまいりますので、議員の皆様方におかれましては、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小西久次） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、これより議事に入ります。



日程第 1 一般質問

○議長（小西久次） 日程第1 一般質問を行います。

質問及び答弁は、簡単明瞭に要旨のみ願います。

発言通告書が先に提出されておりますので、これに従い質問願います。

それでは、4番、鎌田勝治議員の発言を許します。

4番、鎌田勝治議員。

○4番（鎌田勝治） 令和2年第4回定例会一般質問。4番、鎌田勝治。

本日は、これから2問の質問をします。よろしくお願いいたします。

質問に先立ちまして、一言お願いといたしますか、させていただきます。

先ほど町長から話がありました、職員の不祥事で起訴されるという非常に残念なことがありましたが、起こったことはもう取り返しがつきませんので、くれぐれもこれからの対応についてよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、質問に移ります。

まず、1問目。「デジタル化の取組について」。

菅内閣の政策の1つであるデジタル庁は、各省庁個別にITシステム調達や運用を行っている縦割り行政によるIT関連業務の非効率性の改善、すなわち組織を横断したデータの活用やシステム運営を目的に、早ければ2022年4月までに発足される見通しであり、同時に、将来的には、国および地方自治体のシステムの統一化や行政手続のオンライン化も進める方針のようであります。

本町では、以前より6町クラウドという広域で統一されたシステムを導入し、各課で活用しており、費用対効果の面からはメリットが大きいとの評価を聞いておりますが、一部では使いづらいなどの声も上がっており、システムの見直しや改善を希望する声も少なくないようです。また、庁内での伺書や復命書などの決裁においては、いまだに書類ベースで処理されております。加えて、業務効率の向上を目的に試験的に導入されたRPAも、一部に成果を上げるものの、その効果を十分に発揮するには至っていないように思えます。

以上を踏まえて、次の3点について伺います。

1、デジタル化を進めるに当たっての課題は何か。

2、デジタル化を加速するために、IT技術者の採用やIT関連企業への業務委託など、具体的に検討する予定があるか。

3、電子決裁について、できるものから進めるなどの考えはあるか。

○議長（小西久次） 図司未来創造課長。

○未来創造課長（図司明德） 鎌田勝治議員の「デジタル化の取組について」の御質問のうち、私からは、1点目と2点目の御質問についてお答えいたします。

まず、1点目の、デジタル化を進めるに当たっての課題は何かの御質問ですが、議員の質問にもございますとおり、国では、来年9月のデジタル庁創設を目指して検討が進められております。デジタル庁の主な業務としては、地方システムの共通化やクラウド化、マイナンバーカードの普及、各種行政手続のオンライン化、デジタル人材の確保として国、地方自治体及び民間を行き来しながらキャリアを積めるような環境整備といったものが挙げられています。

本町といたしましても、このような国の動向を注視しつつ、遅れることなくデジタル化に取り組んでいかなければならないと考えており、既に平成27年度から稼働している6町クラウドも、こういった国の流れに沿ったものであると考えています。

共通化されたシステムは、それぞれの自治体用にカスタマイズされたシステムと比べて、コストのメリットだけでなく、自治体間でのサービス水準の平準化及び事務の統一が図れるものであり、このことは、平時の事務手続の連携だけでなく、例えば新型コロナウイルス感染症に対する支援策として給付した特別定額給付金のような緊急性の高い事務においても複数の自治体で協議し、発注・導入できるといったメリットがございます。

一方で、町独自施策については、個々にシステムをカスタマイズせざるを得ず、システムの共通化を進めるべき事務とすべきとは限らない事務を効果や費用を勘案しながら運用をしていく必要があると考えます。また、RPAについては、総務省でも革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業の一環として導入を推進しておりますとおり、大量のデータを処理する際に特に大きな効果を得られるものであります。本町のような小規模な組織においては、様々な業務にRPAを導入することで、小さな効果を寄せ集めることが必要であり、現状では各業務の担当と調整を図りながら、導入業務を拡大しつつあるところでございます。

デジタル化を進めるに当たっては、このことを契機として様々な行政事務を総合的に見直すことが必要であり、導入時の事務負担や手続の変化に各職員が順応できるよう、組織全体がデジタル化への理解を深めることが必要であると考えています。

次に、2点目の、デジタル化を加速するために、IT技術者の採用やIT関連

企業への業務委託など、具体的に検討する予定があるかについてでございますが、デジタル化に当たっては、デジタル庁をはじめ国等から発信される情報も勘案し、推進すべき分野や業務については、組織内や6町クラウドを構成する町において、必要に応じて専門家や関係業者、総務省の地域情報化アドバイザーからのアドバイスも受けつつ、議論を行い、決定してまいりたいと考えています。

しかしながら、具体的なシステム構成や開発等に当たっては、より高いノウハウを有するIT関連企業等への業務委託なども視野に入れて進めていく必要があると考えております。

以上、鎌田議員への回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 間宮総務課長。

○総務課長（間宮泰樹） 鎌田勝治議員の、「デジタル化の取組について」の御質問のうち、3点目の電子決裁についてお答えいたします。

現在、本町における承認、決裁の電子化については、勤怠システムの導入による休暇の承認等により一部実施しておりますが、電子決裁につきましては実施しておりません。電子決裁については、県では既に導入されており、県内の市町での導入状況は、3市のみとなっております。

電子決裁のメリットとしては、紙の節約、決裁の状況が可視化できる、時間や場所に縛られず決裁ができる、環境を整えば在宅勤務に対応ができる、過去に作成した文書を容易に検索できるといったことが考えられます。

一方、デメリットとしては、電子決裁に添付される文書が大量にある場合の、参照・チェック作業が煩雑である、ソフトウェアを起動する時間や文書ファイルを開く手間がかかる、紙文書に比べ視認性が劣るといったことが考えられます。

今後、本町におきましても、国の流れを踏まえて、県や近隣自治体の実施状況を勘案しながら十分に研究し、今ある課題を整理した上で、できることから導入に向けた検討をしてまいりたいと考えております。

以上、鎌田議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 鎌田勝治議員。

○4番（鎌田勝治） 今の回答を踏まえた上で、再質問します。

まず、「デジタル化の取組について」の1番目の、現状の課題は何かという質問についてですが、正直、今の答弁ですと、組織全体がデジタル化への理解を深めることを課題として挙げておられますが、その具体性が何もない。そこが非常に残念です。

確か、令和元年12月20日に閣議決定されている項目があります。何かといいますと、デジタルガバメント実行計画というのが、内閣官房は総務省、内閣府及び関係府省と協力して、令和元年度までに市町村の官民データ活用度を把握することを促すための基礎的データを政府CIOポータルに公表するというような内容で書かれておりましたが、これが本町においてもそういう調査があったのかどうか、まずこれを1点質問させていただきます。

それと、2番目のIT関連企業等への業務委託についてですが、今までもIT関連の技術者によっていろいろ政策が組みれていると思うんですが、この業務委託については、今作成をしている第六次竜王町総合計画の中に、前回も説明を受けておりますが、こういった文言については一切記載はなかったというふうに記憶しておりますので、この点をどう考えておられるのか、これが2つ目の質問です。

3つ目の電子決裁についてですが、今でも、例えば出納室なんかですと、伝送システムを取り入れていろいろ効果を上げていると聞いております。そういったことを踏まえた上で、既に県の市町の中でも3つほど採用しているところがあるということを考えますと、これも竜王町としてもやっぱり導入に向かって考えていかなければいけないんじゃないかと。もちろんペーパーレス化ということが最終目的ではなくて、人はミスをするものですから、その人のミスを減らすという意味でも、この電子化というのは非常に有効だろうというふうに私は思っておりますので、その点を踏まえて、もう一度質問します。その3点、よろしく願います。

○議長（小西久次） 図司未来創造課長。

○未来創造課長（図司明德） 鎌田勝治の再質問のうち、2点について私のほうからお答えさせていただきます。

まず、質問にございましたデジタルガバメント実行計画に係ります調査の実施ということで、今この場でこの調査について詳細にお答えすることは難しいところでございますけれども、国、また県のほうからは、町の今の状況ということでいろんな機会を通じて調査はなされております。竜王町の場合、システムについては、基本的な部分について6町クラウドを活用しているということも含めて、今の現状については随時報告をさせていただいております。

2点目のデジタル化に係る、特に今、策定を進めております第六次総合計画への位置づけでございますけれども、第六次総合計画を考える上での基盤となる部

分の中に、Society 5.0へ対応できるまちづくりを掲げております。Society 5.0、今の時代の中でよく出てきますのは、5Gの導入でありますとか、自動運転とか、そういうこれからの技術を活かしてまちづくり、また地域づくりの中でも、それに対応できる地域をつくっていくというようなことが言われております。もちろんこの第六次総合計画、これからの10年間を考える上で、このオンライン化というのも一定位置づける必要があるという、まちづくりの基盤、また当然行政の基盤という中に盛り込んでいく必要があるというふうに思っております。

オンライン化という部分では、二方向の見方があるのかなと思っております、一つは、行政の事務の効率化でありますとか、コストをどういうふうに軽減していくか、また、事務を平準化していくというようなこと、もう一つは、町民皆さんがまちの利活用として、もっと使いやすいというか、利便性を上げていくという2点の切り口があるのかなと思っております。

今ですと、いろんな申請で役場に来ていただくということになってますけれども、それをオンラインで事前に申請して、書類等の受け取りだけに来ていただくということもできると思いますし、オンラインから最後の交付申請までを一括でオンラインでする、いろんな段階があると思いますけれども、その2つの切り口の中で考えていく必要があると思いますので、これから10年の行政事務の効率化なり、行政事務の確立という中ではしっかりと位置づけてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（小西久次） 間宮総務課長。

○総務課長（間宮泰樹） 鎌田議員の再質問にお答えさせていただきます。

現在、3市でも実施ということで導入に向かって考えていただいているところでございますけれども、この3市の中におきましても、現在紙ベースと電子決裁を併用しながら検討しつつ進めさせていただいているということをお聞きしております。

議員御指摘のとおり、この電子決裁については最終、いろんな意味でメリットもございます。その1つに、先ほどおっしゃったミスを減らすということも一つの目的であろうかなというふうには思っております。

この電子決裁の取組につきましては、実際に現場で事務をしていただく方の目的共有というのも大変重要であると思っております。その電子化100%という

ことで、その目標にアプローチしていくということでは、なかなか取組も進まないかなと思っています。結果、文書管理業務の時間を短縮して、その分、時間外労働を縮減していくとか、余った時間を新たな住民福祉サービスを検討していくとか、そういうことを最終結果として持っていき、そういった目標を掲げながらこの電子決裁に取り組んでいかなければならないのかなというふうにも考えております。

他市町でもいろいろとお聞かせいただいておりますと、やはり100%の目標を掲げて電子決裁をやってしまいますと、途中で壁に当たってしまうというようなこともお聞きしております。先ほど回答させていただきましたように、まずはやりやすいところから電子化、電子決裁を進めていって、スモールスタートというような形を取らせていただきたいなというふうに考えております。

以上、鎌田議員の再質問の回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 鎌田議員。

○4番（鎌田勝治） 私も電子決裁に関しては、いきなり100%は難しいというのは重々分かっておりますし、ただ、民間にいた時代に、もう既に20年以上前になりますけれども、大企業においては、ほとんどこの電子決裁を採用している実態があるわけです。もちろん民間と行政の仕事の違いというのは大きくありますので、必ずしも民間で採用している電子決裁がそのまま使えるというふうには思いませんが、今、課長がおっしゃったように、できることから進めることが大事だなと思います。それはよろしくお願ひしたいと思います。

第六次総合計画の位置づけという話ですけれども、デジタル化というのは、大きな意味で非常にボリュームのあることになりますので、これも一長一短にいきなり100%を目指すのは難しいというのもよく分かっておりますので、ただ、日本全国、竜王町と同じような規模の小さな町があるわけで、そのまちおこしによく使われているのが、要するにIT関連の企業を誘致する、そのためには、町として、例えばテレワークに適した環境をつくるとか、そういった攻めの姿勢がやっぱり必要だと思うんです。今の竜王町を見ていると、もちろんこの5年先、10年先を見越して今、中心核整備というのが進められようとしていますけど、そういったことに加えて、やっぱり地域の活性化という意味では、ある意味IT関連企業の誘致であるとか、そういったことも一つのまちおこしになるんじゃないかと。そこでどう考えるかというのは、これから大きな課題やなというふうに思っております。

そういったことも踏まえた上で、これ以上議論は進まないと思うので、ぜひそういう具体的な対策といたしますか、課題というのを明確にさせていただいて、それで一步でも前に進めるようにぜひお願いしたいと思って、この質問を終わります。

○議長（小西久次） 次に移ってください。

○4番（鎌田勝治） 2問目、「緑地（町有地）の管理について」。

町が管理すべき緑地の中でも、特に美松台地区は、鏡山麓の北西部を緑地に囲まれた環境にあり、毎年、イノシシや猿などの獣による被害に悩まされてきたが、そのたびに町関係課へ相談し、猟友会の皆さんの協力をいただきながら場当たりの対応をしてきました。今後も抜本的な対策が取れなければ、この対応もやむを得ないと思いますが、問題は緑地に生い茂った木々による隣接する民家への影響であります。

本件は、何度か町担当課とも相談しましたが、日常生活に支障がある場合には、町に頼らず、地域内のボランティア団体で木の伐採や枝刈りなどの処理を行ってきた。

しかし、この団体も高齢化が進み、後継者不足も相まって5年先、10年先の見通しが立たない状況にあります。逆に緑地の木々は今後も成長し続け、大げさに言えば森林化の方向へ向かうことが明らかで、大きな課題と捉えています。ついては、本件に関して町としての考えを伺います。

○議長（小西久次） 間宮総務課長。

○総務課長（間宮泰樹） 鎌田勝治議員の、「緑地（町有地）の管理について」の御質問にお答えいたします。

公有財産については、町、町民及び各種団体が一体となって環境の美化に努めているところでございます。美松台地区にございます町有地のうち、緑地については、団地整備後に2万4,773.15平方メートルが町に帰属され、町名義の土地となっております。これらの緑地の保全については、これまで自治会や町が必要に応じて、その都度協議しながら自治会、または町において樹木の伐採等の対応をしてきたところでございますが、現時点において管理に係る明確な分担ができていない状況でございます。

美松台地区については、団地整備から約40年が経過し、樹木等の繁茂により周辺環境が変化しており、今後、日常管理の範囲を超えた対応が必要となることが予測されます。このことから、町と自治会で緑地の管理体制や課題等を整理しながら、覚書等により役割分担を行い、美松台地区の適切な環境保全ができるよ

うに進めてまいりたいと考えております。

以上、鎌田議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 鎌田議員。

○4番（鎌田勝治） 今の答弁の中で1つ残念なことがあります。

実は、私が自治会長時代に、今、回答にありました覚書を作ろうというふうにしていたんですが、結果的に4年間でできなかったんです。そのできない理由が私にはちょっと見えなくて、何度も何度もお願いしながら調整していたつもりなんですけれども、やっぱり結果としてはそういう具体的なところまで進めなかったということがあります。それは何が原因しているのでしょうか。まず、それを伺います。

○議長（小西久次） 間宮総務課長。

○総務課長（間宮泰樹） 鎌田議員の再質問にお答えいたします。

鎌田議員が自治会長時代に4年間ということで、町のほうといろいろと御協力いただいたという経過も、引き継ぎの中で受けております。そうした中で、いろいろと協議を重ねていただきましたけれども、なかなか自治会のほうで対処することが困難なことが増えてきた、また、一定経費等を助成していただけるような制度も考えてほしいでありますとか、あと、部分的には緑地でありますとか、宅地との境界付近で崩壊するような危険性も出てくると、そして、なかなか細かいところまで申合せといいますか、覚書を書面で交わすのがなかなか難しい、事細かなところまでうたってしまわないほうがいいのか、そういった御意見も伺ったということでございます。そういった中で、なかなかこの協議が詰められなかったのかなというふうには考えております。

ただ今後、高齢化が進む中、全国でいいますと今、28.7%ぐらいです、竜王町では28.2%ぐらい、まだ全国には及びませんが、今後ますます高齢化というのは進んでくると思います。そういった中で、皆さんの自治会、また、美松台でいいますと管理組合さんでありますとか、そういった中での努力というのがなかなか難しくなってくるかなと。

そういった中で、例えば一つ、木に関しますと、中低木でありますと先に剪定することは可能かなと思いますけれども、木が育っていくうちに高木になりますとなかなか自治会のほうでも対応できないのかなということもございますので、しっかりと今後も課題を整理しながら、高木にならないように先に伐採してしまおうでありますとか、そういうことも協議をしながらですけれども、一旦こちらの

ほうからもアプローチをさせていただいて、しっかりとこの覚書、先ほど言いましたように細かいところまでは覚書に書くことはできないかなと考えておりますけれども、しっかりと自治会がしていただけるようなこと、また、難しくなったら町のほうがしなければならないことを、今後も協議を続けさせていただきたいというふうに思っております。

以上、鎌田議員への再質問の御回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 鎌田議員。

○4番（鎌田勝治） ちょっと質問の仕方を間違っていました。

町有地の中の、特に緑地に関して、恐らく今答弁されたように、書面に明らかにするというのは難しいというのは、私もそれは重々承知をしております。その中で、例えば、行政だけではできない状態になっていると思うんです。であれば、地域の力を借りるために、今河川愛護で助成金を頂いておりますが、こういった具体的な助成金のシステムみたいなもの、そういったものを考えておられるかどうか、それをまず1つ。

それと、今までどうしても緑地の環境整備に関しては、結果として問題が起こりそうになってから動いている、いわゆる対処療法的な措置を今までされてきているのが実態だというふうに思うんですけど、やっぱり5年先、10年先を考えていくと、先手を打って、先ほどのデジタル化と同じ話になりますけれども、積極的に攻めの対策っていうんですか、そういったことをやっていかないといけないんじゃないかというふうに私は思うんですが、そこを町としてどう考えるか、それが2点目。

いずれにしても、さっきの話に戻りますが、町だけではできないものを地域に委ねるとなりますと、ここの役割分担をきちんとするために、やっぱりそこを制御する仕組みが必要なのかなど。今の町だけ、あるいは地域だけでは、なかなか動かないのかなという気がするんです。ということはどういうことかという、やっぱり別な仕組みをつくるという意味では、いわゆるほかの市町でやっているまち協みたいなの、そういう仕組みを後々考えていく必要があるんじゃないかというふうに私は思うんですが、その辺を町としてどう考えるのか、この3つの質問をします。

○議長（小西久次） 桴木副町長。

○副町長（桴木栄司） 鎌田議員の再々質問、3ポイントということでございますが、総括して答弁をさせていただきたいと思えます。

鎌田議員は御承知のことかと思いますが、いわゆる住宅団地開発に当たっては、一定の緑地とか、そういったものを要件として設定しなければなりません。それで、団地内の道路も特例になるんですけど、こういったものは最終、道路については管理組合とか、また、町道ではないんですけど名義は町道名義とか、さらには、緑地も同じことをございます。近年、地縁団体という体制もありますが、基本的には、行き先がなければ、地方自治体に名前をつけるということが一般的なようになっておまして、その中で町名義の土地に木が繁茂したとか、そういうことも含めてどう管理していくかというのが、特に新興団地の課題になっていると。

同じような意味でいいますと、工業団地につきましても、道路は町道ですけど、それ以外の町道でない道路とか、大きな意味でいえば調整池、これも最終は誰の名義やということ、基本的には参加企業さんに清掃とかそういうことを願いますということによっておりますが、名義的には町名義につけてくるというのがもとの法律上の考え方でございます。

そういったことから、その土地についての責任をどう取っていくかという一方で、旧来の在所のほうでも同じような森林とか、所属が、これも地籍がありますのではっきりはしてきますけど、お宮さんは鎮守の森とかそういう緑地的なものもありますので、そういう意味では、地域の皆さんのお力を借りながら管理をしていってもらったというのが現状かなと思います。

そういった中で、いろいろ検討なりはやっていただろうかと思いますが、その部分について、先ほど覚書がとことん進んでいないというのは、少し旧来の在所とのバランスということもあったのではないかなと私は想定するところでございますが、おっしゃるように旧来の集落でも、また新興住宅であっても、地域のボランティア活動で支えていただく方が高齢化になったときに、本当にどうしていくのかということが今、直面している課題かなと思っております。

そういう意味で、具体的な制度設計はまだやっておりませんが、おっしゃっているように河川愛護とか、またいろんな交付金事業の中で上手に制度にしながら、そういったことも今後検討する中の一つの方法としては検討してもいきたいし、おっしゃっておられました、その中でも団地の皆さんとの緑地的な、それぞれの覚書があると思いますが、その覚書で町有名義の土地についてどう整理をしていくか。場当たりの表現ということが、都度都度ということで、どうしても手に負えない状況になった場合について、生活安全課とか、そういったところが一部

手を動かせてもらっているということも聞いておりますが、少しそこは役割分担を明確にしていかなければならないのかなと思っております。

現時点で、お答えさせてもらっているように、まず具体の役割分担をその方向に向けて検討させてもらって、整理させてもらいたいと思います。含めまして、まちづくり協議会とか、そういった分野にどう持っていくかというのは、コミュニティの中で大変難しい課題でもありますが、そのことも含めて地域で支えていただける組織、これ地域だけで頑張ってくれて言ったって、なかなかそういう立ち上げということもできないと思います。今年度も竜王町の中の点検をしていただきながら、竜王町に合った、いわゆるまち協をどのように持っていくかということも研究・検討させてもらっておりますので、そういった中で、そういう方向性も見出してまいりたいと思います。

冒頭に間宮課長がお答えさせてもらいましたように、具体的な役割分担について、覚書等になるのか、様式は別でございますが、そこについては自治会の皆さんと一定整理をさせていただくということには間違いございませんので、後のことにつきましては、一定いろんな意味での研究をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

鎌田議員への再々質問への御回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 次に、10番、貴多正幸議員の発言を許します。

10番、貴多正幸議員。

○10番（貴多正幸） 令和2年第4回定例会一般質問として、2問の質問をさせていただきます。

まず、「障がいにかかる相談や支援の一元化について」伺います。

本町における3障がい、いわゆる身体・知的・精神の相談窓口は健康推進課となっている。これは、平成29年第1回定例会において、竜王町課設置条例が改正され、福祉課が担当していた身体・知的障がいが健康推進課に移行したことによるものである。

しかしながら、療育における発達障がいは発達支援課が窓口であり、保育所、幼稚園、小中学校の児童・生徒等の障がいに関する相談の受皿は教育委員会のように思われる。また、福祉課の中に障がいの窓口がなく、健康推進課の中に窓口があるのは、住民側からすると分かりにくいようにも感じられる。さらに、当初から懸念されていたが、障がいにおける相談員は保健師が兼務するということがあったが、限られた人員の中、相談業務がうまく機能しているのか懸念するところ

である。

そこで、次の3点について伺います。

1つ目、障がいに関する窓口が少なくとも3課あると思うが、ニーズにしっかりと対応できる連携が取れているのか。

2つ目、保健師の本来業務に支障がなく、相談者のニーズに応えられる相談員の設置ができているのか。

3つ目、障がいに関する相談や支援を一つにまとめた課を設置する考えはないのか。

○議長（小西久次） 中原健康推進課長。

○健康推進課長（中原江理） 貴多正幸議員の「障がいにかかる相談や支援の一元化について」の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、障がいに関する窓口が少なくとも3課あると思うが、ニーズにしっかりと対応できる連携が取れているのかについては、竜王町で出生した子どもは、まず健康推進課が母子手帳発行や乳幼児健診で関わり、そこから発達面に課題がある場合は、療育事業（発達支援課）へつなぎ、連携しています。

保育園・幼稚園・小中学校の児童・生徒など学齢期においては町教育委員会が中心に関わることとなりますが、卒業後は課題に応じて健康推進課（障がい福祉係）や発達支援課（発達支援係）、また高齢に伴う課題については福祉課で対応している状況があります。乳幼児期、学童・思春期、青年期、壮年期、高齢期のそれぞれの時期で中心に関わる担当部署は異なっていますが、御本人の意向や状況に鑑み、個別ケース会議を基本に支援の在り方を確認しながら細やかに連携を図り、障がい福祉サービスが受けられるための支給決定を行っています。

また、会議の一例ですが、障がい福祉係では精神ケア会議を月1回開催し、発達支援課、福祉課、社会福祉協議会、圏域の事業所、東近江保健所などの担当で精神障がい者の暮らしの中での困りごとを集約し、町の課題、東近江圏域の課題として共有・検討を図っています。

2点目の、相談員の設置ができていないかについては、平成29年度は保健師が住民の身近な健康問題に取り組みつつ、障がい相談も担っていましたが、平成30年4月からは、身体・知的・精神障害の3障害に関する一元的な相談窓口として障がい相談員を1名配置し、相談対応の拡充を図ってまいりました。令和2年4月からは正規新規採用職員の相談員1名の配置となりましたが、9月からは3障がいに対応できる相談員として2名を配置しています。保健師は健康問題への

支援等、必要に応じて障がい相談員と連携して対応をしています。

3点目の、課の設置についての考えについては、健康推進課内に障がい福祉係が配置され、3障がいが一元化されたものの、住民から窓口が分かりにくいと意見をいただいている実情もあります。障がいには、身体・知的・精神障がい・難病等様々で、制度の数も多く複雑で、手続の際に生活相談が必要となることが多いため、プライバシーが守られ、安心して専門相談が受けられる課の設置が望ましいと考えます。

また、障がいに関する相談は、個別的で個々人の障がい特性に応じた対応が必要であり、引き続き専門職の配置をしながら取り組んでいく必要があります。

実現に向けては、場所等すぐに解決できない課題もありますが、障がいのある方が切れ目なく相談支援を受けながら、安心して暮らすことができる体制について今日まで検討してまいりましたが、引き続き課題解決に向け、具体的に協議を重ねてまいります。

以上、貴多議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 奥住民福祉主監。

○住民福祉主監兼発達支援課長（奥 浩市） 貴多正幸議員の「障がいにかかる相談や支援の一元化について」の御質問のうち、1つ目の、障がいに関する窓口が少なくとも3課あると思うが、ニーズにしっかりと対応できる連携が取れているのかの御質問にお答えいたします。

発達に支援の必要な児童及び障害者のライフステージによって担当課が異なっていますが、関係課等が障害児者に対して、生涯を通して切れ目なく継続的、かつ総合的に支援できるよう、ライフステージが変わるときには丁寧な引継ぎを行っています。特に早期から必要な支援を受けることが重要であることから、発達支援課では、発達支援連絡調整会議の中にあります乳幼児支援検討会議を年に4回開催し、健康推進課、学校教育課、小学校、幼稚園、保育園と情報の共有を行い、子どもたちに必要なサポートや療育を含めた支援方法を協議しております。また、年代ごとの発達段階、年齢、生活状況及び社会環境に応じて必要な支援を、保健、福祉、医療、教育、就労等における各関係機関が緊密に連携しつつ、一貫して継続的、かつ総合的に提供する仕組みとして、竜王町発達支援システムを構築しており、発達支援連絡調整会議やケース検討会議を定期的で開催し、関係機関の情報の一元化、共有し、適切な支援の方法等について検討を行い、継続的、かつ総合的な支援が実施できるよう調整しています。

学童期以降の生活支援や就労支援については、学校から引き継いだ情報を関係課と共有し、個人の発達状態に応じた社会生活が自立できるよう関係機関と十分に連携を行い、細やかで丁寧な対応をしています。

以上、貴多議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 山添学校教育課長。

○学校教育課長（山添美実） 貴多正幸議員の「障がいにかかる相談や支援の一元化について」の御質問にお答えいたします。

1点目の、障がいに関する窓口が少なくとも3課あると思うが、ニーズにしっかりと対応できる連携が取れているのかについて、学齢期の児童・生徒等の発達などの相談を受けている学校教育課がお答えします。

小中学校のお子さんがおられる保護者の方が発達等についての御相談をされた場合には、保護者の方の同意を得て、学校教育課のスクールソーシャルワーカーと学校の特別支援コーディネーター等の担当と随時相談をし、協働しながらサポートや支援をしています。2か月に1回、発達支援課主催の発達支援連絡調整会議に学校教育課指導主事も参加し、情報共有をしています。個別の案件があれば、随時関係者が集まって情報共有し、連携を図り、切れ目のない支援ができるようにしております。

学校教育課では、各校園管理職・特別支援コーディネーター、特別支援学級担任や通級指導教室担当、医師、学識経験者、健康推進課や発達支援課職員で組織する就学支援委員会を年間3回開催し、お子さんの活動や学習の状況や支援の状況、保護者の意見を踏まえ、望ましい支援の在り方や就学先等についての審議をします。特に就学前から小学校へ、小学校から中学校へ、中学校から卒業後の進路の際には、各校園と発達支援課や学校教育課が一貫したよりよい支援が継続できるように十分に連携を取り、きめ細やかに対応しています。

以上、貴多議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 貴多正幸議員。

○10番（貴多正幸） 非常に丁寧な御回答いただきまして、1点目の質問に対する答えは、健康推進課、発達支援課、学校教育課、3課にまたがって回答いただきまして、本当に住民のニーズに合った対応をしていただいているということについてよく分かりました。引き続きこの体制で住民のニーズに対応していただくようお願いしたいなというふうに思います。

そこで、残りの2点について御質問させていただこうかなと考えます。

まず、人員の配置なんですけれども、課長の答えでは、平成30年からは相談員を設置してしっかりできているというふうな感じを受けるんですが、先の12月11日に行われた教育民生常任委員会で資料としてもらった健康推進課の事務分掌によると、相談員さんは会計年度任用職員でこの9月から採用された方で、社会福祉士さんもおられますが、この方も恐らく相談員になるのかなと思います。この方は令和2年4月1日から採用されていると、事務員さんについても会計年度任用職員なので4月1日、会計年度任用職員という言葉は今年度からなので昨年度からおられたかどうかは僕には分からないんですけれども、こういった現在の5人体制みたいな感じになっているのは、本当にごく最近のように僕は感じるんです。ですから、以前はなかなかそういった専門の相談員さんがおられなかったけれども、住民のニーズに対応されてきたのかなと考えるんですが、課長の回答にもあったように、引き続き専門職の配置をしながら取り組んでいく必要があるというのは、やっぱり障がいに関する相談というのは、個別的で個人のいろいろなパターンがあるので、非常にケースが1つではないんです。そういったことを考えたときに、今のこの人員体制で本当にしっかりいけるのかということがまず僕は不安になるので、その辺について健康推進課長として一番現場を見てはるので、どのように感じられるのか伺いたいと思います。

次に、実はこの質問をするに当たって、僕はよく町のホームページを見ているんですが、トップの左下のほうに行きますと、「町組織・各課のご案内」というところがあるんです。そこを開けると、ずらずらっといろんな課があって、保健センターという中に健康推進課というのが書いてあるんです。その中に障がい福祉係というのがあって、その中の説明は、「障がい者福祉、障がい支援区分等認定調査」、分かりますか、一般の町民さんが見たときに。課長の回答にもあったけど、住民から窓口が分かりにくいという意見をいただいたことも実情であるとおっしゃったので、これについてはうちの町の場合は、行政組織規則から多分抜いてきて、これを課に見せて、これでいいかというような感じになってると思うんですが、ちょっと分かりにくいんじゃないかなと。

ちなみに同じように、これは近隣で言うたら日野町を見たんですよ。日野町も同じようにトップから各課の連絡先というのがあって、そこを見てみると、福祉保健課の中に福祉担当というのがあって、そこを見てみると書いてあるのは、社会福祉、障害者福祉、精神保健、生活相談・保護、民生児童委員というふうに書いてあって、障がいの相談をここにしたらいいのかなというふうに分かるような

感じが、僕はしました。

ちなみに、近江八幡市も調べたんです。近江八幡市も各課の窓口というのがあって、そこには障がい福祉課と書いて、これはひまわり館の2階にあるそうですね、そこに身体・知的・精神・発達・高次脳機能障がい児者、難病患者の福祉サービス及び相談支援に関する事云々と書かれているんです。非常に細かく、ぱっと見たときに分かりやすいような説明がなされているんですが、うちの場合はこのままで行かれるのか、それとももう少し住民に分かりやすいように手直しされるのか、その2点について伺います。

○議長（小西久次） 中原健康推進課長。

○健康推進課長（中原江理） 貴多議員の再質問にお答えいたします。

第1点目の、現在の5人体制で大丈夫かという御質問についてですけれども、御指摘のとおり現在の相談員の体制は、令和2年4月から、1名は9月からという形で、現在2名体制となっております。2人の相談員さんも日々いろんな相談に対応しながら、御指摘のとおり個別的で、また多様で同じ相談がないというふうな状況の中で相談対応をいただいております。そしてまた、相談と申しあげましても、申請や手続の中から、先ほどの回答にも申しあげましたけれども、相談が付随してくることが多々ございますので、長時間の相談になることも多くなっております。この5名の中で、相談員さんのみならず、行政職、また会計年度任用職員の事務員さんも含めた5名みんなで相談に対応しているというふうな状況です。

今の体制で大丈夫かという御質問については、十分であるとは言えないという状況もございまして、やはりもう少し様々な専門性を上げていったり、そしてまた、相談にも随時に対応できるような体制をとる必要があるとは思っております。そのためには量的、また質的な相談員体制を今後も研究し、検討していく必要があるのではないかというふうに考えております。

また、今御指摘のホームページの書き方、住民さんへの分かりやすさにつきましては、またさらに研究させていただきまして、健康推進課の中に障がい福祉係がある、どこに窓口があつて、どうしたらいいのかということ、住民さんの目線でもう一度点検をさせていただきたいと思っております。

以上、貴多議員の再質問への回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 貴多議員。

○10番（貴多正幸） 本当に限られた人材の中、丁寧な仕事をされているという

ふうには感じるんですが、やはり住民に迷惑があってはいけないので、その辺はまたおいおいと考えていただきたいなというふうに考えます。

再々質問させていただきたいと思うんですが、ちょっとまずここは町長に御質問したいと思います。

健康推進課のところに現場を見に行かれたことはありますか。僕は、実は4月に行ったんですけど、この前、10月になってから行かせてもらって、事務所変わってますよね、配置が。年度途中にも配置が変わるぐらいすごい人の密さが、見ただけでもすごく密集しているなというふうに思ったんです。

実は、この12月2日に日野川改修促進協議会という団体で日野川改修の要望に国のほうに行かせてもらいました。国土交通省の山田技監さんのところに行かせてもらったら、応接セットと言うんですか、広い机があって、そこには段ボールで作られた仕切りがあって、1人が座ったら囲われる形のようなものもなされていまして。各役場の受付とかに行かせてもらっても、カウンター越しにはビニールがありますし、商工観光課なんて職員同士が向かい合わせになっているから、その間にもビニールの仕切りがあるような感じなんですけど、非常に狭く感じるんですよね。そういうふうに思ったので、一度そういう現場に行かれたことがあるのかなということをお聞かせ願いたいなというふうに思いました。

次に、実は平成29年3月8日に総務産業建設常任委員会がございまして、この委員会に付託されていた案件が、今僕が質問しているのも含まれている、竜王町課設置条例の一部を改正する条例があったわけです。その中で僕もちょっと質問させてもらって、健康推進課というところに障がいの窓口を3つとも持って行って本当に大丈夫なんかというような質問をさせてもらったんです。先ほどの課長の回答にもあったように、なかなか場所等すぐに解決できない課題もある、しかし、その課題解決に向けて具体的に協議を重ねていくとかいうふうに言われてますが、具体的にこういうことを考えるのはやっぱりもう課長ではなく、町長に聞かなくてはいけないので町長にお聞きするんですが、当時の総務産業建設常任委員会のときに町長がおっしゃっていたことを踏まえて、町長がより良い竜王町にするために何を先にやっていかなければいけないかを考えてもらえばいいので、今回の課設置条例が最終でなく、通過点として僕は進めてもらいたいというふうに言うんです。すると、西田町長からは、その方向で進めますという回答を頂いてますので、これで改正されてから4年がたとうとしていますので、先ほどの課長の人員の分につきましても、非常に限られた人員でやっていってるが、それ

が全てではないというふうに思いますが、その人員の配置、場所についてどのようなお考えを持っておられるのか、その2点を聞きたいと思います。

○議長（小西久次） 桴木副町長。

○副町長（桴木栄司） 貴多議員の再々質問に対しまして、まず私のほうからも考え方を述べさせていただきたいと思います。

御質問なり、また課長の答弁の中にもあったと思いますが、結果、課ということになると思いますが、おっしゃっているように障がいというデリケートな相談、ニーズについても多様化、増大する中で、障がい者施策を総括して、取りまとめて施策へコントロールする責任あるポジション、機能が必要になってきたという御指摘の中で、そのことについては自分自身も同感をするところでございます。

またこの間、平成29年度からの組織の再編の中で、一定その時点では、その方法から講じていこうということではございましたんですが、この間、その部門内では対応状況を踏まえながら課題をもう一遍洗い出して、よりベターな方向に向けて検討され、一部その報告も聞いておりますし、その中でできる範囲としてまず相談員等を、そこは十分ではないかも分かりませんが、今年度、前年度においては配置を努めてきたということではございます。

先ほどの密集のこともございますが、一元化とか、課等の設置への課題というのは、答弁の中にもありますが、まず課の再編とか組織の問題、立てつけの話で、それは福祉課、健康推進課という課があって、障がいという言葉がどこにも出て来ないから分かりにくいと、この1点ですね。

それともう一つ、はっきりデリケートな専門性を有するということから、専門性、逆に制度のことから事務制、人の数やのうて専門性という能力をどういうふうに配置させてもらうのか、そして、一元化ということになってくると、やっぱりスペースがないとという意味から、ここも大きな課題やろうと、見てのとおり現在、福祉ステーションも含めて保健センターも。

加えてもう一つ大きな課題は、たっぴー、療育事業とどう連携していくのかということも含めていろんな課題があった中で、これをどう整理するかということで担当部門では悩んでもいただいていたし、結局、総合的に課題解決する方向が見出せていないというのが現実でございます。

いま一度、その悩みも含めてこの機会に課題をもう一遍整理をして、思う方向としては冒頭言わせてもらった方向ですけど、それでも一歩一歩やっていかんとハードのこともありますので、これからの次の一歩という部分については具体

対策をしっかりと、工夫と検討を進めてまいりたいと思います。

小規模自治体で、障がいの福祉課ということをごんと出せているのはなかなかないのですが、やっぱり一例出されました日野町あたりはそれなりの工夫をされていますので、何か方法はあるのだろうと、一歩ずつ進めていきたいと思いますので、一旦私のほうの回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 西田町長。

○町長（西田秀治） 貴多議員の再々質問についてお答えします。

もちろん定期的に私は各職場を巡回しております。したがって、かなり密集度が高いということも十分承知しておりますし、あそこに入っているいろんな部門、社協さんも含めた全体がそういう状況だろうという認識もしておりますけれども、いずれもいろんな課題をどのように優先順位をつけてやっていくのかということの中で、もちろん平成29年、私も最初に御質問いただいた記憶もございますし、何とか一日も早くという思いはございます。

ただ、福祉部門をどういう場所に置くのが一番いいのか、もちろんそのときも答えましたけれども、住民の方々直接お越しになる、そういうセクションのほうがいいだろうし、また、階段とか自動ドアとかいろんな問題もあるので、住民の方が来やすいところがいいだろう、もちろんそういうふうに思って今までやっているわけですが、なかなかこれ、言い訳して言ったら申し訳ないですが、やるのであれば合理的にやらなきゃいけない、そうすると、じゃあこの庁舎の大規模改修のときに入れ替えるかというようなことだとか、そうしないとパソコンとかいろんな配線とかトータルでコストがかかりますから、要はそういうことでなかなか実現できていないというのが今の状況かと思っています。

もちろん健康推進課、また福祉部門とも協議の中で、本件の問題がかなり重要度の高い問題であるという認識はしておりますし、この庁舎の改修をどの時点で長寿命化も含めて考えていくのかという中で、その時間が待てないのであれば、違う方策も考える必要がある、そんなことも近々の協議では行ってるわけですが、ちょっとそういう意味で、福祉部門をハードの部分でどう位置づけていくのかというのが今一番の課題であると思っています。

今、平成29年以降、再度確認いただいているわけで、あまり時間を置かない中で対応していきたい、ただ、いろんな課題がありますので、もちろんこれも大変重要な課題であることは認識しておりますので、そういう中でバランスを取って考えていきたいと思うところでございます。

以上でございます。

○議長（小西久次） この際、申し上げます。ここで午前10時20分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時20分

○議長（小西久次） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の質問に移ってください。

○10番（貴多正幸） それでは、2問目の質問に移りたいと思います。

「介護予防の取組は」について伺います。

令和2年第2回定例会にて、高齢者の介護予防の今後については一般質問をした。主に介護予防施策が重要であると提言し、担当課長からもおおむね同等の回答であったと理解をしているところである。

そこで、高齢者保健福祉計画の策定に向け、現在委員会で議論が進められていると思いますが、前回の質問以降、委員会の中で本町の状況にあった介護予防の取組について、どのような話し合いがなされてきたかについて伺います。

次に、次年度の予算編成を作成する時期となってきましたが、第1号被保険者の月額介護保険料基準額は幾ら位になると想定しているのか伺います。さらに、ニーズ調査等の町民の意向を踏まえ、次年度以降の新総合事業のサービスについてどのような考えを持っているのか伺います。

○議長（小西久次） 西村福祉課長。

○福祉課長（西村忠晃） 貴多正幸議員の「介護予防の取組は」の御質問にお答えいたします。

令和2年第2回定例会での一般質問以降、竜王町高齢者保健福祉計画策定委員会において、国の動向、社会的な背景、本町における高齢者を取り巻く状況等を踏まえ、議論を重ねています。介護予防の取組については、65歳以上の方で要介護認定を受けていない方及び要支援1、要支援2の認定を受けている方を対象とした、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査での結果を踏まえ検討を行っています。介護予防に関しては、地域ぐるみの介護予防・健康づくりを基本目標として位置づけ、健康、運動、社会参加、栄養摂取等についての施策を提案しています。

その中でも新たな取組として、地域リハビリテーション事業の推進があります。これは、アンケート調査において、外出について「控えている」と回答された方が約2割おられ、その理由として最も多かったのが「足腰の痛み」で、約5割に

上りました。このことから、「足腰の痛み」を外出阻害要因として位置づけ、当
要因を解消することが介護予防として大きな効果をもたらすと考え、膝の痛み
に着目した予防の取組プログラムの開発、啓発を実施することを提案し、議論
しています。

次に、第1号被保険者の月額介護保険料基準額が幾らになるかですが、現在
も今後の高齢者人口、要介護認定者数を推計する、近隣市町を含めた介護サ
ービス基盤の整備状況を見込む等、介護サービス給付費等に基づき算定中
ですが、介護保険給付費準備基金の取崩しを勘案しない場合、およそ6,700
円になる見込みです。現在は、想定できない介護給付費の増大等への対応
を鑑み、基金の取崩し規模について検討しているところです。

次に、次年度以降の介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新総合事
業の事業展開ですが、ケアマネジメントにおいて入浴なしデイサービスにつ
いて、半日利用の回数増を望む声が多いこと、また、機能維持に効果が期
待できることから、要支援2の方の利用について、週1回から2回の利用
が可能となるようサービスを拡大する予定です。さらには、運動機能向上
リハビリのニーズが高まっていることから、短期集中型及び専門的なリハ
ビリサービスの提供を目指します。

新たな計画においては、従前からの入浴支援、閉じ籠もり防止のニーズ
に対応しつつ、機能維持を図れる通所型、訪問型サービスの提供をベース
にし、展開する考えです。

以上、貴多議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 貴多議員。

○10番（貴多正幸） 令和2年第2回定例会で質問したときは、やっぱ
り会議でいろんな意見等がもまれて、だんだんニーズに合った計画になり
つつあるような気がして、本当に期待しているところでございます。

その中で、質問の中でありました介護保険料です。月額基準額がこの
場合、今、答えにあったのは基金を取り崩さない場合、およそ6,700円
ということで現在の5,900円から800円程度上がるわけです。今の第7
期については、第1号被保険者における介護保険料の所得段階別保
険料を見ますと、現在は9段階なんですよね。その9段階の中で、
いわゆる先ほども言うてます基準の方たちの月額5,900円というの
は、第5段階、ちょうど真ん中の辺にあるわけですが、この部分を見
ますと、第1段階の方については、5,900円を1.0とするならば0.45
倍で、第9段階、一番所得の高い方を考えると1.7倍になるわけ

です。この第8期については9段階制でいかれるのか、この9段階というのは一番所得の高い方で、本人が住民税課税で合計所得金額が基準所得金額300万円以上の方全て9段階になるわけですから、その辺をまた見直しされるのかどうかについて、まず1点伺います。

今度は、介護予防という面もあるんですが、実は認知症のこともちょっと僕は心配しておりまして、先日、12月11日に教育民生常任委員会があった際に、このいきいき長寿プランの未定稿というこの冊子を頂いたんです。その中に、例えば認知症に関する相談窓口を知っている人の割合は約3割で、年齢別、男女別に見ると、65歳から74歳の女性でやや高い割合となっているということで、窓口を知っておられる方が3割ぐらいしかいない、非常に一生懸命やっていたいっているにもかかわらず認知度が低いというのは、これはちょっと問題やなというふうに思うので、その辺についてどのような考えを持っているかについて聞きたいと思います。

それとさらに3点目です。これも実は、今定例会にかけられている竜王町一般会計及び特別会計における補正予算で、介護保険事業に関しては、この補正額で地域密着型サービス給付費が600万円増額される、また、介護予防サービス給付費が350万円増額される、この理由を聞いたときに、要支援1、2の方とかの割合が、だんだん要介護3とか高くなってきているというような回答でした。非常に一生懸命やっていたいっているにもかかわらず、こういったことは仕方のないことかも分かりませんが、やっぱり今、回答の中にもあったように、地域リハビリテーション事業の推進があって、主にリハビリをすることによって運動機能の向上、また維持を目的として介護予防というか、介護のサービスを受けずに済む町民を増やしていこうということを考えておられるということはいいなと考えるんですが、その予算の話からすると少し合わないと僕には思いますので、その辺についてどのように考えているのか、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（小西久次） 西村福祉課長。

○福祉課長（西村忠晃） 貴多議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、保険料段階の設定の御質問ですけれども、現在、議員御指摘のとおり、9段階での保険料段階を設定しているところをございまして、次の計画においてどうするのかというふうなところをございします。現在、9段階というのが一番所得の高い層でございまして、御指摘のとおり合計所得金額300万円以上の方の層となっております。ここを確認いたしますと、令和2年9月末現在におきまし

て、9段階以上の方の被保険者の数というのが200名ほどおられます。もうちょっと細分化しますと、600万円以上のところとなってきますと、およそ52名ほどおられるということで、ここの高所得者、応能力に応じた設計というのが必要なのではないかなというところで検討を進めているところまでございまして、今の想定のところ9段階となっておりますところを、12段階に分けて設定できないかというふうなところで検討を進めております。それに対する割合ですけれども、9段階で今1.7倍ということですが、10段階で1.8倍、11段階で1.9倍、12段階、こちらが一番最高の段階になるんですが、こちらが2.0倍というふうな形で制度設計できないかというふうな検討をしているところまでございます。

保険料収入の全体的な増としましては僅かではございますけれども、慣例といたしましては、所得に応じた負担の公平性を重視したいというところもございしますので、この9段階から12段階の制度設計を今検討し、委員会の中で諮るところまでございます。

続きまして、認知症の関係でございまして。

なかなか認知症の相談窓口が十分に伝わっていないのではないかというふうなところまでございますけれども、認知症の関係につきましては、啓発の関係でございますと、キャラバンメイトの活動であるとか、認知症サポーター養成講座等の実施をさせていただいております、先日も小学校、中学校において、啓発の事業なんかも教育の段階で、小学生の子どもたちであるとか、中学生の子どもたちであるとかいったところを啓発させていただいて、そこからまた家庭の中でその認知症を話題にさせていただくというようなことを狙っているところもございしますので、その他、広報等の発信もしているわけではございますけれども、そうした現場に出向いた発信も重点的にできないか取り組んでいきたいと考えておるところまでございます。

それと3番目の給付費の増でございまして、地域密着型サービス、それから、介護予防サービスの増ですけれども、介護予防につきましては、全体的に要支援1、2の方の認定者数が増えてきているというところがあります。医療にかかるような御病気が改善されてきて、在宅のほうへ生活しなければいけないといったところで、一番大きく関わってきていますのが現在、やはりリハビリのニーズが高いというところまでございまして、在宅の中でどのように自分の動作を快適にしていくのかというところでリハビリのニーズが高まってきている、だから、

早期の介護のアプローチがあるというようなところでございます。

地域密着型サービスの重度化ですけれども、サービスの利用形態が様々でございまして、例えば、地域密着型の通所介護の事業所におきましては、小規模なデイサービスになるんですけれども、こちらのほうに介護度の高い方の利用が最近若干増えているというところがございますので、例えば要介護5の方が何名か利用されておったりというふうなところでございます。要介護5の方といいますと、重度化で一番高い介護度になりますので、例えば施設サービスなんかは適切ではないのかというところもございしますが、在宅介護への御本人様の思いであったり、そういったところに応えて通所サービスを利用されているというところもございます。

地域密着型サービスの枠組みだけで考えますと、重度化ということも考えられているんですけれども、ほかの施設、それから居住系のサービス、そういったところの全体を見ますとどうなのかという検討が必要になってくるのかなと思えます。こういった利用の仕方によってカバーできている部分もあるというふうなことも考えられますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

以上、貴多議員の再質問の回答といたします。

○議長（小西久次） 貴多議員。

○10番（貴多正幸） よく分かる回答でしたので、その件についてはいいかなというふうに感じております。

先ほどちょっと話を出した、リハビリのニーズが高くなっているということなので、リハビリをしていくということについてはよいことかなと思うんですが、以前、先ほども言いました、令和2年第2回定例会で質問したときに、これはおたっしゃ教室のことを一つ例にとって言わせてもらったときに、奥主監のほうから、あれは国からほぼ100%ぐらいの補助金が出ていて、それを社協さんに委託してやっていた事業やっただと。それを徐々に住民さんに手を放して行って、自主的にやってもらったりしているというような話だったかと思うんですが、そのときには、主監の答えの中でも何らかのモデル的な部分を取り入れながらしていく、少してこ入れをしないとなかなか最初から「皆さんやってください」では無理だと思うので、そのリハビリについてもこの事業者に、丸投げという言い方はよくないかも分かりませんが、全て任せてやってもらうのか、それとも、こういう計画に乗って役場も入りながらされていくのか、ちょっとその辺をお聞きしたいなと思えます。

次に、第8期のときに問題になるかなと思っていたんですが、介護報酬の地域区分の見直しという観点で質問をしたいと思います。

これについては、竜王町は、すごく介護報酬の地域区分をされている市町に結構囲まれていて、近隣で言いますと、例えば長浜市とか野洲市、湖南市、東近江市が3%上乗せされているわけですね。この第8期からは日野町さんも近隣に囲まれているというパターンが当てはめられて、3%の上乗せをされる、これは何が問題かという、例えば同じ介護職の仕事をしていて、竜王町やと普通の金額やけれども、3%とか上乗せされているところに行くと単純に給料が上がるわけですね。そうすると、同じ人材が欲しいのに、どんどん給料のよいほうに行かれると、竜王町の介護従事者の数が減っていく、募集しても来られないという心配が出てくるんですね。

その件で、第8期については、竜王町は該当しないということで非常に残念かなというふうに思ったのですが、これも先ほど申しました、12月2日に国交省、並びに滋賀県選出の国会議員さんのところに行かせてもらったときに、小寺代議士の事務所の方から、実は12月6日に武田総務大臣と意見交換ということで、介護報酬の地域区分の見直しというのは、公務員さんの地域手当に準拠しているみたいな形だったので、まずは公務員さんの地域手当がつかないと介護報酬の地域区分の見直しはなされないだろうというようなことも聞いてたんですが、そういったことで総務大臣とお話をされるということで、西田町長が御出席されてましたので、そのときにどのようなお話があったのかちょっと分からないので、ちょっとこの場で、できたら最後に披露していただきたいなというふうに思います。

以上、2点、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小西久次） 西村福祉課長。

○福祉課長（西村忠晃） 貴多議員の再々質問についてお答えいたします。

リハビリに対しての取組のでこ入れですけれども、現在も策定委員会の中で、介護予防事業の中でどのように図っていくのか、ニーズ調査にも見られますように、外出の阻害要因であるのが足腰の痛みというようなところがございますので、そういったところのアプローチをする中でリハビリ事業をどのようにするのかというところも議論しております。

現在、そのリハビリ提供の強化につきましては、一般介護予防事業の中で、例えばリハビリ専門職の雇用であったり、もしくは、どこか委託するようなところがあれば委託という形になるかも分かりませんが、そのやり方はまだ検討

中ですが、そういったところで専門職の各専門的なサービス事業ができる体制を確保した中で、ポピュレーションアプローチでありますとか、個別のケースに関わるところをその専門職が行くことによって、利用される方の、例えば家庭での様子でありますとか、御家庭の構造であるとかはそれぞれあると思いますので、それに応じたものを専門的な見地から、こういう動作の訓練が必要ですよとかいうふうなところのアプローチができないかと検討しているところでございます。

また今後、竜王町国民健康保険診療所（医科）の再整備もございますので、そういったところはリハビリテーション機能が拡大するということを知り及んでおります。こういったところのリハビリテーション機能の拡充とも連携しつつ、何かできることはないのか、また、新総合事業の中で短期集中ということで期間を定める中で、専門的なリハ職からの生活機能改善であるとか、運動機能向上、また栄養改善のプログラム、社会参加のきっかけづくりになるような声かけなり、働きかけなんかをしていきたいというふうに考えております。

そういったところで、リハビリにつきましてのてこ入れについては以上となります。

○議長（小西久次） 西田町長。

○町長（西田秀治） 貴多議員の質問にお答えします。

今ほど貴多議員からも御説明がありましたとおり、公務員の地域手当という問題ですね。これは、公務員給与改定の中で、私も詳細なデータを今持ってませんが、ある時期に基準額を東北地方の平均値に変えたことによって、例えば東京都の国家公務員の給与の補填をしないと、要は大幅に下がるというようなこともあって、実は、都市部の地域手当という生活費の手当を出そうということで今、手当が支給されているということです。

滋賀県の中でも、大津市とか東近江市も支給されています。そういう中で、この近江八幡市が実は非支給地になってまして、もちろん竜王町もそうなんですけれども、もちろんそれが公務員の給与にも関係するんですが、それに加えて福祉系のいろんな報酬にその数値が使われているものですから、連動しているということで、近江八幡市もそうですけれども、いろんな福祉施設の皆さんが本当に優秀な人材を確保できないと、いわゆる近江八幡市で仕事をしたら100円なら100円と、それが大津市に行けば120円とか、さらに京都市はもっと高い、大阪は高いとなると、優秀な人材はそういう意味で流出してしまい非常に苦労しているという話を、武田総務大臣に来ていただいてみんなが話を、行政側から

はもちろん近江八幡市、それから野洲市、そして私ども竜王町、日野町、この地域がそのあたりの訴えをしたところでもあります。

武田総務大臣もそれについては、詳細はその時点で十分御理解されたかどうかは分かりませんが、多分帰っていただいて、問題については認識していただいたと思います。私も参考までに武田さんの地元はどうかと思いましたが、あそこも地域手当は支給していないんですね。そういうことで、多分同じような課題を感じていると思います。

ただ、おっしゃるようにこれは一気に改善してほしいということを強く思っていますけれども、なかなか一気に難しいかもしれませんが、これについても引き続き竜王町の場合は、この地域全体で力を合わせて要望していくということになるのかなというふうに思っているところでございます。

私自身も、いい機会だったと思っています。そういう手当の問題についても、もちろん福祉課長も同席してましたので、私よりも、ある意味十分理解してくれたんじゃないかなと思うところでございます。

以上です。

○議長（小西久次） 次に、3番、福田優三議員の発言を許します。

3番、福田優三議員。

○3番（福田優三） 令和2年第4回定例会一般質問。

「交流・文教ゾーン」内の竜王小学校移転新築整備について」、質問します。
竜王町コンパクトシティ化構想「交流・文教ゾーン」については、地元・地権者説明会が終わり、「交流・文教ゾーン」整備スケジュール（案）が示されたところでもあります。令和元年12月定例会一般質問で竜王小学校整備計画における住民等の意見反映について質問をしたところ、「竜王小学校基本整備構想を今年度内に策定し、次年度以降、この基本構想を基に基本計画の策定や基本設計へと進めていきたい」、また、「基本設計に入る前の基本計画の段階でも学校運営協議会、先生方、子どもたち、保護者、地域の皆さんにも聞いた上で基本設計に入っていきたい」と回答がありました。

「交流・文教ゾーン」整備スケジュール（案）でも示されているように、令和3年4月より基本計画の策定作業に入る予定であるが、現在の町の考えを伺います。

○議長（小西久次） 町田教育総務課長。

○教育総務課長（町田啓司） 福田優三議員の「交流・文教ゾーン」内の竜王小

学校移転新築整備について」の御質問にお答えいたします。

竜王町コンパクトシティ化構想中心核整備に基づく交流・文教ゾーンに移転新築を計画しています竜王小学校の基本計画につきましては、議員御指摘のとおり令和3年から策定に向けて取り組めるように、基本計画策定業務委託料を令和3年度当初予算に計上するための準備を進めています。

あわせて、令和3年度には、学校建設に向け様々な立場の関係者、学校運営協議会、先生、保護者、地域の皆さん等で構成する委員会を立ち上げるとともに、児童たちからも意見を聞く機会を設け、次世代を担う子どもたちにふさわしい学校、保護者の皆さんや地域の皆さんの願いが籠もった学校になるように基本計画を策定していきたいと考えています。

新たな竜王小学校については、令和7年度の開校を目指していることから、基本計画を策定した後、基本設計、実施設計、建築工事といった工程を考えるとタイトなスケジュールになると認識していますので、関係課とも連携し、遅れることなく進めていきたいと考えています。

いずれにしましても、令和元年第4回定例会一般質問で福田議員が指摘されているように、設計が始まったときに関係者の意見が十分に反映されておらず、結果として、使い勝手が悪い学校が出来上がるということが起こらないように、次年度の基本計画策定時に関係者の御意見を十分にお聞きして反映できるように進めることが重要であると考えています。

以上、福田議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 福田優三議員。

○3番（福田優三） タイトなスケジュールになるというのは、もちろん認識しておられると思うんですけども、委員の中に入ってもらえる先生方とか、子どもはもちろん委員の中に入れたいと思うんですけども、その先生方が委員会を立ち上げられて、すぐそうやって意見を言えるというわけには多分いかないと思うんです。先にその先生の意見をまとめといてもらわないといけないとか、どんな学校をつかってほしいかという子どもたちの意見をまとめといてもらわなあかんというのが先にあるほうがいいんじゃないかというふうに思うんです。その意見の取りまとめをしていただいた上で基本計画の策定に取りかかるべきやと思うんです。

それで、先生方の意見の取りまとめをする前に、この先生方が先進校を見に行く視察とか、そういうのもちよっと必要ではないかなというふうには考えますの

で、1つ目はそのことを伺いたいのと、具体的に委員会立ち上げのスケジュールを示すべきだと考えるんですけども、そのあたりについても伺いたいと思います。

○議長（小西久次） 知禿教育次長。

○教育次長（知禿雅仁） 福田議員の再質問の、2つ目のほうについてお答えさせていただきます。いわゆる今後のスケジュールというものでございます。

新たな竜王小学校につきましては、令和7年度開校を目指して現在進めております。今年度、特に策定いたしました竜王小学校の基本構想を基に、まずは基本計画を考える委員会、先ほど議員に御指摘いただきました先生、また保護者、そして地域の皆さん方で構成した委員会を、特に構成メンバーを具体的にしていこうということを来年に始めていきたいなど、そして、令和3年度早々にその委員会を設置させていただきまして、進めていければいいかなと考えております。その後、いわゆる基本設計、そして、実施設計を令和4年度には作成を終え、その後に建築工事といった工程で令和7年には開校していきたいというようなスケジュールで進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、福田議員の再質問の2つ目として回答させていただきます。

○議長（小西久次） 甲津教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（甲津和寿） 福田議員の再質問の1点目につきまして、私のほうからご説明申し上げたいと思ひます。

まず、やっぱり学校を建てていくに当たっては、現場の声をしっかりと取り入れていくということが大変大事なことやというふうに認識しております。特に教職員がより使いやすく、また、子どもたちの学習効果が上がる施設、設備はどうであるかということ、また一方では、子どもたちが使いやすい、楽しい、あるいは魅力のある学校というのは大変大事やと思ひますので、そういったことをしっかりと意見を聞けるような場をできるだけ早くもっていったらというふうには思っています。

その1つに、実は綾戸地区さんへ説明に入らせていただいたときに用意させていただいた資料を、まだ詳しい図面まではいきませんけれども、そういったことは学校へ一旦伝えてあります。そして、学校のほうから職員のほうに伝えてもらうようにも、せんだってしているところでございます。そういったことで、徐々

に新しい竜王小学校ができていくことについて興味関心を持ってもらえるように一歩一歩進めておりますので、令和3年度はそのことをもう少し具体的に、基本構想も出来上がってきましたので、そういったことも提示しながら、今度ももう少し全体的な学校のパスみたいなものもできていく予定をしておりますので、そういったことをちょっと具体化しながら見ていってもらって、どういう設備・施設が必要かというようなことを、教職員の皆さんの意見も聞いていきたいかなというふうに思います。

また、子どもたちについては、それぞれの学年で様々な学習の機会があります。例えば、低学年でしたら生活科の学習ですとか、中高学年でしたら社会科の学習とか、そういう中で地域を知ったり、あるいは、県内の様々な学校を知ったり、あるいは、自分の身の回りを知ったりという学習がありますので、そういったところに新しい学校ができたなら、どんなふうな施設があるといいかなとか、どんな学校を皆は望みたいかなというようなことを少し学習の中にも入れて、子どもたちが興味を持っていろいろ意見を言ってくれるような場がもてればと思いますので、そういったことをまた学校と協議もできたらというふうに思っております。

もう一点ですが、できるだけイメージを持ってもらうために、教職員の皆さんにも先進地視察とかいったことで、実は、福田議員も入っていただいている学校運営協議会で、以前から竜王小学校運営協議会のほうから、今までですと岩根小学校、そして、三重県にあります、いなべ市立石榑小学校等にも行っていただいた経緯がございます。また、昨今ですと、桐原小学校等も見いただいていると。メンバーも変わっておりましたり、また学校運営協議会の皆さんを中心にしてもらってますので、もうちょっと時間を見つけてというか、長期休業中などに、今申し上げたような様々なコミュニティの意見を入れた学校づくりをされているところがございますので、今申し上げた岩根小学校なり、また、石榑小学校なりを、早速にでもまた夏に見ていただいたらイメージが湧くのかなと思いますので、そんな形で視察もしてもらえたらなと思います。

あわせて、今、近江八幡市で新しい学校が次々できておりますので、そういったところの最新設備を見てもらう中で、使い勝手の状況なども聞いてもらったり、また私たちも一緒に聞かせてもらったりしながら、より機能的で、また充実した施設になるように声を集めていきたい、こんなふうに思っておるところでございます。

以上、福田議員の再質問の、1点目についてのお答えとさせていただきます。

○議長（小西久次） 福田議員。

○3番（福田優三） 竜王小学校の基本計画については、令和3年度に委員会を立ち上げ、関係者の意見を聞きながら策定していくという回答がございました。幾ら小学校としての建物の計画が整っても、肝腎の建てる場所の用意ができないと意味がないということを思います。

そこで、現在計画されている交流・文教ゾーンの農振農用地の開発が非常に難しいというふうを考えるんですけれども、どのようにしてこの計画を実現していくと考えているのか伺いたいと思います。

あわせて、土地について、地権者の協力がないと進まないということですが、土地取得の見込みとか計画について少し伺いたいと思います。

○議長（小西久次） 森中心核整備課長。

○中心核整備課長（森 徳男） 福田議員の再々質問について御回答させていただきます。

交流・文教ゾーンの整備に関して、今後のスケジュール感のことかなと思っております。今回、学校建築までに当然ながら造成というものがございまして、それに対しましては、それぞれの許認可がございまして。そうした中で今、スケジュール感の中でいきますと、令和3年度のほうにつきましては造成等の概略の設計等をしていって、令和4年度には実施設計のほうに入っていきたいと思っております。それで令和5年度に工事着手をさせていただきたいというようなスケジュール感を思っておるところでございます。

そうした中では、今回の場所につきましてはほぼ農用地でございますので、それに対しましては各許認可、都市計画法に基づく許可も要りますし、農地転用というのもありますし、それから農振除外、それ以外のものもありますけれども、大きくはこの3つの許可関係が入ってくるのかなというふうに思っておりますので、これにつきましても、来年度ぐらいからは事前の調整は当然ながら関係課、県になりますけれども、そうしたところもしていきたいというふうに思っておりますので、当然ながら令和4年度には許可を取らなければいけませんので、それに向けて進めをさせていただきたいと思っております。

あわせてまして用地のほうでございますが、この許認可の関係なり、また収用認定の申請を今回はしようと思っておりますので、これに対しまして来年度からは事前調整に入らせていただいて、本格的な申請等につきましては令和4年度からになるのかなと思ひまして、その認定を受ける中で開発の許可等も同時に平行さ

させていただきますし、併せまして、用地の取得のほうにつきましては、不動産鑑定等に来年度は入らせていただく中で、令和4年度には何とか皆さんのほうに御協力をいただきたいというような思いを、町のほうとしては持っているところでございます。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 桴木副町長。

○副町長（桴木栄司） 福田議員の再々質問について、私のほうからも一言御説明申し上げておきたいと思えます。

まず、地元綾戸区の役員様、また地権者の皆さん、基本的にはこの計画について御理解いただいて、いろいろと、ある意味今後の進めることについて積極的に御協力いただいて、地域での代表者会議とか、そういうのも設置いただいて、我々と一緒に前向きに御協力いただくという視点からお進めをいただいておりますので、この場で御礼を申し上げておきたいと思えます。

あわせまして、農振の話でございます。少し森課長の補足をさせていただきますが、基本的には学校施設、公共施設については、土地収用法という法律に基づいて、そういった手続をさせていただきます。土地収用法には、より具体的な基本構想も踏まえた学校の考え方とか、併せまして周辺の施設の考え方を整理して、それをしっかりと1年間ほどかけてその収用手続を行うということでございます。収用で認可が下りれば、自動的にというか、その環境が整ったということで農振除外ができるということで、特に公共施設ということでもありますので、優良な農地ではございますが、そういった開発ができるということでございます。

ただ、やはり規模が大きいので、しっかりとした具体的な計画を全体像も含めて示さないと、なかなか課題もあるのかなということで、そのことについては小学校のみならず、他の施設についての考え方も見通しをつけてしっかり進めているところでもございますし、次年度の大きな仕事になってくるかなと思えますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

再々質問への御回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 次の質問に移ってください。

○3番（福田優三） それでは、次の質問に移ります。

「薬師地先沈砂池の有効活用について」質問をします。

総務省統計局の平成28年社会生活基本調査結果によると、各スポーツの行動者数が掲載されており、その中で釣りの行動者数（総数）は981万4,000

人となっています。また、一般社団法人日本釣用品工業会が行っている、第21回釣用品の国内需要動向調査報告書に記載されているルアーフィッシング道具売上げと、フライフィッシング道具売上げを合わせると、国内出荷市場の818億4,800万円と全ての釣り道具売上げの60.6%を占めるほどの人気であることが分かります。

実際、国内にも全国各所、エリアトラウトと呼ばれるニジマス等の管理釣り場があり、町内の滋賀山面工業団地には、エリアトラウト用の釣り道具を作っているメーカーの工場があります。また、町内アウトレットパークには年間600万人を超える利用があり、関西圏内から多くの来場者があります。

そこで、竜王インターチェンジ周辺等の好立地条件を活かして観光資源を生み出すよう、町としても薬師地先の沈砂池を活用し、管理釣り場を造る等の取組をするべきと考えますが、町の考え方を伺います。

○議長（小西久次） 岩田商工観光課長。

○商工観光課長（岩田宏之） 福田優三議員の「薬師地先沈砂池の有効活用について」の御質問にお答えいたします。

平成22年にオープンいたしました三井アウトレットパーク滋賀竜王も、今年で10周年を迎えました。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて休館対応等がありましたが、例年ですと年間600万人以上の来訪者を数えています。オープン当初から、この来訪者をいかに竜王町内へ誘うかについて検討及び模索してきました。その中の1つとして、アウトレットに隣接する八重谷沈砂池の有効活用も検討してきたところでございます。

具体的には、平成30年竜王町商工会との行政懇談会の場で御提案いただきました管理釣り場について、滋賀山面工業団地へ工場進出されている釣り具メーカー一本社へ赴き、趣旨を説明した上で、事業者が主体となった取組について打診しました。その結果、「インターやアウトレット周辺という好立地であり、良い条件がそろっている。社内で検討していく」との御回答をいただいたところであります。

一方で、管理釣り場以外の有効活用の御相談を受けている案件もあることから、その可能性についても並行して模索している状態です。

いずれにいたしましても、八重谷沈砂池周辺の交通安全、駐車場問題、環境への影響、ため池管理者や利用者との調整など、設置に関する諸課題を検討する中で、民間活力による地域活性化が図れる方策を見出していきたいと考えております。

すので、議員各位のお力添えを賜りますようお願いいたします。

以上、福田議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 福田優三議員。

○3番（福田優三） 行政が民間の力を活用してというのはもちろんのことで、行政が何か管理釣り場を造るとか、そういうのは多分難しいとは思いますが、どういうふうに民間の会社を活かしていくかというアイデアはどんどん出していくべきだと思うんです。

全国の例を言いますと、市営プールですね、冬場は活用できないところを管理釣り場としてニジマスを放流して釣り場にしているというところが、最近すごく多く出てきました。そういうふうに夏しか使えないものを冬に活用するというところも大事ですし、各地いろんなところでは、ニジマスを品種改良した独自のサーモンを開発して、何らサーモン、どこどこサーモンというのを出して、それを目当てで全国から釣りに来られるという釣り客が本当に多いということで、滋賀県は特にビワマスが有名でして、全国でも多分ビワマスが釣れるところは醒井だけなんじゃないかなと思うので、例えばビワマスを使った釣り場とか、そういう提案をしていくのも大事なんじゃないかなというふうに思います。

未来創造課が作っています第六次総合計画の土地利用についてなんですけれども、森林地域のところで、森林地域での多面的機能を発揮するための適切な維持管理、保全、自然体験型レクリエーションの機能強化とか、名神竜王インターチェンジ周辺の商業・工業の機能集積地の適切な開発誘導など挙げられております。そういう観点からでも、考えを少し伺いたいというふうに思います。

○議長（小西久次） 関司未来創造課長。

○未来創造課長（関司明德） 私からは、福田議員からの再質問について、総合計画という見方から、今の八重谷沈砂池周辺の利活用についてお答えをさせていただきたいと思います。

ただ、先ほど回答させていただきましたように、今は検討中でございますので、この部分についてストレートについてお答えするのはちょっと難しいかなと思いますので、ちょっと総論的な御回答となりますけれども、御了承をお願いしたいと思います。

竜王町総合計画、これは現状の第五次もそうですけれども、地域資源を活用して、そのことによって地域全体の活性化を図っていこうという考え方は、当然ながら大切な位置づけとして持っておるところでもございます。竜王町でいきます

と、当然ながら農産品とか、文化でありますとか、それから人材という部分もございまして、特に今回挙がってます広域の商業施設というのも一つの資源でもございまして。また、企業、特にものづくりの中心地としてたくさんの企業に立地いただいております、このことも町の資源、財産であるというふうに思っております。

それらの財産がそれぞれ力を発揮いただくということも大事でございますけれども、それらが組み合わせることによってより大きな力になっていくということで、特に総合計画の中でも重点プロジェクトとして位置づけさせてもらってきたところもございまして。これまでですと、スキヤキプロジェクトということで、近江牛を基軸にもっと広い分野でいろんな活性化が図れるのではないかとというようなことも位置づけさせてもらってきたところでもございまして。

また、地方創生という考え方の中には、「まち・ひと・しごと」という考え方で地域を活性化させていこうというのが地方創生の考え方でございまして。多くの人が来られる、その中で仕事ということで収入が得られる、そのことでまち全体が活気づいていくということで、今、福田議員が御提案いただきましたこのことについても、実際実現すると、この「まち・ひと・しごと」ということにも結びついていくのかなというふうに思っております。

森林という意味では、希望が丘等も隣接しておる地域でもございまして、商業施設、またインターチェンジが近いということもございまして、利活用を今後検討する中ではございましてけれども、一つの資源として積極的に今後のまちづくりに活かしていける一つの要素であるというふうに理解しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 次に、9番、磯部俊男議員の発言を許します。

9番、磯部俊男議員。

○9番（磯部俊男） 令和2年第4回定例会一般質問。9番、磯部俊男。

「安全、安心な町づくりを目指す地区内防犯カメラの整備について」。

近年の人身事故、窃盗、性犯罪等の発生における防犯カメラによる検挙数、並びに摘発率は高い成果と評価を得られている。町内においても、子どもたちの安全対策、犯罪防止のため、教育施設については防犯カメラが設置されており、県警事業の地域安全カメラ貸付設置支援事業により、6自治会で設置されていると伺っている。

平成27年国勢調査によると、本町の昼間人口は、流出人口が4,186人に
対し、流入人口が9,016人と町内への流入が流出の2倍以上という状況にあ
り、今後も観光等の振興施策の下、来町者はさらに増加するものと推測され
る。また、本町における近年の窃盗犯件数の推移は、平成29年が43件、平成30
年が49件、令和元年が45件であり、窃盗事件の発生が常在化している。この
ことから、町内での窃盗犯、並びに性犯罪等の犯罪の防止対策として、防犯カ
メラの地区内整備は、町民の安全・安心の確保と向上に有効と考える。

そこで、自らの地域は自らが守るという基本的な位置づけから、防犯カメラ整
備事業に係る補助制度の創設とともに、あわせて、町内企業、事業所等に対して
の防犯カメラ設置協力等について、町の考えを伺います。

○議長（小西久次） 寺嶋生活安全課長。

○生活安全課長（寺嶋 要） 磯部俊男議員の「安全、安心な町づくりを目指す地
区内防犯カメラの整備について」の御質問にお答えいたします。

昨今、滋賀県内など身近なところで交通事故や犯罪等の事件が発生しており、
特に子どもが巻き込まれ小さな命が奪われるなど、重篤な事案も発生しており
ます。

議員仰せのとおり、町内での窃盗犯件数については、平成29年が43件、平
成30年が49件、令和元年が45件となっており、それ以前は平成28年が6
1件、平成27年が77件、平成26年が68件であり、件数としては30%程
度減少したものの、依然として根強く発生しております。また、昨年の窃盗犯件
数のうち、事業所内等で発生したと思われる窃盗（万引きや置き引き等）が20
件、住居への窃盗（空き巣、忍び込み）が4件、車上狙いや乗り物盗（自動車盗、
自転車盗）が6件となっております。万引きや置き引きを除いた窃盗のうち、事
務所や住居及び車両において、扉や窓を施錠した状態での窃盗が1件、施錠して
いない状態での窃盗が11件となっております。

このようなことから、ソフト面では施錠の徹底を呼びかけることで、ハード面
では防犯カメラを設置することで犯罪抑止につながるとともに、交通事故や犯罪
発生時に犯人の早期検挙につながると認識しております。

本町においては、通学通園が集中する学校と園が近い両小学校付近で、不審者
による声かけ事案等が発生していることから、子どもの安全対策として、学校の
近くに防犯カメラを設置しております。

議員御質問の自治会に対する防犯カメラ整備に係る補助制度につきましては、

竜王町未来へつなぐまちづくり交付金の交付対象事業となっておりますことから、各自治会におかれましては、この交付金を活用して整備していただくものと考えております。また、滋賀県警察本部には、自治会等の防犯カメラ設置を支援する地域安全カメラ貸付設置支援事業があり、この制度を活用されている自治会もあります。町内企業、事業所等に対する防犯カメラの設置協力については、警察から各事業所に協力依頼をされており、町としましても犯罪に遭わない、犯罪を起こさせないよう防犯対策について、警察、関係団体等と連携しながら事業所等に対して啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上、磯部議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 磯部俊男議員。

○9番（磯部俊男） 先日、この防犯カメラの設置がどのような形になっているのか、プライベートな関係もありますし、個人情報も含めてかなり難しいんじゃないかなというようなことから、課長の紹介を受けて、近江八幡署の生活安全課のほうに防犯カメラの有効性について等御意見を伺いましたところ、設置については推進の中で非常に協力願いたいというような回答を得ました。各市町に対して、署長のほうからも、町に対して防犯カメラの設置事業の整備に係る助成事業を含めて検討願いたいということをお願いしているんですよということも伺いました。また、大津市においては、やっぱり地域住民が主体での街頭犯罪防止ということから、犯罪のないまちづくりと位置づけて防犯カメラの設置事業に新規で今年度から取り組まれているというようなことです。

回答にありましたように、近年、悪質な犯罪が全国で、かつ頻繁に発生が新聞等で報告されていることから、町長がいつも言われる安全・安心なまちづくりということにつきましては、特に防犯に極めて有効な事業と思いますが、再度、考え方を伺います。

○議長（小西久次） 寺嶋生活安全課長。

○生活安全課長（寺嶋 要） 磯部俊男議員の再質問にお答えいたしたいと思いません。

先ほどの回答でも申し上げましたとおり、竜王町での窃盗犯ということで、減少しているものの常在化しているということでございますけれども、刑法犯の占める割合で窃盗犯が70%、昨年の性犯罪を見ますと、一応検挙されているのはゼロ件というような状況で、主に窃盗、その内訳としては、特に本町においては事業所におけます万引き、事務所荒らしというようなことでございますし、

先ほど申しましたように、その内訳を見ても、かなり施錠されていないという部分がございます。

そうしたことから、各地域においては、先ほども自らの地域は自ら守るという自主防犯活動ということでお取組をいただいておりますし、未来へつなぐまちづくり交付金におきましても、平成30年度からの実績はございませんけれども、令和2年度には1自治会申請中でカメラ設置の予定をされているということでございますので、今後におきましては、未来へつなぐまちづくり交付金も活用しながら、各自治会において、やはり住民同意の中でどのような防犯対策がいいかということをしゅべっていただくのが一番かなと思いますし、町としましては、カメラ以外に防犯パトロールということで、町と地域と連携しながら今後につきましても安全なまちづくりに努めていきたいと思っております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 磯部議員。

○9番（磯部俊男） そのとおりだと思うんですけども、1点、県警の地域安全カメラ貸付設置支援事業は、今年度はございませんし、来年度についても予定がないという話だったので、これの復活をお願いしますとともに、今、課長のほうから、竜王町未来へつなぐまちづくり交付金の範型を言いました。これは、確かに自分たちが考え自らがやっていくということで、非常にいいんですけども、これ3年事業で、それぞれの中で計画を立ててこれが入ればいいんですけども、なかなかここまでの話、地元にはいろんな形の中でやらなきゃならないことが山積していると思いますので、それ用にすぐといった中で防犯カメラ、これは非常に大きくて、回答によりますと1自治会取り組まれると、すばらしい話やなと思いましたが、1つだけではないと思うんです。経費の問題を含めて各自治会、32自治会ありますけど、6自治会のうちある地域においては、この県警の事業を入れられた後に6つ設置されているというようなことも伺いました。各地域によってそれぞれの場所の位置、通行も要りますし、これ警察関係、通行は協力させてもらいたいということでしたけれども、こういう形については自ら事業で行けということではなくて、新たに安全・安心を考える上においては、今町内の中は非常に昔と違って、共働きを含めて町内を歩いている子どももいないというような状態の中でいろんな人が入ってきている。このことから、竜王町としてこのような形の中で防犯について犯罪を起こさせない、いけない、発生が少なくなるというようなことを考えていただきたいと思います。

また、今回はコロナ禍において、生命、生活、経済活動中心に予算が組まれて、これも十分承知するんですけども、町民の安全・安心というのが非常に、これから掲げる課題も含めて大変重要だと思うので、早い時期にこの事業に取り組んでいただきたいことを心から祈念して、質問を終えたいと思います。

○議長（小西久次） 次の質問に移ってください。

○9番（磯部俊男） それでは、2問目に行きます。

「小・中学校における「いじめ」の認知状況と対策について」。

本年10月、文部科学省が公表した、令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によりますと、小・中・高等学校等で認知されたいじめの件数は、過去最高の約61万件で、特に小学校での増加が著しく、前年度比約5万8,000件増加の約48万件であった。

調査結果については全国的な差が認められ、滋賀県は全国平均を上回り、いじめの認知件数は児童1,000人当たり47.5件と昨年度よりも5.9件増加し、7,853件と過去最高となっている。また、いじめを認知した学校は96.6%となり、全国平均の82.6%を上回っている。

都道府県における認知件数の差は、いじめの把握度、調査方法等の違い、また各学校におけるいじめ調査の取組対応等の差によるとされている。結果としては、学校、先生方のいじめに対する取組、関心が高まった結果によるものと推察されている。

これらのことから、次の点について町の考えを伺います。1つ、町内の小・中学校におけるいじめ認知件数はどうなのか。2つ、いじめ防止対策の取組について伺います。

○議長（小西久次） 山添学校教育課長。

○学校教育課長（山添美実） 磯部俊男議員の「小・中学校における「いじめ」の認知状況と対策について」の御質問にお答えいたします。

平成25年にいじめ防止対策推進法が制定され、いじめとは、「一定の人間関係にある者が行う心理的または物理的な影響を与える行為により心身の苦痛を感じているもの」と定義されました。この定義を受けて、町内小・中学校では、一般的にイメージされる執拗な嫌がらせや暴力などの「攻撃」という行為のみをいじめの認知対象とするのではなく、「冷やかしの悪口・嫌なことを言うこと」や「遊ぶふりをしてたたく」などをいじめ事案、もしくは、いじめに該当するのではないかと認識し、教職員で情報共有し、いじめ問題の早期対応・早期解決に当

たるとともにいじめ防止に努めています。

まず、1点目の御質問の、町内の小・中学校におけるいじめ認知件数についてですが、令和元年度は、小学校1校当たり58.5件、中学校は25件でした。なお、平成30年度は、小学校1校当たり36.5件、中学校は69件でした。これは、いじめを初期段階で教職員が積極的に認知している結果と考えられます。重大な事態になる前に状況を把握した上で適切に指導し、子どもたち自身に考えさせることが重要であると考えています。

また、いじめる側についても、聞き取りを丁寧に行った上で振り返らせ、考えさせることによって、子どもたち同士でのいじめを「しない」、「させない」、「許さない」ことへの積極的な行動へとつなげられるよう、粘り強く指導を継続しています。

2点目の御質問の、いじめ防止対策の取組についてですが、各学校では、いじめ防止基本方針に基づいて、年間指導計画に人権集会や毎月の人権放送を位置づけ、いじめの未然防止に取り組んでいます。学校や学級の実態に合わせ、学級会や話し合い、体験活動をし、みんなで協力して課題解決を通して集団づくりをするプロジェクトアドベンチャー活動などを進め、教師側からの指導だけではなく、子どもたち自身が繰り返し話し合ったり考えたりしながら、相手への思いやりや自らのいじめに気づき、止めていく態度を育てています。

中学校では、IBR（いじめ撲滅連盟）を組織し、会員がバッジをつけることで、生徒自らがいじめを許さず困ったときに相談できる雰囲気づくりに努め、生徒自身の主体的ないじめ防止の取組を進めています。

一方、教職員につきましては、管理職のリーダーシップの下、生徒指導主任を中心として必要に応じて対策会議を開き、初期段階から組織として対応し、単なる謝罪でいじめの解消とならないよう定期的な確認を行う等、教員の指導力や意識向上を目指した校内研修を実施しています。

また、子どもたちがいじめ防止アンケートを年に複数回実施するとともに、担任と個別に話す時間を設けたりして、子どもたちの声に耳を傾け、子どもが発する小さなサインを敏感に受け止め、迅速に対応するようにしています。

さらに、教育委員会としましては、各校に1名ずついじめ・別室対応支援員を配置し、学級担任や生徒指導担当とともに、いじめ防止や早期発見・早期対策に取り組める体制づくりを支援しています。加えて、教育委員会主催で年間2回、学校の教職員、保護者、臨床心理士、主任児童委員、社会教育団体代表者等で構

成するいじめ等対策協議会を開催し、いじめ防止や人権尊重に係る取組等について情報交流しています。

今後も、いじめに関する認識を高め、早期発見に努め、教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関等と連携を密に図りながら、子ども一人一人に応じた指導や支援を速やかに進め、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に生き生きと取り組めるようにしてまいります。

以上、磯部議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 磯部俊男議員。

○9番（磯部俊男） 細かな対応について回答されました。引き続きこのような形でお願いたいということですが、回答にありました平成25年いじめ防止対策推進法が制定されて、教員が積極的にいじめ発見に努め、けんかやふざけ合いなどもいじめとみなすようになり、早期の介入、先ほど言われました、いじめるほう、いじめられたほうの子どもたちの意見を聞きながらということで、そういう報告件数が著しくこのことによって増加したと肯定的な意見をされています。

しかしながら、思うんですけれども、からかい、冗談、あだ名呼びまでがいじめ、これは、我々大人の世界でこのような話になりますと、人間関係、友達関係を含めて非常にぎくしゃくし、大変なことになるかと思えます。ましてや先生方につきましては、冗談なりいじめ、みんなが人間関係をつなぐような形を含めてこれはいじめだと言うと、何が何だか分からなくなるというようなことも含めて先生方の大変な指導が必要だと思いますけれども、この子どもたちのストレス対策について回答いただければと思います。

○議長（小西久次） 山添学校教育課長。

○学校教育課長（山添美実） 磯部議員の再質問についてお答えします。

からかい、冗談的な軽微なものまでをいじめと認定される子どもたちのストレス対策ということについて、御質問いただきました。先ほどにもお答えいたしましたように、まず教師は、いじめの行動については絶対に許されないという毅然たる態度を取ることが前提なのですが、一方で、やはりそのようなストレスを感じている子どもたちの行動の背景にあるものは何かという原因を把握したりとか、日常的に感じている何か不満のようなもの、あるいは不平、これをやはりじっくりと聴くということが大切かなというふうに考えております。そのようなことを受容することによって、心の不安というものを安定へ導いていけたらと

いうふうに思っております。

いじめの行為とか、それから他人を排斥するような言葉、言動が正当なものではないということを十分に悟らせるように、それから、自ら反省を促せるようなことを丁寧に取り組んでまいりたいというふうに思っています。

教員は、深い愛情をもって子どもたちに接することによって、そして、一緒に作業するとか、一緒に考えさせたりするような指導をすることによって、子どもたちの人権感覚を育てて、そして、互いの人権を大切にするというような、また、人の痛みが分かるというような感性を育てるように取り組んでまいりたいと思います。

子どもたちが安心して過ごせる学校生活をできるように、粘り強く、教育委員会としましても学校と連携しながら取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、磯部議員の再質問への回答といたします。

○議長（小西久次） 甲津教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（甲津和寿） 磯部議員の再質問につきまして、私のほうからも少しお話をさせていただきたいと思います。

今、磯部議員が御質問いただいた点でございますけれども、一番のキーは何かと私が思っておりますのは、一定の人間関係にある者が行う心理的、物理的な影響を与える行為により心身の苦痛を感じているものをいじめ、あるいはいじめの疑いがあるというふうに認識する、ここが大事やと思うんです。

子どもたちが仲良く遊んでいてもふざけ合ったりすることって、これは幾らでもあることです。Aの子とBの子の中で、Bの子がそのことで苦痛を感じている、いやだなと思っているということをしっかり見抜くことが、そこがいじめ、あるいはいじめの疑いのある事案ということになると。だからこそ、我々を含めて教職員がしっかりとそういう目を、これは何かおかしい関わり合いになっていないのか、いやいや、子ども同士が和気あいあいとやっているけれども、少し過激な中身になっているかなと、その見抜きが大事であるということで、そこをしっかりと見抜けば、いじめの疑いのある事案を見抜けるということもあるでしょうし、場合によっては、それは子どもたちの関わり合いというか、例えばニックネームの呼び方だって、子ども同士の関係の中で成立していれば、それはそれなりの意味があるのかなと。

だから、おっしゃるように何もかもいじめだと言え、子どもたちがすごく窮

屈になっていくということがありますが、そのこととは別に、やっぱりいじめの問題はしっかりと見抜く、あるいは疑いがあったら早期に対応していく、そこを受け止めなくてはいけないということがありますので、そういう意味で、我々としては、やっぱりしっかりと子どもたちの言動を見抜いていく中で、そこに心理的な苦痛を感じているものがないのかどうか、ひょっとしたら心理的な苦痛を感じるおそれにつながっていないかどうかという、そこを見抜いていくということで、そこがあれば、子どもたちにしっかりと指導もしていきますし、子どもたちの思いも聴き取っていくと。そうでないような場面というのももちろんあるわけですから、その見抜きに鋭い洞察力というか、観察力が教職員、あるいは子ども同士の関係性の中にも大事なのかなというふうに思っております。

あわせて、よく言うんですけれども、子どもたちにちょっと関係性のよくない場面を見たときに、「大丈夫か」と尋ねると、子どもが「大丈夫や」と答えました。じゃあ大丈夫やねって、そういう認識ではないと。「大丈夫」って言うってことは、ひょっとしたら大丈夫と言わざるを得ないような状況になっているかもしれないという認識も、教職員にとっては大変大事なことではないかなというふうに思いますので、例えばそういうような目をもって子どもたちと関わっていくことによって、これはいじめの疑い、あるいはいじめにつながる、あるいは、明らかにこれは背景にいじめの問題が根づいているというところを見抜いて、早期対応、早期発見、早期解決につないでいくと、ここが大変大事だというふうに思っておりますので、そういったところを十分加減もしながら、子どもたちの伸び伸びとした生活も支えながら対応していきたいと、このように思っておりますので、私のほうからの回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 磯部議員。

○9番（磯部俊男） 課長の回答は、教師は、一生懸命子どもたちに真摯に向き合っていきたいということです。

おっしゃるとおり、幼稚園から小学校の先生方の名前は全部言えますし、中学校になるとちょっとあやふやになりますけれども、でも担任も全部覚えております。やはりその先生方、非常に信頼できる、これは先生の資質もあると思うんですけれども、課長がおっしゃったような教師としての位置づけもお願いしたいと思えます。

ただし、このいじめというのは、今、教育委員会ばかり申し上げましたけれども、原点は家庭にあると思っております。家庭であり、また教育長がいつも言わ

れます、地域、家庭、学校、まさにこのいじめの問題は学校だけの問題ではないと。やはりいじめがありましたら、村では怒られました。「おまえ、何やっとなねや」という叱りもありましたし、地域が叱ることもあったし、よう頑張ったら褒めていくような地域の形もありましたし、また、今言いましたように学校の関係含めて、先生との関係、先生の家遊びに行ったりとか、そういうことも自然に信頼関係の中で出てくると思います。

今まさに教育長がおっしゃいますように、地域、学校、家庭が一貫というものですけれども、これについて最後に教育長から一言。このいじめが決して学校だけの問題じゃなくて家庭から、まずしっかりとした位置づけの中でこの竜王町で子どもたちを守っていく、その姿勢が大事だと思いますが、最後に教育長の考えを聞きたいと思います。

○議長（小西久次） 甲津教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（甲津和寿） 磯部議員の再々質問につきましてですが、まさにおっしゃるとおり、いじめの問題だけにかかわらず、学校と家庭が本当に車の両輪となって取り組んでいかなければならない、これがまず大前提だというふうに思っております。

あわせて、地域の中で子どもたちは生活しておりますので、地域の皆さんとの関わりも大事にしていくと、場合によっては、たくさんの方がお仕事に就かれていますとしても、やっぱり地域にはおじいちゃん、おばあちゃんもたくさんいてくださいますし、そういった皆さんの声かけも、竜王はまだまだしっかりとしていただいているところもございますので、そういう地域の皆さんからの呼びかけであるとか、声かけ、まさに青少年の健全育成につながる視点、そして、家庭では、やはり私たちもぜひお願いしたいのは、いいことはいい、駄目なことは駄目と、人を傷つけることは絶対許されないというようなところは、家庭の中でのしつけ、家庭教育として大事にさせていただけるように、また、働きかけもさせていただきたいと思っておりますし、そういうことも進めております。

特に竜王町では毎月11日を、人権を大切にする日ということで定めております。学校では、毎月11日は、例えば校内放送を通じて子どもたちに人権の大切さを確認し合うと同時に、近くにいじめ問題が発生していないかを確認し合ひましょうといったようなことも、毎月各学校で取り組んでくれているところですが、そういった取組を、実は家庭にも広げていただいて、今後この11日というのは、人権を大切にする日であるけれども、そういったことに気づいているようなこと

は何かないかなとか、家庭の話題にも広げていただいて、まさにいじめ問題というのは人権問題につながっていきますので、家庭での人権を確かめ合う日をより大事にしていいただければ、まさに学校と家庭、そして地域とが連携した取組につながっていくだろうというふうに思っております。そういう取組をできるだけ今進めておるところですが、御意見をいただいたことを踏まえて総ぐるみで、いじめ問題に限らず、子どもたちの健やかな健全育成につないでいけるように今後も取り組んでまいりたいと思いますので、また御支援、御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、磯部議員への再々質問のお答えとさせていただきます。

○議長（小西久次） 次の質問に移ってください。

○9番（磯部俊男） 「オオキンケイギクの駆除対策について」。

オオキンケイギクによる在来種への悪影響が目立つことから、2005年に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）が施行され、栽培、譲渡、運搬、野外に放つことが禁止され、駆除対策に取り組まれたが、非常に強靱で繁殖性が強いことから繁殖地が拡大して、本町では昨年、県作成のリーフレットにより町民に駆除に係る啓発がされたところであります。

しかし既に、町内においてもオオキンケイギクの群生が確認されており、耕作放棄地、畑地において群生が確認され、繁殖性が旺盛で急激的に広がってきております。町内の在来植物への悪影響が懸念される中、また、オオキンケイギクは法的な駆除、処分方法等に課題があり、全国的にも対応に苦慮されています。

そこで、来年度に向けて、オオキンケイギクの駆除対策等の取組が必要と考えるが、町の考え方を伺います。

○議長（小西久次） 寺嶋生活安全課長。

○生活安全課長（寺嶋 要） 磯部俊男議員の「オオキンケイギクの駆除対策について」の御質問にお答えいたします。

オオキンケイギクは、北アメリカ原産のキク科の多年草で、当初は緑化や園芸などでよく利用されたことにより、現在では河川敷、道路敷、空き地などでよく見られ、5月から7月頃にかけて黄色く目立つ花を咲かせ、夏から秋にかけて種子を実らせ、風や流水に乗りながら散布し、日本全国に分布を拡大しています。また、繁殖力が強く、在来種を駆逐してしまうことから、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律により、特定外来生物に指定されています。

竜王町では、今日まで、オオキンケイギクの群生の調査は実施しておりません

が、滋賀県においては、外来生物の群生状況を把握するために、外来生物調査隊エイリアン・ウォッチャー事業として、県域での調査を実施され、オオキンケイギクをはじめとした外来生物の分布状況を報告書としてまとめられ、その中で掲載されているオオキンケイギク生育確認メッシュ地図によると、県内平地部のほぼ全域に生育していることが確認されています。このようなことから、オオキンケイギクの生育をこれ以上増やさないために、日々の環境パトロール時において可能な限り生育状況の確認を行い、町管理施設、または町有地などの防除対策等について関係機関と協議してまいりたいと考えます。

住民の方々に対しましては、まずは、オオキンケイギクがどのような植物なのかを知っていただき、各家庭の庭などにおいて生育が確認された際には、根から引き抜き、ごみとして処分していただくことなどを啓発してまいりたいと考えます。

以上、磯部議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 磯部俊男議員。

○9番（磯部俊男） オオキンケイギクの対策については、野洲市で前向きに取り組んでおられます。

しかし、行政としては啓発になるのかなと思いますが、併せて住民の方々の協力を得ないことには、とてもじゃないが行政がやっていくという、セイタカアワダチソウを刈り切るような感じじゃなくて、後の処分の問題がありますので、引き続き次年度、この対策についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、この話は、私のある友人であり、親しくしている方は、やはり今までやったら在来の思い出のある草がこういうやつに、セイタカアワダチソウがあったようになくなっていく、このことを非常に危惧されていて、これは我々自身が何とかしないといかんということとともに、そのことをおっしやったことを受けて、私は、オオキンケイギクにかかわらず今ある自然なり、生物、今まで守られて生きてきた財産を守るといふ形、これは草だけでなく文化、さらに今まであった財産的なものを守っていくという姿勢の中でオオキンケイギクを捉えてほしいと思ひます。単なるオオキンケイギクではなくて、自分たちの竜王町をよくするといふ気持ちの中で駆除に取り組まれることを祈念して、質問を終わりたいと思ひます。

○議長（小西久次） この際、申し上げます。ここで午後1時まで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（小西久次） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番、大前セツ子議員の発言を許します。

7番、大前セツ子議員。

○7番（大前セツ子） 令和2年第4回定例会一般質問。7番、大前セツ子。

「道の駅「竜王かがみの里」周辺拡充の今後は」。

現在、道の駅「竜王かがみの里」周辺拡充整備事業が進められていますが、広大な隣接工場跡地の活用計画について考えを伺います。

○議長（小西久次） 岩田商工観光課長。

○商工観光課長（岩田宏之） 大前セツ子議員の「道の駅「竜王かがみの里」周辺拡充の今後は」の御質問にお答えいたします。

道の駅「竜王かがみの里」周辺拡充整備事業に係る土地の取得につきましては、平成30年3月より工場用地の協力を得るための協議を行い、令和元年7月31日議会全員協議会及び令和元年8月13日議会全員協議会で御報告しましたとおり、竜王町大字鏡979番1ほか30筆、面積3万7,979.46平米を、取得予定金額4億6,334万9,412円で京都府京都市の株式会社ワコールから取得することとしております。令和元年7月31日議会臨時会において、令和6年度までの債務負担行為を承認いただき、令和元年8月議会定例会本会議にて「土地の取得について」、令和元年8月13日提出、令和元年8月22日議決をいただいたところです。

その後、道の駅拡充ゾーンの竜王町大字鏡字寺中1014番2、面積9,653.36平米については、令和元年10月30日付所有権移転登記が完了しております。さらに、そのうち4,184.85平米について、近隣の騒音対策等として国土交通省に買収いただき、道の駅「竜王かがみの里」駐車場拡張工事を施工していただくために、公図訂正や筆界確認を行ってきました。今年度中には、駐車場拡張予定部分について国土交通省へ売却し、来年度整備予定となっております。

現在、道の駅「竜王かがみの里」の周辺を拡充整備するため、隣接利活用地をどのような手法で計画を進めていくのか、道路の計画と併せて検討中であります。

既に見取済みの残面積5,468.51平方メートル及び令和6年度までに買収予定の2万8,326.10平方メートルについて、様々な活用方法が考えら

れますことから、議員各位におかれましても、有効活用に向けて引き続き御指導、御鞭撻賜りますようお願いいたします。

以上、大前議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 大前セツ子議員。

○7番（大前セツ子） ただいまのお答えでまだまだ先のように思いますが、私もよく利用していますので、少し提案をします。

現在、竜王には、道の駅「アグリパーク竜王」と道の駅「竜王かがみの里」がある中、アグリパーク竜王は、果樹や体験農園を中心とした観光型農業公園としてマスコミでも多く取り上げられるなど、にぎわっています。

一方、竜王かがみの里は、取りたて新鮮野菜を中心に新設されたレストランでにぎわっていますが、このいずれも県内他所の道の駅にあるもので、特に珍しいものではなく、いま一つアピール力としては弱いと思います。

竜王町は今、高齢化が進む中、誰もがいきいきと暮らせるふれあいのまちづくり事業で、いつまでも元気クラブや高齢者の趣味活動を通じて、介護予防を目的に仲間づくりが進められています。そんな中、例えば、愛好者が多い大会のできるようなグラウンドゴルフコースなどを造り、町内外の高齢者をターゲットとしたり、多くの家族連れがにぎわい、そして楽しむことのできるスポーツを中心とした土地利用も、道の駅竜王かがみの里の活性化を図るための方策だと考えます。

竜王かがみの里の利用者が立ち寄るだけでなく、滞在型の道の駅となれば、今以上に食堂や売店などの売上にもつながり、道の駅のさらなる発展につながると考えますが、スポーツを中心とした土地利用について、町の考えを伺います。

○議長（小西久次） 岩田商工観光課長。

○商工観光課長（岩田宏之） 大前セツ子議員の再質問にお答えさせていただきます。

今ほど御提案のありましたグラウンドゴルフ場等々、これからも考えていくわけですが、今現在、隣接利活用地の活用方法の一例として考えておりますのが、議員御指摘のありました、来訪者の滞在時間を向上させるような、また、時間を消費できるような施設の機能、また定住人口の増加であったり、移住の受皿機能であったり、また事業者の活力の向上であったり、雇用の増加の見込めることと、いろんなケースが考えられまして、いずれにいたしましても、国道8号線沿線、それから道の駅に隣接していること、京阪神方面からの竜王町への入り口であるといった特性を考慮しまして、これからの土地利用について模索してま

いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、大前議員の再質問への回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 杼木副町長。

○副町長（杼木栄司） 大前セツ子議員の再質問に対しまして、私のほうからも、今日までのワコールの土地の購入経過も踏まえて少しお話をさせていただきたいと思ひます。

今の担当課長が申しましたように、道の駅「竜王かがみの里」の拡充ということで、そういった意味での用地取得に加えまして、広大な土地でございます、あわせまして、ちょうど道の駅に入るところから積水樹脂辺りまでのところにしっかりと幹線道路、町道をつけていくということも前提におきまして、土地を購入させてもらったところでございます。

町道の延長につきましては、随時国交省のほうの状況も調整しながら、次年度以降ぐらいには構想の設計とか、そういうことも含めて順次、事業に取り組んでいく考えでございます。

そういった中で、幹線的な町道ではございますが、その道路インフラを活かした形で、今後購入するところについては、産業、経済振興、併せて地域振興という意味で有効活用をしていきたいと思っております。大きくは公共的に利用する場合と民間活用しながら経済産業振興するゾーンとして、一応基本的にはそういう考えを持っているところでございます。

一方、その道から山側になりますのは、鏡雲冠寺も含めまして歴史的な文化遺産の多いところでございますので、そういったことを支点に、かがみの里の機能拡充、また北部地域の産業中心核等を進めていきたいというのが本来の考え方でございます。

一方、健康増進も含めたスポーツという意味では、多くの高齢者の方から、グラウンドゴルフ人口というのが健康づくりを含めて、高齢者の会話、交流も含めて増えているというか、大変大事な競技ではないかということで、町のほうにも御要望等頂いております。このことから、しっかりとそのことを受け止めて、今現在、簡易な形ではございますが、妹背の里とか、アグリパーク、そういった中では付随的にグラウンドゴルフ場を併設しておりますが、健康増進という意味からはしっかりと考えていかなければならないかなというように、庁内でも議論に打ちかけたところでございます。

総合運動公園の施設についても、国体に向けていろんな国の事業を取ってこら

れんかということで、今現在採択申請をしておるわけですが、そういったものを考える中でも、そういう事業を取り組んで、そういった運動公園も中心に、また、離れたところでもそういう事業に取り組めないかというようなことで、現在その部分についても考えていきたいと思っておりますので、かがみの里に限らず、高齢者の健康増進のグラウンドゴルフ的なものができる常設的なものを、具体的に検討の着手を始めたところでございますので、そのことをお伝えさせていただきますまして、大前セツ子議員の再質問への御回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 大前議員。

○7番（大前セツ子） よく分かりました。活性化の一つの考えとしてお話しさせていただきましたが、どのような方法であれ、竜王町の魅力を伝えられるとともに、町民にも親しむことのできる道の駅として、夢の広がる整備計画を望み、質問を終わります。

○議長（小西久次） 次に、8番、澤田満夫議員の発言を許します。

8番、澤田満夫議員。

○8番（澤田満夫） 令和2年第4回定例会一般質問。8番、澤田満夫。

「国道477号山中橋付近交差点の右折レーン設置について」。

山中橋近辺の国道477号は、湖南工業団地から竜王インターチェンジの区間の中間に位置し、近くにはにぎわいを見せる小売店舗もあることから、車の往来が非常に多いところであります。また、片側1車線で急にカーブをしており、対向車の見通しも極めて悪い箇所であります。

その区間の中心部に位置する山中橋付近交差点は、祖父川右岸線の起点でもあります。この複雑な交差点付近状況で、町内中心部から町道山中谷田線及び山中嶽線を通じて山中区、また、さくら団地方面に進行する場合、国道を右折し、この山中交差点を通過しなければなりません。現状は、走行車線上で進路変更のため長時間待機しなければならず、絶えず追突の危険にさらされている状況であります。過去には事故も多発し、近辺においては、設置当時、高速道路用の2段のガードレールが設けられるほど危険度の高いところであります。今後、滋賀竜王工業団地内への新規事業所の進出も計画されており、車両の往来も増加が予想されることから、一層、危険度が増すものと思われま。

この交差点は、日常から地元区民はもとより、多数の町民からもその危険性を指摘されております。幸いにいたしまして、周辺においては公共用地もあることから、右折だまりの設置を優先とした安全対策を検討すべきと考えますが、町の

考えを伺います。

○議長（小西久次） 市岡建設計画課長。

○建設計画課長（市岡忠司） 澤田満夫議員の「国道477号山中橋付近交差点の右折レーン設置について」の御質問についてお答えいたします。

当該交差点については、湖南省との境界付近にあり、路線は昭和40年代に県道春日竜王線として整備が行われ、その後、昭和50年代には、現在の岡屋交差点付近の交差点改良及び湖南省側の拡幅が行われ、引き続き平成5年頃に当該交差点から竜王町側について、歩道整備を伴う改良が行われました。あわせて、平成5年4月1日には、国道477号の指定がされております。

道路構造については、当該箇所は曲線区間であり、曲線半径がおおよそ120メートル程度となっております。道路の新設及び改築に当たっては、通常、道路構造令の基準にのっとり設計が行われ、曲線部については、安全に走行できるよう、できるだけ急カーブとならないよう、設計速度に応じて法線が決められます。

当該交差点部の安全対策として、道路敷地内の施設帯等を活用し、右折だまりの設置を検討してはどうかとの御提案ですが、この場合、道路の中心線が祖父川寄りに移動することとなり、湖南省から竜王町に向かう車線が現状以上に急カーブとなります。すなわち、道路構造令の基準を満たすことのできないカーブとなってしまうことから、現実的には困難であると考えます。

しかしながら、議員仰せのとおり、国道477号当該箇所が改良された当時と比べ、周辺環境は大きく変わり、交通量が増加している現状において、当該交差点部の交通安全対策は、大変重要であると認識しております。現状の交差点形状においても、交通安全対策として、改善の余地はあるものと考えますので、まずは短期的、かつ現実的な視点で検討を行い、道路管理者である滋賀県と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上、澤田議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 澤田満夫議員。

○8番（澤田満夫） それでは、改めましてこの付近の危険性を訴えさせていただきたいと思っております。

過去にここは、湖南省から進行してきますと、回り切れずに西側のガードレールに当たり、その反動で山中、さくら団地へ進行するための右折車が待機するべき対向車線を超えて、左側のガードレールに衝突したということが何回もありました。1週間に2回起きたこともあり、田んぼに落ちかけているところを見た記

憶が私もあります。

そのようなことから、国道の拡幅工事の土地買収のために地権者を集めて話をされたのは、通常であれば、従来1段のガードレールのところを、高速道路しか設置しない2段のガードレールを設置するというものでありました。当時の関係担当者もリスクの高い区間であると認識していたようであります。その地権者の1人に私も含まれていたことから、その経緯はよく存じ上げているところであります。

今回は、追突ということで焦点を当てておりますが、この区間を通行します車は、大手自動車会社の完成車を積んだ大型トレーラー車も含む、竜王インター間を行き来する車が多いところであります。

しかしながら、ただいまの回答は右折だまりの設置、いわゆる滞留スペースの確保ができないということでございしましたが、専門的な見地から、道路構造令の基準によると、該当区間は半径120メートルの最小ぎりぎりの曲線が採用されていることから、近くに路面として活用していない道路敷地内の施設等があるにもかかわらず、難しいということでありました。

しかしながら、現地を見ますと、国道と山中橋は非常に落差があり、町道岡屋西川線の起点でありますとともに急カーブであると、非常に危険な要因が集まっているところであります。

そういった非常に危険な場所であるにもかかわらず、こういった150メートル以上の設計がなされていなかったのか確認をしたいと思えます。

○議長（小西久次） 市岡建設計画課長。

○建設計画課長（市岡忠司） 澤田議員の再質問についてお答えいたします。

30年近く前の工事になり、また、県の事業でありますので詳しくは分かりかねますが、まず構造としましては、現地は祖父川右岸の堤防ということで堤防を利用した道路でありますので、カーブとしましてはその内側に、現地を確認しますと、湖南市側にはほ場整備で造られたため池もございすし、また、竜王側においてもほ場整備が次年にされております。

こういったことから、恐らくではありますけれども、道路の、いわゆるコントロールポイントと呼んでおりますけれども、用地の制限がある中でこういったカーブの形になったのではないかと考えております。

また先ほど、山中橋とちょっと高低差があるということで御指摘がありました。これにつきましては、私も現地のほうを確認させていただいております中で、湖南

市、下田側のほうからボックスカルバートが道路の下に埋設されております。そういったことから、高さの制限があったのではないかと考えております。

以上、澤田議員への再質問の回答といたします。

○議長（小西久次） 澤田議員。

○8番（澤田満夫） 分かりました。それならば、山中橋を視野に入れた交差点付近全体を変えればよいわけでありますけれども、これにつきましては、野洲・湖南・竜王調整協議会におきまして、交通インフラ整備という中で高松山中線の整備がありますけれども、ちょうどこの山中橋付近を起点にした構想であります。

しかしながら、この構想におきましても、すぐに現実的なものでございませぬので、今考えられるのは、いかに安価で追突リスクを下げるかということになります。右折待機車線が今すぐできないというのであれば、ドライバーに注意を促す標識、または表示する対策も考慮すべきではないかなというふうに考えております。

例えば、追突事故対策として舗装の改良、いわゆる車線カラー化、あるいは右折車への路面標示とか、いろいろなことが考えられますけれども、長期的なそういったコースの工事も含めまして、短期的、長期的、いろんな観点から考えるべきだというふうに思っております。

町におきましては、なかなかこの箇所につきましては目の届きにくい端に当たる箇所でありますけれども、全町を見渡しましても、車の多い、往来の激しい一つの区間であり、さらに増加が予想されるところでありますので、改めてリスクの高さを訴えさせていただきました。このことについて、考えを聞きたいと思っております。

○議長（小西久次） 井口産業建設主監。

○産業建設主監（井口清幸） 澤田満夫議員の再々質問にお答えさせていただきます。

今回の質問に当たりまして、東近江土木事務所のほうには、今回の基本的な考えについて事前に協議をさせていただいております。その回答の内容が、先ほど課長のほうから申し上げた内容でございまして、経緯については、先ほど課長が言いましたように、何十年前に基本的な道路を拡幅して、現在の国道認定になっておるといようなことでございまして、当時の土地改良の絡みとか、河川の絡みとかいろいろあって現況になっているというところでございまして、現実には、先ほど議員がおっしゃっていただいたとおり、大変危険な交差点といえますか、

そういうことになってございます。

ただ、今日の状況から、すぐには具体的な対策というのは県の協議でもございますように、すぐには対応できないという状況でございますけれども、今議員おっしゃいましたとおり、いろんな路面標示なり、また運転手にそうしたことを促すようなことを、できるだけのことをまた今後、県とさらに協議を進めたいなどというふうに思っております。

そして、今議員、からございました、もう少し広域的なネットワークの関係でございまして、これにつきましては、先般も県土木との協議の中で、竜王町からの要望書の中でも、今おっしゃっていただきました山中から湖南市、ちょうど日枝中学校の手前でございますけれども、仮称でございますが、高松山中線ということで整備構想がございまして、これにつきましては、野洲、湖南、竜王で構成します野洲・湖南・竜王総合調整協議会においても、また来週でございますが、県知事の要望ということとさせていただきます。

なかなかすぐには実現するか分かりませんが、やはり積極的に県等にこうした要望をする中で、なるべく早く構想が実現できるように今後進めてまいりたいというふうに考えてございます。短期的な部分になりますが、先ほど申し上げましたように、具体的な何かそうした対策ができるように、引き続き県土木のほうと協議を重ねてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小西久次） 次の質問に移ってください。

○8番（澤田満夫） 「夜間特別便（相乗りタクシー）の見直しについて」。

子育て支援と路線バス利用活性化施策として、平成30年4月より夜間特別便が運行しています。これは、路線バスの最終便後に、通学定期所有者を対象に相乗りタクシーで午後9時と午後10時に近江八幡駅南口を出発し、通学定期に記載された各バス停まで無料運行する事業であります。この事業は、路線バスの最終便に間に合わない学生にとっては非常に好評であり、直近3か月ベースでは、利用者数は徐々に増加傾向にあります。

しかし、夜間特別便の利用状況を掘り下げれば、利用者数の少ない時間帯もあり、また、路線バスの早朝の始発便までに通学を必要とされる人もいます。通学定期を購入したにもかかわらず、日常において利用したい時間帯にバス運行がないのは不自由であります。

この夜間特別便（相乗りタクシー）も、運行開始以来2年半以上経過したこと

から、運行時間等現在の利用状況等を整理し、原点の子育て応援の趣旨を念頭に、早朝運行の実施等、事業の拡充をすべきでないでしょうか。町の見解を伺います。

○議長（小西久次） 図司未来創造課長。

○未来創造課長（図司明德） 澤田満夫議員の「夜間特別便（相乗りタクシー）の見直しについて」の御質問にお答えいたします。

夜間特別便は、路線バス通学定期利用促進プロジェクトの1つとして実施しており、近江八幡駅発の最終バスが出発した後、午後9時と午後10時に路線バスに代わってタクシーを運行するものです。路線バス通学定期利用促進プロジェクトの趣旨は、子育て世帯の経済的負担軽減と町内路線バスの利用促進としており、通学定期券の購入を促すことで運行への収入が増え、路線バスの維持・活性化につなげていくものです。鉄道駅を有しない本町にとって、路線バスを維持することは、通学者だけに限らず、町民皆様の日常生活を支える上でも重要な取組であると考えております。

夜間特別便の利用者数につきましては、開始初年度の平成30年度では710名でしたが、2年度目の令和元年度には、1,135名と約1.6倍に増加しているところでございます。また、通学定期券の利用につきましては、実施前の平成29年度では1か月当たり約26名、年間延べ314名でしたが、2年度目の令和元年度には、1か月当たりで約73名、年間延べ878名に増加したことで、結果的に令和元年度の町からの路線バスの維持に係る補助金が約550万円削減できたところでございます。

本取組を通じて、役場窓口に来られる保護者の皆様からは、「夜間の子どもの送迎負担が軽減され、家事等の時間に充てることができる」等のお声を頂いており、本取組の成果を改めて認識しているところです。

しかしながら、御質問にございます早朝運行について、まず路線バスで実現する上では、乗務員や車両確保への課題があり、早朝のダイヤを設定することによって夜間の便が減少することも想定されますので、広く関係する路線全体での見直しが必要となってきます。

一方、タクシーで対応する場合には、近江八幡駅を出発する夜間特別便と異なり出発地が点在することから、効率的な運行が困難であり、運行台数を確保する上で、路線バスと同様に乗務員の確保が難しいことに加えて、費用対効果を考慮する必要もあると考えております。

本町の公共交通は、令和2年10月1日から予約制乗合いワゴン「チョイソコ

りゅうおう」の実証運行を開始したことで、大きな転換期を迎えております。そのため、令和3年度においては、チョイソコりゅうおうの評価・検証に加えて、路線バス通学定期利用促進プロジェクトについても事業内容の精査を含めた評価・検証を行い、本町のまちづくりと連携した交通ネットワークの方向性を示す、竜王町交通計画の中に位置づけてまいりたいと考えております。

以上、澤田議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 澤田満夫議員。

○8番（澤田満夫） ただいま御回答いただきましたが、早朝運行は路線バス及びタクシーで対応する場合は、もろもろの理由によりましてなかなかすぐとはいかないということでした。

この質問に当たりまして、未来創造課からいろいろデータを頂きました。それによりますと、今御回答いただきましたように、1万円を限度とした通学定期代金の半額を補助するということと併せて、大幅に定期購入者が増加したというデータがございます。今言われましたように、平成29年は314人、平成30年は626人、一気に倍に増えておりますし、令和元年におきましては878人と本当に増加傾向でございます。また、この夜間利用者におきましても、PRが非常に行き渡りつつあるのか、スタートした平成30年には710人、令和元年においては1,135人ということで、それに比例して運行台数も増えているということがございます。利用者が増加しているということは、このデータからも、子育て世代からも大変喜んでいただいているということが読み取れるかなというふうに思っております。

しかしながら、頂きましたデータから見た簡単に掘り下げた分析でございますけれども、相乗りは1台当たり1人から2人、運行台数につきましては、午後9時出発につきましては月に2.7台ということではほとんど動いていない状態であります。午後10時につきましては、19.4台で、10月におきましては32台ということで、少なくとも1日に2台以上は動いていると。午後10時については、非常に効率がよい運行が図られておるといふことが読み取れます。

いずれにせよ、一昨年に制度ができてからちょうど2年半以上ということですので、ここらで検証が必要になるのかなというふうに思っております。特定の人が多だけ利用されているのか、公平性がどのように保たれているのか、どういうコースを運行されているのかなど、様々な分析方法がありますけれども、利用者の詳細の分析を知って、定期的に利用者の変動に対しフレキシブルに見直

すよう、制度をつくる必要がないかと考えております。

今回、最初に見直しということで、現在第六次総合計画を策定中ではありますが、その中にあります定住人口を増やすという観点も含めて、大切な税金を使うことでもありますので、そのほかの有効性を早急に検証すべきと思います。また、このために国、あるいは県からの補助がもらえる制度がないかなど、さらにまた掘り下げて検証する必要があるかなというふうに思います。

これと併せて、もう一つ確認をしたいと思いますんですが、先ほど回答の中で、路線バスの維持に係る補助金額が550万円削減できたということでもありますけれども、決算報告書によりますと、このタクシーの補助制度によりまして、平成30年が223万8,000円、令和元年におきましては283万2,000円となっておりますけれども、この回答の550万円とこれと整合性というか、どういう関わりがあるのか、それを教えてほしいと思います。

○議長（小西久次） 図司未来創造課長。

○未来創造課長（図司明德） ただいまの澤田議員からの再質問についてお答えさせていただきます。

1点目の、今で2年半経過した中で、やっぱりフレキシブルに評価・検証した中で見直すべきではないかという御質問がございました。それも冒頭申し上げましたとおり、必要な見直しについては実行が必要やというふうに思っております。

今の御質問の中で、午後9時台、午後10時台ということで、利用については午後10時台が圧倒的に多うございます。その原因につきましては、実は、竜王町の中でたくさん利用いただいている分については、八幡竜王線、ダイハツ前を出発とする山之上から近江八幡駅に向かうバス、それともう一本が岡屋南から近江八幡駅に向かう岡屋線という分がございます。岡屋線については、終バスの近江八幡駅北口の出発が午後9時ということで午後9時台のバスがございまして、岡屋線を利用いただいている方については、基本的にバスを今使っているということで、午後9時台については、基本的には山之上に向かうバスを中心に利用いただいていると、午後10時台については、どの路線も終バスが終わりますので、この分については、全て町内全域夜間特別便の中で御利用いただいているということですので、この分の差についてはそのようなことでございます。

あわせて、この間利用いただいている方については、かなり増えてきております。その効果として、夜間特別便も併せまして定期の利用が増えてきているよう

なところでもございます。

補助につきましては、当然いろんな分野で活用できる補助があれば取っていきたいというふうに思っておりますけれども、なかなかバスに対して補助制度がないというのが現状でございます。今のところ、岡屋線については国、県の補助、また、八幡竜王線、山之上のほうに行っているバスについては県の補助を得ておる、ただ、補助率についてはそんなに大きくはないということでございますけれども、一定取れる補助については、併せて取っていきたいというふうに思っております。

それと、見直しですけれども、今年の3月に竜王町交通計画というものを策定させていただきました。その中で、町として有効な移動手段ということで、もちろん皆さんが御利用いただいている自動車というのも有効ですし、路線バスも有効、また、新たな移動手段ということで「チョイソコリゅうおう」のほうを導入させていただきました。それらも併せまして来年度一定の交通計画についても見直しをしていきたいと思っておりますので、その中で今回の定期補助、また夜間特別便も併せましたこのプロジェクトについても一定精査をしていきたいと思っております。

それと、回答の中で、バスの運行に対する補助金が約550万円程度減少になっておるとい、この差でございますけれども、令和元年度におきましては、町として路線バスに対する補助を今出しております岡屋線、それから、八幡竜王線、この2路線を合わせまして補助額が約1,660万円出しております。その前年の平成30年度につきましては、2,200万円の補助を出しておりました。この差として、運行に係る補助が550万円減額になっておるといようなところでもございます。

逆に、夜間特別便と定期の補助金を合わせますと、令和元年度で910万円程度使っております。この差を求めますと、バスの補助金が約550万円減っておる、逆に定期の補助金と夜間特別便で900万円を使っておる、この差が約360万円ございます。この分は、支出としては当然増加をしておりますけれども、この分が子育て支援なり、経済負担の軽減ということで町として支出しておる分でございますので、一定補助金と夜間便で使っている分はありますけれども、その逆ということで、バスへの補助が減っておるといようなことを表したものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小西久次） 澤田議員。

○8番（澤田満夫） いずれにしても検証していただけるということですので、先ほど金額的な話もございましたけれども、非常に大切な税金でございますので、有効的、かつうまく運用できるように新しい制度に取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（小西久次） 次に、1番、森島芳男議員の発言を許します。

1番、森島芳男議員。

○1番（森島芳男） 令和2年第4回定例会一般質問。1番、森島芳男。

「ふるさと納税について」。

新型コロナウイルス感染症の拡大により経済が悪化していることから、本町のふるさと納税への影響を懸念するところであります。

そこで、今年度の寄附及び取組状況はどのようになっているのか伺います。

○議長（小西久次） 岩田商工観光課長。

○商工観光課長（岩田宏之） 森島芳男議員の「ふるさと納税について」の御質問にお答えいたします。

今年度のふるさと納税については、議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大により寄附額への影響も懸念したところでございますが、4月1日から11月30日までの間で件数が2,381件、金額が8,512万4,000円、件数で昨年対比112%、金額で昨年対比148%の御寄附をいただいている状況です。毎年、12月の寄附額が年間の寄附額を大きく左右するところではありますけれども、現時点での年間寄附額を2億円と見込ませていただいております。

今年度の取組状況としましては、7月から新規ポータルサイト「ふるなび」を開設し、現在、4つのポータルサイトから寄附を受け付けることとしております。また、ふるさと納税強化推進員を中心に、5月から11月までの7か月間で、延べ86回の協力事業者訪問をし、3社の新規事業者登録をいただき、現在27社が謝礼品掲載をされている状況です。新規謝礼品につきましても84品増え、12月3日現在、4つのサイトにおいて1,104品のラインナップとなっております。

その他、昨年度10万円以上御寄附いただいた高額寄附者369名に対し、お礼と引き続きの御寄附のお願いをしてきました。企業役職員や従業員の方々から

の御寄附をいただくため、役職員に対しては、東京本社、大阪本社へ町長が出向き、トップセールスを行ってまいりました。また、従業員の方々へは、ふるさと納税に係る企業訪問説明会を御案内し、これまで4社に対して実施してきました。

役場職員、議員の皆さんにも御協力いただきました、ふるさと納税紹介手紙の送付については、これまでははがきでありましたけれども、コメント欄を広く取るために封書（手紙）に変更し、送付実績は844通であります。寄附が集中する12月には、町外にお住まいの御家族、御友人、御親戚に御案内いただくために、1日発行の広報りゅうおうにチラシを折り込みました。

本町の収入確保、また商工振興の観点から、限られた人員の中で可能な限りの方策を実施しています。今後とも議員各位におかれましても、御協力賜りますようお願いいたします。

以上、森島議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 森島芳男議員。

○1番（森島芳男） お答えいただいたのはよく分かるんですけども、本年は、寄附件数、金額ともに大幅なアップをしているわけでありますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大中、経済が悪化して、その中にもかかわらず、前年の施策より特に何が一番よかったのか、その点について伺います。

○議長（小西久次） 岩田商工観光課長。

○商工観光課長（岩田宏之） 森島芳男議員の再質問にお答えさせていただきます。

様々な方策でできることをやっていこうということで取り組んでおりますが、やはり一番大きな寄附額の増加につながったのは、1つ目に申しました新規のポータルサイトを開いたことです。4つのポータルサイトを開いておりますので大変な事務量ではあるんですけども、その事務の一部を業者に委託することによって、こんな小さな町でも4つのポータルサイトからの寄附をお受けすることができておりますので、今年度について大きく伸びた大きな要因としては、ポータルサイトを増やしたことによるものと考えております。

以上、再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（小西久次） 森島議員。

○1番（森島芳男） 令和3年3月が年度末になるわけでありますが、寄附件数、金額ともかなり年初めから3か月間は厳しい状況になると思われるわけでありますけれども、前期より増額するためのまた新たな施策、対策を考えているのか、3月の年間寄附額を現在の見込額以上の計画はできないのか、伺います。

○議長（小西久次） 岩田商工観光課長。

○商工観光課長（岩田宏之） 森島議員の再々質問にお答えさせていただきます。

これまで平成27年から謝礼品を拡大してふるさと納税を拡充してまいりましたが、毎年の傾向とといいますか、月別に見ますと、4月から毎年御寄附いただいて、やはり10月、11月、12月と、特に12月の寄附額が多い傾向にあります。

その要因といたしましては、年末にサラリーマンの方であると源泉徴収票というのを会社からもらえるんですが、どれだけ本人が寄附をすれば一番お得かという金額が出るのが12月下旬になりますので、特に12月下旬、最後の1週間ほどに大きく金額が伸びると。1月になりますと、年が変わりますので、1月、2月、3月というのは金額としてはそんなに多くないというところがございます。

ただ、何か手を打っていかなあかんということでもありますので、今後、新しい取組として、来年度に向けましてはクラウドファンディングであったりとか、何か新しい手法を模索しているところがございますので、今後とも1件でも多く、また、1円でも多くたくさんの御寄附がいただけるように手法を考えてまいりたいと思います。

再々質問のお答えとさせていただきます。

○議長（小西久次） 次の質問に移ってください。

○1番（森島芳男） 「新型コロナウイルス感染症等の対策は」。

全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大しているが、町民への予防対策をはじめ、学校・園における取組状況について伺います。

また、町内の子どもたち、高齢者のインフルエンザの予防接種の接種率はどのような状況か伺います。

○議長（小西久次） 中原健康推進課長。

○健康推進課長（中原江理） 森島芳男議員の「新型コロナウイルス感染症等の対応は」の御質問にお答えいたします。

町民への予防対策につきましては、新しい生活様式となる、マスクの着用、石けんを使った手洗い、密閉・密集・密接といった3つの密を避ける感染予防対策に加え、小まめな換気や常時換気など、集団感染が発生しないよう情報発信に努めています。

また、健康推進員には、地域で事業を実施する際に不安なく活動できるよう、事前の検温や定期的な消毒、人との距離、会場の換気などのチェックリストを活

用いただいています。推進員の担当する地区の状況により、マスク作成・配布や家庭内での消毒などの感染対策が記載されたチラシを配布されるなど、独自活動も実施していただいています。

冬季になってからは、発熱時の受診方法などの感染拡大防止のための周知を行っています。周知につきましては、ホームページ、有線放送、防災情報アプリ「しるみる」、全戸配布、区長回覧等あらゆる機会を通じて感染予防に向けて、情報発信に努めているところです。

また、2点目の町内の子ども、高齢者のインフルエンザ予防接種の接種率につきましては、医療機関からの中間報告となりますが、12月15日時点で子ども全体として62.3パーセントが接種しています。また、高齢者については78.0パーセントの接種率となっています。

以上、森島議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 山添学校教育課長。

○学校教育課長（山添美実） 森島芳男議員の「新型コロナウイルス感染症等の対策は」の御質問にお答えいたします。

6月から学校・園の全面再開後、文部科学省から発出されました、学校の新しい生活様式を遵守しながら、学校内での感染拡大を防ぐためには、まずウイルスを学校に持ち込まないことが重要であるとし、学校と家庭の連携により学校内での感染拡大防止対策を取り、子どもたちの安全・安心を最優先に考えた学校・園における教育・保育活動を推進してまいりました。

学校・園では、感染源や感染経路を断ち切るための予防対策として手洗い、うがい、マスク着用と教室内の3密を可能な限り避けるとともに、換気を徹底するなどの基本的な集団感染へのリスク対応に精いっぱい心がけております。

教育委員会といたしましても、マスクや消毒液のほか、サーキュレーターや空気清浄機、非接触型体温計の配置や町内大手企業から寄贈いただきましたフェイスシールドの活用により、学校園内の感染拡大防止対策を行っています。

9月以降、運動会や体育祭、学習参観や懇談会などの学校行事を分散型として実施する際にも、事前に保護者の皆様に来校いただく時間帯を決めて3密を避けるなどの感染拡大防止対策に御協力をいただき、工夫をしながら保護者や地域の皆様に子どもたちの様子を見にきていただく機会も設けています。

今後も、可能な限り新型コロナウイルス感染症対策とともにインフルエンザ蔓延防止にしっかり取り組み、教育・保育活動を進めてまいります。

以上、森島議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 森島芳男議員。

○1番（森島芳男） 新型コロナウイルス感染症に対する対策をきめ細かく進めていただいていると思いますけれども、もうすぐ子どもたちにとっては冬休みとなりますが、感染拡大に歯止めをかけるためにも、家族、子どもたちにより強化した対応、指導が必要ではないでしょうか。インフルエンザ予防接種も重要と思われる、100%実施の指導も併せて行っていただきたいと思うわけでありまして、見解を伺います。

○議長（小西久次） 中原健康推進課長。

○健康推進課長（中原江理） 森島芳男議員の再質問にお答えいたします。

先ほど御報告いたしました数字につきましては、10月、11月接種分の途中経過になっております。子どもにつきましては、当初72%の接種見込み率をもって予定しておりまして、現在62.3%ということで、これから医療機関からの報告を受け、見込みの72%には近い、またはそれを超した数字になるのではないかというふうに考えております。

また、今議員御指摘のように、100%に近い接種については、また教育委員会とも相談、協力しながら、保護者の皆さんにお伝えをしていきながら啓発をしてまいりたいと思います。

以上、再質問への御回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 森島議員。

○1番（森島芳男） 新聞によりますと、12月17日現在の県内感染者が894人、竜王町においては3人、これからもますます増えると思われ、県内病院の受入れ状況次第により町内の住民が入院できない可能性も出てくるのではないかと、町内には入院できる病院がないため、近隣の市町との連携が大変重要であります。第2回の定例会においても質問したわけでありまして、日々連携ができていくのか、その辺について伺います。

○議長（小西久次） 中原健康推進課長。

○健康推進課長（中原江理） 森島芳男議員の再々質問にお答えいたします。

新型コロナ感染症につきましては、県が中心で動いていただいております、市町のほうでその患者さんに対応するといったことは、法的に実施がございませぬ。今御心配いただいておりますように、入院施設につきましては、現在のところ、滋賀県におきましては、入院加療については特に問題なく県のほうでスムー

ズにコントロールされていると伺っておりますけれども、県のほうでコントロールセンターを置かれておまして、そちらで必要な入院のベッドでありましたり、またホテルでありましたりというふうな調整をされることになっております。特に町と県の中で入院施設についての調整をするというふうな事案は、今のところ想定しておりませんが、県のほうから必要な協力体制等ございましたときには、協力体制をもちながら対応していきたいというふうに考えております。

以上、再々質問の回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） この際、申し上げます。ここで午後2時20分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時07分

再開 午後2時20分

○議長（小西久次） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番、尾川幸左衛門議員の発言を許します。

6番、尾川幸左衛門議員。

○6番（尾川幸左衛門） 私からは、2問の質問をさせていただきます。

令和2年第4回定例会一般質問。6番、尾川幸左衛門。

「町道の認定について」。

町道には、町道の区分に関する規則の中で、目的として、第1条に「道路法に基づく町道について、道路網の整備、拡充を図るため路線に区分をつけ、管理、構造、保全等をさだめ交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする」とある。また第2条には、路線の区分として1級路線、2級路線及び3級路線の基準が示されている。また、認定路線図から見ると、町道は美松台区が918.3メートル、希望が丘区が234.3メートル、松が丘区が514.2メートルと、住宅戸数当たりの比率からは非常に少ない延長である。町道の3級の認定基準は具体的な基準はなく、また、路線の区分及び区間は、別に町長が定めるとなっている。

そこで、次のことについて伺う。

1. 規則の目的に町道の管理、構造、保全等を定めとあるが、具体的にどのようにしているのか。
2. 町道の維持管理をどのようにしているのか、点検記録はあるのか。
3. 町道の認定基準を具体的に決め、美松台区、希望が丘区及び松が丘区内の町道認定を増やす必要があるのではないか。

○議長（小西久次） 市岡建設計画課長。

○建設計画課長（市岡忠司） 尾川幸左衛門議員の「町道の認定について」の御質問にお答えいたします。

まず1点目について、町道の管理としては、町が道路管理者として新設、改築等を行っており、その際の構造については、道路構造令等の基準により、安全で円滑な交通を確保できるような線形や幅員等としております。保全については、現道において、一般交通に支障を及ぼさないよう維持修繕等を行っております。

次に、2点目、町道の維持管理については、日常的に直営の管理作業員2名体制で町道のパトロールを行い、舗装や施設の損傷等を発見した場合は、速やかに補修対応を行っております。あわせて、パトロールによる確認箇所や補修箇所については、記録として残しております。また、主に2車線の交通量の多い町道については、おおむね5年に一度、路面調査を行っております。点検内容としては、主に路面のわだち掘れ、ひび割れ、平坦性についてであり、結果を記録として整理しております。これに基づき修繕計画を立て、順次舗装の修繕工事を行っております。

次に、3点目の御質問について、本町の町道の認定は、主に道路の新設時、歩道設置等を含む改築時及び既存道路との振替え時を原則として行っておりますが、これを明文化した基準はございません。他の自治体について確認すると、基準として定めているところ、定めていないところ様々であり、また、定めているところの内容についても市町様々であります。公平性の観点から、一定の目に見える形での基準は必要であると考えますので、まずは、他の自治体の例を参考にしつつ調査研究を行いたいと考えます。

また、美松台区、希望が丘区及び松が丘区内の町道認定の御指摘ですが、おのおのの区において、開発時の経緯もあることから、認定基準の調査研究と併せて考えてまいります。

以上、尾川議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 尾川幸左衛門議員。

○6番（尾川幸左衛門） 非常によく分かる回答でございましたけれども、ちょっと質問をします。

まず、町道の維持管理ということで書いていただいてまして、日常的に直営の管理作業員2名体制で町道のパトロールを行い、舗装や施設の損傷を発見した場合は、速やかに補修対応を行っておりますという回答をいただいておりますが、町道

としては非常にこういうように補修していただいて、保守管理ができて、道路としては非常にいいと思うんですけども、じゃあどうして町道の認定が今の形になっているのかと、それをちょっと伺いたいと思います。

どういうことかという、今、1級、2級というのは基準が書いておまして分かるんですけども、3級は町長が判断するというようなことになっているんですけども、具体的なことが書いてないと。さっき、他の市町は様々ということがございましたが、一つ、大津市の認定基準では完全に明文化されております。道路の幅員が4メートル以上あることとか、沿道に独立した住居が2以上建築されていることとか、いろんな条件が書いてありますけれども、竜王町の場合は、多分思いますに、創設時にそういうように決められたものがずっと流れているんじゃないだろうか。具体的な数字を上げないことには、もし仮に私の集落でしたら、してほしいと嘆願しても、具体的なことが書いてありますと、こういう条件によって認定をお願いしたい、そういうことを町に申し出たら、町がまたそこで判断していただけると。そういうようなことを決めないと、どういうことで申請をするかということもできないと思うんです。

それで、先ほどの回答にはその点も書いていただけてますけれども、公平性の観点から、一定の目の見える形で基準が必要と考えますと、これが執行部の回答なんですけれども、ただ、その後の文言が、調査研究をしていきますと、これどこも大きいところは、団地でもほとんど市道とか、そんなんになっておりますので、先ほど言われたように町道でしたら、ずっとこういう管理をしていただけますので、そこら辺はこの調査研究をもう少し踏み込んで考えてもらえないかどうか、ちょっと質問をします。

○議長（小西久次） 市岡建設計画課長。

○建設計画課長（市岡忠司） 尾川議員の再質問にお答えいたします。

最初の回答の中で、公平性の観点から一定に目に見える形での基準は必要であるのではないかとということで回答させていただいております。今、尾川議員から御指摘がありましたとおり、他の自治体、大津市ということで一つ事例を挙げられております、近隣の市町についても現在の状況というのを少し伺っております中で、形は様々でありますけれども、基準として定められているところ、定められていないところということで様々ございました。

本町の場合、先ほどこの区分についての中で、3級町道については町長が定めるという、特に具体的なことは書いてございません。区分につきましては、その

区分の整理というところでさせていただいております、また、新たに認定するということにつきましては、また別途別の視点から考えさせていただいております。

在来集落の中におきましては、もともと里道という形であったもの、その中で集落内の幹線的な位置づけになっているところを町道ということで認定をさせていただいているということであるかと思えます。また、団地につきましては、開発の経過、造成された経過もございますので、その開発時、それからその後の経過の中で最初の開発事業者との取決めといいますか、そういった中で幹線的なところは町道として認定させていただいて、それ以外のところにつきましては、細部につきましては在来の集落と同様の考え方、一定地域の受益者の方にも御協力をいただくという中で、そういう経過の中で現在に至っているということで整理をさせていただいております。

以上、尾川議員への再質問の回答といたします。

○議長（小西久次） 井口産業建設主監。

○産業建設主監（井口清幸） 尾川議員の質問に回答させていただきます。

まずは、町道認定に当たる基準というものは、今のところ明確なものはないというのが事実でございます。

ただ、旧の集落での認定箇所の経緯と、それから新興住宅との違いということで、先ほど課長がちらっと申し上げましたけれども、今の竜王町の新興住宅は、全て民間の開発事業者のほうで開発されております。それ以降の、要は道路だけじゃなしに水路とか、あるいは緑地、公園も含めて、そういうものについてどういう維持管理をしていくのかということが最優先にされてきましたので、その時点で町道認定する、せんということよりは、その維持管理をどうしていくのかというのが焦点であったと思えます。

都市計画法で言う32条によって町のほうに帰属されたという経緯の中で、基本的には幹線道路と言われるところと、支線道路と言われるところがございまして、基本的には幹線道路、例えば美松台ですと幅員12メートルの道路を俗に言う町道認定、それ以下については支線ということで、今の美松台で申し上げますと真ん中の道路を幹線道路として町道認定させていただいたということでございます。各団地におきましては、それぞれ条件が異なりますので、どこの団地も、基本的には幹線道路とされるところについて認定をしてきたということで、美松台は12メートル以上の道路ということで、あとの、例えば松陽台とか、松が丘

については、事業者のほうからそうした基準が明確にうたわれていないので、町の判断として、要は中心となる道路について認定をしていたということでございます。

今後については、町道認定が問題ではなくて、私が思うのには、やはり今後の維持管理をする上で、その道路管理、水路管理等の、言うたら公共的な施設をどのように維持管理をしていくかという上で、最終的に町が責任を持って町の財産として所得する場合において、やはり町道認定も含めて管理をしていく必要があるのかなというふうに思います。

その上で、先ほど申し上げましたように、今、基準がございませんので、その点については議員御指摘のように他の市町を参考に基準をつくったほうがいいということも考えられますし、逆につくることによって少し無理が生じるところが出てくるかなということも含めまして検討してまいりたいなというふうに思います。取りあえずは、今後その点について具体的に、担当課を含め、基準等について検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（小西久次） 尾川議員。

○6番（尾川幸左衛門） 今回答いただきましたが、私の質問が、こういう基準をつくっていただけるのかどうかということなんです。どういうことかという、先ほど開発業者とか言われましたけれども、もう美松台も開発されて何年たってますか。もう10年以上、20年たってます。そうすると、もう地権者は全部竜王町民です。竜王町民の道を守るのは、やはり竜王町が守らなまらずいと、そして、そのときに開発業者がいろいろ条件があって地権者が明確になっていないとか、そういうことやったら、そういう条件を挙げてやったらよろしいですよ。大津市のここにもきちっと挙がっています。寄附してもらったら市道認定するとか、そういう条件を挙げてやって、分かりやすく基準をつくってやらないと。旧集落はほとんどきれいにできております、団地の人々が新しく町道にしていっていただきたいなと思って陳情したかっても、いや、これは町長が定めるものだ、何とも具体性がない。

だから、思いますのに、最後のこととして条件を書いて、そして、それやったら町に認定の申請ができると、そして、最終は町が判断するとか、そういうことでもいいと思うんです。そういうことをまとめていただきたい。その調査研究じゃなくて、もう少し踏み込んだ方向に行っていただきたい。そうじゃないと、

違う市やらしてるんですから。竜王町が遅れているだけなんですから。そこらの答えをお願いしたいと思います。

○議長（小西久次） 井口産業建設主監。

○産業建設主監（井口清幸） 尾川議員の再々質問にお答えさせていただきます。

ちょっと回答の趣旨が少しずれていたようで申し訳ございません。町道認定の基準ということ、ちょっとこちらの勘違いといいますか、少し意味が違ったようでございまして、要するに、町の財産としてどうするのかということかなと思います。

例えば、松が丘区でございますと、開発業者は当時2つの企業がされ、1つについては、今は存在しない企業でございます。それ以後、管理について当面の間は地元のほうでやっておられましたけれども、いろんな水道の整備とか、あるいは、もうどうしても地元で管理ができないといった実態の中で、何とか町の名義にしてもらえないかというような話もございまして、何年か前には、メインの町道以外の道路、水路等につきまして町の名義となっております。

そうしたケースで、例えば松陽台も同じようなことございまして、8号線に近い第1松陽台については、もう既に企業のほうからの申出があり、町の道路等が財産となっております。ただ、第2松陽台奥の八幡側については、その企業さんが今は存在しないので、今でも企業の名義のままになってございます。そういう団地ごとにいろんな課題がございますが、団地内の道路、水路を含めた所有者が誰かということは、一定町として把握しておりますので、そこらを一定整理をしながら、議員おっしゃるように、最終的には修繕なり、そういうものを含めた中で町が財産として持つべきものかなという判断をしております。

今後、そうした企業さんで今現在どうしても所在がつかめない、倒産したとか、そういうところについては、いろんな法的な部分も含めて最終的には町の管理となるよう、町として整理をしてまいりたいなと思います。その上で、町道認定するかどうかというのを判断してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小西久次） 杼木副町長。

○副町長（杼木栄司） 尾川議員の再々質問に、私のほうからもお答えさせていただきたいと思います。

先ほどの鎌田議員の緑地ともつながる部分がございますが、いろんな事情、また、いろんな手続の中で町名義にするという部分では、緑地もありますし、道路

もあります。町道の認定ということと、恐らくいろんな責任問題からなってきたら、最終町名義のものはいろんな意味で町が責任を取らなあかんと思いますけど、日常の管理とかいうことも含めると、町道については町道認定をしていく、その中でも町道認定イコール町が管理をする、基本的に管理はしますが、日常管理については役割分担をしていくということの流れで今日まで来ております。

御指摘のとおり、そういった慣例も含めて具体的に数字を示して、基準はまだ明文化されていないのは事実でございますし、そういう意味では、皆さんが分かりやすく整理できるように細かいところまで基準を定めるか、もう少し分かりやすい基準を定めるか、ここはやっぱりしっかり、まずは研究をさせてもらって、研究だけやのうて、もうこれだけ課題が出てきておりますので、ある意味まず第一歩目の基準を定めていくという方向にさせていただきたいかなということで考えております。

細かなところまでは私も十分認識しておりませんが、町道というのは集落と集落を結ぶのを基本的に町道とし、その中で幅員構成を含めて町道認定をすると。集落内については、やはりその中でも通過的なこともございますし、主要幹線というのを町道というふうな形で一定定めてきたという経緯もございます。ただし、そのことも踏まえて、町名義であるけれどもその基準を定めていくということについては、やはり分かりやすい整理をするという意味では、その考えを持っております。

冒頭も申しましたように、具体的に日常管理をするということと町道認定というのは少し分けて、町道認定であるけど、このことについては地域の皆さん方に管理をいただく、また管理をいただくための何か資材とか、支援とかいうことも含めて検討しなければならないと思いますので、そのことを十分踏まえまして基準づくりに努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小西久次） 次の質問に移ってください。

○6番（尾川幸左衛門） 次の質問に移ります。

「農業集落排水の公共下水道接続時期について」という質問でございます。

本町には、殿村と山中の農業集落排水事業があるが、いずれも供用開始が平成元年であり、31年を経過している。法定耐用年数は、機械が15年で2倍を超え、電気が20年と1.5倍を超えている。

また、上下水道課に公共下水道に切り替えた場合の3条予算の試算を確認した

ところ、平成元年度で収益的支出が2,118万9,000円から1,717万8,000円と1年間で401万1,000円減少するとのことであった。施設は老朽化しており、いつ大きな修繕工事が必要になるか分からない状況になっているが、公共下水道への接続を早期に完了すれば、施設への不安がなくなり、経費も毎年401万1,000円安価となる。

また、他市を見ると、大津市では農業集落排水の供用開始が昭和60年、公共下水道への接続が平成28年、草津市では供用開始が平成元年から平成9年、接続が令和元年、守山市では供用開始が平成4年から10年、接続が平成28年から令和4年、野洲市では供用開始が平成元年から平成5年、接続が平成30年から令和2年であり、これらの地区については令和4年までには公共下水道に接続が完了することになっている。

そこで、本町の農業集落排水の公共下水道接続の計画スケジュールについて伺います。

○議長（小西久次） 森岡上下水道課長。

○上下水道課長（森岡道友） 尾川幸左衛門議員の「農業集落排水の公共下水道接続時期について」の御質問にお答えいたします。

本町の下水道は、公共下水道事業と農業集落排水事業にて整備を行っております。農業集落排水処理につきましては、岩井、川守区の殿村地区農村下水道と山中区の山中地区農村下水道において、それぞれの処理場で行っております。いずれの処理場も平成元年の供用開始から約30年が経過していることから、処理施設のポンプなどの機械類をはじめ、配管等の老朽化が進んでおり、施設を維持するため、修繕などの費用も必要となってきております。

このようなことから、農業集落排水の処理施設の今後の方向性について、平成30年度に現在の処理施設を再構築するケースと公共下水道に接続するケースで試算を行い、公共下水道に接続するほうが経済的にも効果的であり、また、事務の一元化による運営の効率化にもつながるため、現在、公共下水道への接続に向け取組を進めているところでございます。

農業集落排水の公共下水道への接続に係る今後のスケジュールといたしましては、令和3年度に補助事業により取得した財産処分の報告書（長期利用財産処分報告書）を農林水産大臣に提出を行い、承認をいただいた後、令和4年度に公共下水道接続工事の実施設計を行い、令和5年度から令和7年度にかけ公共下水道接続工事及び農業集落排水既設管路の調査修繕を実施し、令和8年4月に供用開

始の計画をしております。

以上、尾川議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 尾川幸左衛門議員。

○6番（尾川幸左衛門） 1つ分からない点がございまして。どういうことかという
と、今の農業集落排水の工事をするのは、下水道の認可と都市計画の認可をもら
えば工事はできると思います。そうすると、先ほど私が言いましたように、施設
がもう老朽して、いつ何時壊れるのか分からないと言ってもいい状況だと思いま
す。そうした中において、どうしてこだけスケジュールがかかるのかと。もう
少し早くできないのかと。そこらのことはどういうようにしてこういうスケジ
ュールが決まっているのかと。金額にして1年に400万円無駄金を捨てているわ
けなんです。1年早ければ、400万円浮くわけです。

しかも、私は農業集落排水の設計もしたことがありますし、よく分かってます
けど、一度故障したら1,000万円以上の金が要ります。そうしたときに、故
障したらまだ農林省の補助がもらえます。補助がもらえますけど、農林省の補助
をもらったら、補助金適正化法の関係でまた7年間ほど触れないと、そういうこ
とが起こります。ですから、故障しても補助をもらっても直せないような状況な
んです。そうすると、みすみす毎年400万円マイナスで、しかも、大きい修繕
があったら1,000万円以上要ると、そういうリスクを背負いながらどうして
こういうスケジュールを立てるのか。そこらの考えをちょっと聞きたいと思いま
す。

○議長（小西久次） 森岡上下水道課長。

○上下水道課長（森岡道友） 尾川議員の再質問へのお答えをいたします。

もう少し早くできないかということでございましてけれども、令和8年度の供用
開始の目標年度、こちらにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、手続
や工事などを踏まえた計画年度ということでしております。公共下水道接続に当
たりましては、滋賀県流域下水道接続等取扱要綱、こちらに流域下水道接続基準
というものがございまして、農業集落排水施設などの既存の汚水処理施設を利用
し、新たに下水道へ編入する場合は、雨天時における浸入水がないように、あら
かじめ必要な措置を講ずることというような規定がございまして。そのため、雨天
時の浸入対策として、既設管の調査修繕を含めた計画年度としているところでご
ざいまして、議員仰せのとおり、もう少し早くということでございましてけれども、
調査結果の状況によりましては、早くすることも可能かというように考えている

ところでございます。

また、これらにつきましては、地元の管理組合にもその旨申し上げて御理解をいただいているということでございますので、計画年度を前倒しで早めることも考えているというような状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（小西久次） 井口産業建設主監。

○産業建設主監（井口清幸） 尾川議員の再質問に、私のほうからもちょっと追加させていただきます。

スケジュールにつきましては、今、課長のほうから具体的に申し上げたとおりでございます。令和8年4月の供用開始ということで、公共下水道への切替えを考えてございます。これにつきましては、この間の長期計画に基づいて、そうした設計なり、最終の接続までの期間として、今説明があった期間を定めているところでもございます。

そして、今ありましたように、一番大事なのは両組合、殿村管理組合、山中管理組合、その役員はもちろんでございますが、地域の方々への丁寧な説明と理解をもらった上での、供用開始に向けての準備が必要ということでございます。

特に課題としておりますのが、農村下水道と公共下水道、御承知のように料金体系が異なります。そういうことから、具体的に試算しますと、上がる世帯とまた逆に料金が下がる世帯がございまして、殿村、山中ともに半々、要は全世帯の半分が上がり、半分が下がるというような状況でもございますので、そうしたところの理解を十分にもらった上で事を進めていく必要があるということでございますので、今年度に入りましてからも、11月27日と12月4日にそれぞれ管理組合の役員さんのほうと協議もさせていただいておりますので、今後も引き続き町の計画に沿った形で両組合、また地域の皆さん方の御理解を得ながら計画をもって進めてまいりたいと思います。

以上、御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 尾川議員。

○6番（尾川幸左衛門） 私が今まで言ってますのは、値段が400万円安くなる、これは間違いなく事実ですね、上下水道課に出してもらったデータですから。そして、いつ機械が古いから潰れるか分からない、そういう施設を改修するのに、先ほど主監が言われた料金問題はまた別個ですね。施設を直すのと料金を一緒にするのは別個の話だと思います。だから、料金は別々にして公共のほうに流して

やっても、全然矛盾しません。

何せ私が危惧しておりますのは、機械が大きく傷んで1,000万円かかると、そんなことになったら何をしているか分からないと。そして、毎年400万円が余分にかかるんやと。こんなことを放っといていいんかと。

そして、もう一つびっくりしているのは、時間がかかると。先ほど不明水の対策で調査しなければあかんというのは、流域下水道のところの指針に決まっていると。それは通達か何かで県に決められたものだけであって、交渉する余地もあると思います。

どういうことかという、農村下水は今、雨のときの水が多いです。多いですけども、原水ポンプ槽の能力で決まっているんですけど、その能力は公共下水道のマンホールポンプをつけるのと同じ能力です。ですから、雨水でも今まで処理できてますから、不明水の今の範囲やったら流せる範囲だと思います。

そういうことで、もう今年は下水道の許可をしておられますから、来年からでも工事できますから、もっと早くしたらいいと思います。

私、別の所で仕事をしておりますけれども、そこで仕事して廃止申請を今、しております。そして、廃止申請していますので、これいつ公共につなぐ工事をされるんですかというて聞きました。その答えは、もう去年からしてるよと、廃止申請終わって、来年には工事が完了するよと、そういう感覚なんですわ。

思うに、そこら竜王町の感覚は、機械はいつまでももつもんやと、そういう感覚を持ってるんじゃないですか。400万円の金は捨てても構わないんだと。400万円っていったら大きいですよ、議員の年収よりも高いですよ。そんな400万円を捨ててもいいんだと、そういうような発想を持たんと、金は少しでも節約するんだと、そういう発想を持つ必要があると私は思いますけれども、これは私の考え方です。

以上です。

○議長（小西久次） 西田町長。

○町長（西田秀治） 尾川議員、どうもありがとうございます。貴重な御提言をいただきました。

今、当局がいろいろ考えていますのは、令和8年に供用開始というスケジュール感をもって進めておりますが、先ほど森岡課長も申し上げたとおり、それが少しでもスピードアップできれば、それはそうしたいということであります。ただ、その前提が、現時点では今、殿村、また山中の組合の皆さんには、そういうスケ

ジュールで説明してるところでありますので、今御説明いただいた背景も含めて一日でも早くできるように、おっしゃるようにもし400万円というコストの差が発生するのであれば、その検証も併せてさせてもらって、スピードアップを図っていくというふうに私としては考えていきたいと思えます。

取りあえず、どちらにしても今時点での説明は、それはもちろん利用者の方への説明も含めてそれでございますので、そのところはスピードアップを念頭に置きながら、工期の短縮とか、接続をいかに早くするか、そういうことも含めて議論し、検討し、実行していきたいと思うところでございますので、御理解をいただけたらありがたいなと思えます。

以上です。

○議長（小西久次） 次に、2番、中村匡希議員の発言を許します。

2番、中村匡希議員。

○2番（中村匡希） 令和2年第4回定例会一般質問。2番、中村匡希。

質問事項、「認定こども園化に伴う町立幼稚園の統合について」。

町ホームページに掲載されている令和元年度の重点プロジェクトによると、令和元年10月より行われた幼児教育・保育の無償化によって、保育園の利用希望の急激な増加と幼稚園利用者の減少が見られており、公立幼稚園の認定こども園化に向けた検討が必要であると判断し、教育委員会にこども園準備室を設置することとなった、とある。

本年9月9日に開催された教育民生常任委員会では、公立幼稚園を幼稚園型認定こども園へ移行し、現状の2園を1園に統合する案についての提示もあった。

そこで、次の点について伺います。

1つ、統合を検討するに至った状況の変化は何か。

2つ、今後、認定こども園化についてどのように周知し、住民の理解を得ていくのか。

○議長（小西久次） 町田教育総務課長。

○教育総務課長（町田啓司） 中村匡希議員の「認定こども園化に伴う町立幼稚園の統合について」の御質問にお答えいたします。

まず1点目の「統合を検討するに至った状況の変化は何か」の御質問にお答えいたします。

全国的な少子化傾向や女性の社会参画が進む中、昨年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、本町においても就学前の幼児数の減少が見られる中、

保育園利用希望者が増加し、幼稚園利用希望者が減少する状況となりました。町としましては、今まで大切にしてきた幼児教育・保育を一層充実しつつ、子育て世代の保護者のニーズに対応できる、より良い竜王町の就学前教育保育施設について検討を進めてきております。

町立幼稚園の認定こども園への移行を検討するに当たり、幼児期に望ましい集団を形成していくための一定の幼児数の確保や職員体制の充実による一人一人に応じたきめ細やかな対応、支援体制を整えること、また、限りある予算の中でこれからの時代に応じた教育を充実させていくことが大変重要であることから、統合案についても検討しているところです。

しかしながら、仮に統合して竜王幼稚園を認定こども園にした場合、西学区からの通園距離が遠くなることや西学区に公立の就学前教育保育施設がなくなることなどの課題があり、慎重な判断が必要であることから、2園の町立幼稚園を2園の幼稚園型認定こども園に移行する案と2園の幼稚園を1園の幼稚園型認定こども園に移行する案について、9月9日の教育民生常任委員会においてお示しさせていただいたところです。

以降についても、議員の皆様には都度進捗状況を御報告し、引き続き関係委員会とも協議しながら、より良い就学前教育・保育施設の在り方について協議を深めています。

次に、2点目の「今後、認定こども園化について周知と合意形成をどのように行っていくのか」の御質問についてお答えいたします。

認定こども園への移行基本計画（案）について、今日まで定例教育委員会や就学前教育協議会において各委員の皆様にご説明をさせていただく中で、町民の皆様への説明と合意形成の必要性について御意見をいただいたところです。教育委員会といたしましても、町民の皆様、特に子育てをされている保護者の皆様への周知と合意形成なくして進めていくことはできないと考えております。

このことから、年明け1月に町立幼稚園の今後の在り方について、竜小学区で昼の部と夜の部の2回、西小学区で昼の部と夜の部の2回の計4回、子育てをされている保護者の方をはじめとした町民の皆様との意見交換会を開催する予定です。その後、意見交換会を踏まえまして、就学前のお子さんをお持ちの保護者を対象にアンケートの実施も検討しています。これらの結果を集計・分析し、さらに検討を深めて今後の方向性をまとめていきたいと考えております。

以上、中村議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 中村匡希議員。

○2番（中村匡希） 今、御回答いただいたわけなんですけれども、9月9日の教育民生常任委員会では、この2園を残す場合と2園を1園に統合する2パターンについて、確かに御説明をいただいたわけなんですけれども、今日の回答書には、その2つを残すか、まだゼロベースだというふうに理解をさせていただいたんですけれども、そもそもこの竜王幼稚園と西幼稚園を一つにするに当たって、何で西幼稚園を廃止するのを前提とされているのかというところから私はおかしいんじゃないのかと思うんです。そこについての説明というのが不足しているんじゃないかなど。だって、ゼロベースで本来これを語るのであるならば、その西幼稚園と今の竜王幼稚園の、まずどっちを残すのかというところから議論を始めないと、私はフェアじゃないと思うんです。

だから、我々がこの議会で聞いた限りでは、もう今の竜王幼稚園を残して西幼稚園というのを廃止するという前提が出来上がってしまっていたわけなんですけれども、これについて何で西幼稚園を残さないのかと、この辺の発案をするに当たった事情について伺いたいというのが1点でございます。

それから、教育民生常任委員会のほうでは、令和4年度に認定こども園を開園するというふうに説明をいただいております。ということは、この2園を残すにしても、1園化するにしても、いずれにしても令和4年4月1日までには結論を見て、しかも建物とかそういったものを整備して、全て出来上がった状態でこの令和4年4月にスタートしなきゃいけないということがうたわれているわけですよ。ということは、最終的なスケジュールが、締切りが決まっているわけですから、どの程度の段階で1園化するのか、2園化するのかというのも、ある程度スケジュールが見えてないとおかしいと思うんです。この統合するに当たっても、2園のまま残すにしても、どの程度のスケジュール感でこれをおやりになるつもりなのか、2点目にそのことを伺いたいと思います。

○議長（小西久次） 町田教育総務課長。

○教育総務課長（町田啓司） 中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、もし仮に統合する場合の廃止する幼稚園をなぜ西幼稚園としているのかというところなんですけれども、これにつきましても、竜王幼稚園ではなく必ず西幼稚園と決定してるわけではございませんが、やはり御説明する上で一定一つのたたき台といいますか、案をお示しできないとということで西幼稚園を廃止するという案で御説明させていただいたところなんです。

なぜ西幼稚園のほうを廃止するという案で御説明させていただいたかということですが、現在、町内には、就学前の施設といたしまして私立保育園が2園と町立幼稚園が2園ということで4つございまして、それぞれの立地状況から判断いたしまして、仮に竜王幼稚園を廃止して西幼稚園を残すような形になりますと、西幼稚園と私立保育園が非常に近い形で残り、もう一つは離れたところに私立保育園が残るという形になりますので、やっぱり利便性から考えますと、3つの施設がそれなりに分布したほうがいいんじゃないかなというようなところで一つ、西幼稚園を廃止して竜王幼稚園に統合するという案をお示しさせていただいたところでございます。

それから、もう一点の令和4年の開園を目指して、現在進めておるわけです。確かに議員御指摘のとおり、スケジュールについてもどうなっているのかというのは非常に大事なわけですが、こちらにつきましても、もし仮に4年に開園しようとするすると、その前年の10月、つまり令和3年10月には、令和4年度入園の子どもたちの申込みをしなければならないということになりますので、そうなりますと、遅くとも令和3年10月の時点には当然方向性が決まって、その体制で受け入れられるようになっていなければいけないということになります。そうしますと、さらにそれより前の時点、令和3年早々の時期には方向性を定めて、それに向けていろんな準備ができないといけないということかというふうに思っております。

ただ、まだ2園のままいくのか、1園にするのかというようなところにつきましては、先ほども申し上げました、来月に行います住民の皆様との意見交換会等でもいろんな御意見を頂く中で判断をしていこうと思っておりますので、もしここで十分な議論がまとまらないということになりましたら、何も令和4年にこだわることなく、やはり十分住民の皆様と納得いただける形で、例えば令和5年に延ばすというようなことも一つの選択肢としなければならないのかなというふうに考えておるところです。

以上、中村議員の再質問への御回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 中村議員。

○2番（中村匡希） 再々質問をします。

今、再質問の回答としていただいたのは、令和3年10月ですよね、ということとは、もうあと10か月ぐらいしかないわけで、その頃には入園申込みをすると、その頃までには方向性が出ていないと、1園にせよ、2園にせよ、ゴーサインが

出せないということで、もしそれが固まらなかったら令和4年に延びることもあるかもしれないということだったんですけれども、ちょっと疑問に思うのは、確かに住民説明の面でも、まだヒアリング等々を全くしていない段階に今あるわけですね。だから、それで残り10か月も時間がない中でこれを決めなきゃいけないというのは、かなり拙速ではないのかなという懸念があるわけですね。だから、議会に説明したから住民さん全員に説明責任を果たしたのかということ、それはやっぱり保護者の方直々の意見というのもすごく大切にさせていただきたいなというふうにお願いしたいと思います。

1点、質問なんですけれども、例えば令和4年までこれを延ばしたとするじゃないですか。でも、最終的にどこかで結論を見なければいけないわけであって、1園にするのか、だったら2園のままで続けていくのか分かりませんが、どこかである程度判断をしてしまわないといけない時期って必ず出てくると思うんです。それに当たって保護者からの合意形成が得られなかったから2園のまま続けていくというのも、私も認定こども園について勉強させていただいたんですけれども、将来的にはやはり職員の人数の面とかでも教育上難しい面が出てくる、やはり統合するほうがメリットがある、これも、私は話を聞いて十分分かる面はあるんですけれども、もしこれを先延ばしにするのであれば、一体どういったところを判断基準にして2園のままでいくのか、いや、1園に統合するのか、その決断をするというのが意志としてちょっと見えにくいんですよね。だから、反発したからやめるのかとか、どこかでリーダーシップを発揮して続けていくのかとか、その辺についての判断の根拠になるのが一体何を基準にしているのかなというのがちょっと見えてこないんです。ヒアリングをまだしていないからヒアリングをする、これもすごく大事なことだし、実際必要なんですけれども、じゃあ、それを受けた上で、一体どのように、どの時期で判断していくのかなというところの、僕がスケジュール感って言っているのはそういうところなんです。何を根拠に判断を下すのかということについて、伺いたいと思います。

○議長（小西久次） 甲津教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（甲津和寿） 中村議員の再々質問に、私のほうからお答えをしたいと思います。

まずもって今、御質問いただいている前提でございますけれども、かねてからこの問題については、数年来、こども未来会議で議論もされてきている前提もございまして、そして、子ども・子育て支援事業計画の中でも今後の幼稚園の在り

方、あるいは、就学前施設の在り方というのは、ずっと議論を積み重ねてこれられています。そういったことを受ける中で、今年の4月に教育委員会の教育総務課内にこども園準備室を設置し、より良い町内の就学前教育・保育施設をどうしていくかということを検討してきたところでございます。

そういった中では、今までにこども未来会議に関わってきていただいている方、あるいはまた、子ども・子育て支援事業計画に関わっていただいている保護者の皆様、さらにはまた関係者の皆さん等の意見も踏まえながら今、進んできていると。さらに、今年に入って教育委員の皆さんであるとか、あるいは就学前教育会議の皆さんにも御意見を賜る中、よりよい方向性を探っていこうと、こういうふうに行っているところですが、一定のある程度の案がないといろんな御意見も賜れないということで、9月にもお示ししました2園化、あるいはまた1園化という方向も考えた幼稚園型の認定こども園、これも様々なこども園の形式というのがありますけれども、町内の民間保育園の経営をされている状況との兼ね合いも十分考え合わせながら、また、将来にわたっては、今後コンパクトシティ化構想が出来上がっていく時期の中で、町内の就学前施設をどうしていくかというようなことも視野に入れつつ、今できることをどのようにしていくかというところで考えさせてもらっているのが、今のような案でございます。今申し上げたようなことも含め、さらにそういうことを丁寧に御理解いただいたり、合意形成が必要だということを様々な方々から御意見も頂いておりますので、先ほど申し上げたように、来年早々には具体的なことをお話しさせていただきながら、できるだけ御意見を聴取させていただければと考えておるところでございます。

なお、そのことを踏まえてアンケートもとりつつ、一定の現状をまずは知っていただく、子どもたちの数が減ってきている現状、そしてまた、幼稚園が減少し、保育園が膨らんでいるという状況、また、今のままでいけば一つの幼稚園の1学年が、ひよっとすれば一桁の子どもの数になるような状況もあること等々も併せて、そしてまたニーズが高いということも併せて現状も十分お伝えする中で御意見も賜り、そしてその御意見を踏まえた中でアンケートもとらせていただくような形も入れつつ、どのようにしていくといいかということを考えていきたいというふうに思っております。

そうこうしますと、皆さんの意見が追い風でいろんなことがあれば、早くに結論の方向ということもございしますが、先ほど教育総務課長も申しましたように、私たちとしては一つの目標を定めていますものの、やっぱりきちっとした合意形

成とより良い理解をいただくということを前提にしておりますので、そこは丁寧に丁寧に進めていきたいというふうには考えております。

そういう中でございますけれども、今後としましては、まず1月に御意見等も賜る場を設けること、そして、それを踏まえてアンケートをとらせていただくこと、そういったことを一定集約しながら庁内でしっかりと議論をし、最善のとうか、これしかないベストというのはなかなか見つけにくいですが、より良い、これが望ましいだろうというようなことをある程度年度内に方向づけができましたら、また議会のほうでもお示しもさせていただきたいと思っておりますし、それを踏まえて進めていける方向性を探っていけたらというふうには思っております。

いずれにしても、意見を聞かせていただいたことは大前提でございますけれども、それであっちへ行ったり、こっちへ行ったりということではありません。しっかりと今のあるべき姿を求めつつ、どのようなことができるのかを考えて、より良い方向性を見出していきたいと考えて、これから1月に向けて丁寧な準備もしながら意見交換会の場をまずはもたせていただいて、その結果を踏まえる、そしてまた、それを2月、3月としっかりと詰めていくようなことで一つの方向性のある程度定めていけたらというふうには思っております。

以上、私のほうからの再々質問の御回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 次の質問に移ってください。

○2番（中村匡希） 次の質問に移ります。

令和2年第4回定例会一般質問。2番、中村匡希。

質問事項、「集落内の空き家解消に対する取組は」。

大手不動産会社が運営する全国版の空き家バンクに本町も登録され、町内における不動産の売買が促進されつつある。

しかし、対象として挙げられているのは、町内の新興団地における不動産であり、農村集落における、いわゆる古民家の空き家は極端に流通が少ないのが現状である。

そこで、こうした農村集落における空き家の利活用と市場における流通の活性化について、どのように取り組み、空き家の解消に努めていくのか町の考えを伺う。

○議長（小西久次） 市岡建設計画課長。

○建設計画課長（市岡忠司） 中村匡希議員の「集落内の空き家解消に対する取組

は」の御質問についてお答えいたします。

本町の農村集落における空き家の流通は、団地に比べると少ないのが現状です。この背景の1つには、空き家所有者の意識の課題があるのではないかと考えております。

平成30年度に、空き家所有者への意向調査を実施したところ、回答者72人のうち38人の所有者が「利用を考えていない」、または、「利用を迷っている」と回答されました。つまり、半数以上は利活用に積極的ではないとの結果でした。

その理由で多数を占めたのが「現在は利用の予定はないが、今後必要になったときに備えて一応所有しておきたいから」であり、こうした考え方は、特に農村集落において顕著ではないかと考えております。

こうした中で、本町の空き家利活用に対する取組としましては、平成30年度に竜王町空家等対策計画、令和元年度に竜王町空家等対策アクションプログラムの策定を行い、利活用の推進を含む全体計画を取りまとめました。また、空き家の解消を促すため、平成30年度若者定住のための住まい補助金の創設に当たっては、新築またはリフォーム時の空き家利用・解消を補助対象としました。

今後においては、平成30年度に利用登録を行った全国版空き家バンクについて、次年度の本格稼働に向けて進めてまいります。また、空き家所有者に対しては、空き家の老朽化が進むにつれ維持管理費用が増大することや周囲に被害を及ぼした場合には賠償が発生するおそれがあることを認識していただけるよう、情報提供や啓発を行うことで利活用へ意識を転換していただけるよう努めてまいります。

以上、中村議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 中村匡希議員。

○2番（中村匡希） 再質問をします。

まず、最初のほうでアンケートの結果の話があったんですけども、平成30年度にアンケートを実施して72人の方からアンケートが返ってきて、そのうち38人の方が利用について「積極的でない」という回答をされたということなんですけれども、やはりこれって全体を表しているアンケートなのかというと、僕はちょっと疑問があるわけなんです。アンケートが返ってきたのが72名ですよ。ところが、平成30年度時点だと約160件ほどの空き家があるわけですよ。だから、アンケートは送ったけれども、それが返ってきていない人の分もあるわけなんです。

だから、確かに有効回答者の中では、利用を考えていないという人、利用を迷っているという人に声をかけるべきだと思うんですが、その人が合算すると38人であるということで、これは160分の38という考え方も僕はできるんじゃないのかなと思うんです。そうすると、消極的な人というのは全体の4分の1ぐらいじゃないのかなと、そういう捉え方もできると思うし、このアンケートだけで空き家の所有者がそれほど利活用について積極的でないというふうに類推するのは、僕はちょっと違うのではないのかなというふうに思います。

今回の質問の趣旨というのは、それはいいんじゃないですか、空き家の所有者で、きちっと自分のところで管理をしているから、うちのことはうちできちんとできてますのでこれについては問題ありませんというふうに回答された人が4分の1程度いると、それはそれでいいんです。問題は、残りの4分の3の人たちが持っている古民家なりにどういうふうに働きかけをして、次年度から本格的に開始される空き家バンクの流通に乗せていくかという話を僕はしたいわけであって、4分の1程度が消極的だというのは、あまり回答になっていないと思うんです、そもそもこの私が通告した質問に対する。

だから、4分の3って言っていると思うんですけど、その残りの所有者の方々にどういうふうに働きかけをしていくのかということに対して考えを伺いたいというのが、まず1点でございます。

それから、平成30年度に竜王町空家等対策計画というのができて、昨年度、竜王町空家等対策アクションプログラムというのができたという回答でもあったんですが、本年の3月に地域活性化特別委員会でも、空家等対策アクションプログラム（案）という形で我々議会にもお示しいただいた部分があります。それによると、この空家等対策アクションプログラムの中では、全部で23の項目があるんです。このうち、今日もお答えいただきましたけれども、建設計画課が関わる部門が23分の19もあるんです。これ、ほとんど建設計画課が空き家対策をしなければならないというふうに、この中では読み取れるわけなんです。

ところが、例えば空き家等、自治会、それから利用希望者とのマッチングの促進等々ですね、この中に書いてあるのは、ちょっと読み上げます。「利用希望者と自治会とのトラブル防止のための整備体制の構築」、誰が行うのか。これ、建設計画課が単独で行うというふうに書いてあるんですね。

例えば、移住希望者がいたとして、受け入れる自治会ってというのは当然あるわけですね。その人たちの間に立って、トラブル防止のために人間同士の交流を

つないであげるというセクションが建設計画課になっているって、僕は甚だおかしいと思うんです。だって、移住・定住っていうのは、本来、政策推進の部門が担うことであって、やっぱりハード部門に強い建設計画課というのが23部門中19部門も関わっているというのは、僕は業務過多であると思うし、そもそも仕事自体、問題なく回すつもりがあるのかなっていうのがすごく疑問なんです

だから、事務分掌の在り方として、事務分掌の中には、建設計画課が空き家を担当するなんて一言も書いてないわけであって、例えば移住・定住であれば、政策推進部門がほかの市町でも担うっていうことがやっぱり多いわけです。だから、その事務分掌、働き方というか、すみ分けの在り方について一体どのように考えているのかなと、これちょっと押しつけたんじゃないのかなと、空き家問題があるなら、ほかの部門でやっぱり横断的に解決するべきんじゃないのかというふうに思うんですが、それについての所見を伺います。

○議長（小西久次） 市岡建設計画課長。

○建設計画課長（市岡忠司） 中村匡希議員の1点目の再質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目の、平成30年度の空き家所有者への意向調査につきまして、少し説明不足で申し訳ございません。

これにつきましては、議員御指摘のとおりでございます。平成30年度、自治会のほうから空き家ということで回答をいただいておりますのは、162件になっております。この中で、その所有者に対して意向調査のほうを行っております、その中で回答があったのが112件でございます。この回答があった112件のうち、御本人がこの対象物件を自分で空き家であるということで御回答いただいたのが76件ということで、その76件に対して活用の意向調査をさせてもらった結果ということで説明をさせていただきました。全体の中の残り4分の3ぐらいしか、どのように働きかけを行っていくのかということでございます。

先ほど申しました、特に空き家バンクに向けての取組を、本格稼働ということで次年度に向けて進めております。この中で今現在調整を行っておりますのが、滋賀県の宅地建物取引業協会というところと協定を結ばせていただきまして、連携しながら取り組んでいきたいというふうに考えておりまして、現在、準備のほうを進めさせていただいております。滋賀県の宅建協会のほうとは、下協議のほうは既に行っておりまして、協定締結に向けては宅建協会のほうからは前向きな返答をいただいております。協定を締結することで、実際の空き家の売買や賃借

を、この不動産のプロであります宅建業者のほうにさせていただくということで、安全・安心というものを担保しつつ、本町としましては、より効率的にこの全国版の空き家・空き地バンクのほうを運用していけるのではないかというふうに考えております。

また、その後にはなりますけれども、この空き家物件のバンクへの登録につきましては、現在区長さんのほうに、自治会さんに依頼しております空き家の調査のほうで空き家と報告のありました所有者の方へ制度のお知らせでありますとか、バンクへの登録の依頼のほうをまた行いたいというふうに考えております。そういうような形で空き家の利活用に向けて取組のほうを進めさせていただきたいということで考えております。

以上、中村議員の再質問、1点目に対する御回答といたします。

○議長（小西久次） 杼木副町長。

○副町長（杼木栄司） 中村匡希議員の再質問に対しまして、私のほうからもお答えをさせていただきたいと思っております。

本質問の趣旨は、空き家の利活用ということでのお問合せですので、その分についての質問と回答が若干沿ってない分があるのかなと思っておりますが、少し遡った話をさせていただきたいと思っております。

私どもは、現在の第五次総合計画で人口増を狙っていくという中でも、やはり戦略的に住宅地の確保をしていかなければならない、これは開発案件に関わることやということで、一定の時期にはやはり建設計画課に、開発も含めて住宅に特化した係も含めて部署を設けさせてもらって、その延長線上の中で、いわゆるリフォーム助成も含めていろんなことも考えてきたところでございます。

一方、法律的な部分では、空き家対策を国家的にどうしてくるのかということで、その分についてもそこに担っていただいているのが現状です。

国の流れは、当然利活用もあるんですが、それ以前に空き家の安全対策ということをしていかないと、各自治会の中でもどんどん朽ちる家屋、さらには極端なことを言いますと、通学路に影響があるとか、まずそこをしっかりと基準を決めて、どこが行政権を発せられるかということも含めると、回答申し上げましたような計画とか、アクションプログラムを立てていく、それが大前提でございます。その中で、特定空家という基準を全国でも決められますが、町でも決めて、この特定空家に対して行政権を発するというのが流れでございますので、その延長線上でこの担当部署とさせてもらっているところでございます。

そういった中で、具体の計画を今は手元に持っておりませんが、今の竜王町の事務体制の中では、一旦は建設計画課の中で、今後のことの計画づけも含めて、アクションプログラムの中では対策を講じていくということに部署を持たせてもらっているということでございます。

一方、空き家の利活用という意味では、地域でのコミュニケーションの場とか、また、商業的には空き家をリフォームする業者とかにPRしながら、新規の参入者のところにもいろんなアイデアになるかなと思います。

御質問のとおり、大きな市や町については移住・定住、こういったものは政策部門とか、農業観光部門についてもそういう協議会に入ってやっておられるところもございますので、そこはもう少し我々も、空き家の利活用も含めて、政策部門も含めて研究をさせていただきたいと思います。プログラムの中にこの課が書いてあるからということも、現在の時点ではそういった部署に窓口ということも考えておりますが、柔軟に進めていく中では、そういった所管のほうについても機能的に動けるように考えていきたいと思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、言い訳にはなるんですが、小規模自治体でいろんな部署のいろんなプランをまた実行させてもらおうということになりますと、できるだけそういった中でのプロジェクトとか、そういったことも含めて進めてまいりたいと思いますので、議員御指摘の趣旨については十分同じ認識をしておりますので、そういった方向でも進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

中村議員の質問への御回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 中村議員。

○2番（中村匡希） 事務分掌について私が何で先ほどのような質問をしたかというのと、平成28年に私は地域おこし協力隊としてこの竜王町に来たわけなんですけれども、その4月の一番最初の田中の自治会のときに、今座っておられる未来創造課長、当時の政策推進課長だったと思いますけれども、わざわざ田中の総集会に来ていただきまして、こういう人が竜王町に来たから、一つどうぞよろしくお願いしますということを書いてくれたんですね。だから、当時の政策推進部門がこういうことをやってくれたと。私は、今でも感謝しているんですよ、そのことに対して。それを建設計画課長がやるかというのは、やっぱりちょっとおかしいですよ。と、僕が思うから、先ほどのような質問をさせていただいたんです。やっぱりこの空き家というのは、ソフトとハード、表裏一体の政策なんですよ。

ね。だから、確かに建設の部門では建設計画課の右に出る者はいないんでしょうけれども、一方で、外から来たような、急に右も左も分からないような人の生活の後押しを担当する部門って、やっぱり別に必要になってくるんだろうというふうに思います。今の副町長の話では、やっぱり役場という組織の人的なリソースが限られているから仕方がない面もあるって、それも理解できるんですけども、やはり今後、人を増やしていく、移住・定住を進めていくということに当たって、積極的にいろんな部門がこの空き家政策について関わってもらいたいなというふうに思うわけでありまして。

第五次総合計画の中で1万4,000人という人口目標を掲げられて、これは達成できたかどうかということは一つ置いておいて、重要なことは、その時点で竜王町には1万4,000人の人が居住するだけの家を建てられるスペースなり、少ない中でもそれだけの人口の増加が見込めるといって宅地計算をしたということ、これは非常に今でも参考になる数字だと思うんです。だから、現実にはそれが目標として達成できるかどうかは別として、よく竜王町に住む場所がないよねとか、家を建てる場所が少ないよねっていうふうな言い方をするのは、僕はやっぱりおかしいと思うんです。その当時、既に当時の担当の方が夜なべしたかという話を僕は聞いたんですけども、1万4,000人が住めるという、その頭を決められるという積算を丁寧に行ったということがこの数値に表れているわけであって、そういったことも第六次総合計画の中で盛り込んで、その理念として考えていただきたいと思うんです。

最後に再々質問として、ぜひ町長からもお言葉を頂きたいと思うんですけども、移住・定住ということについて、多分町長自身は空き家の利活用というよりは新しい家を建ててもらいたいとか、そういうお気持ちもあると思うんですけども、やっぱり既存の空き家を利用するというのは、新しい家を建ててもらおうという住宅政策と双璧をなす、重要な集落内における地域課題の解決方法の1つだと思うんです。それについて町長はどのようなお考えなのか、最後に伺いたいと思います。

○議長（小西久次） 西田町長。

○町長（西田秀治） どうもいろいろ御提案いただきまして、ありがとうございます。中村議員からのお話を聞いていまして、その推進体制をどうするのかという議論については、確かに今の竜王町役場の人材の中で、ハードもソフトもある意味こなせる、ただそれ以上にたくさんの仕事を持っていますから、これだけとか

するのは難しいんですけども、これをこなせる人に今担当してもらっていると私は思っています。

ただ、本来的に言えば、今お話のあったとおり、もちろん建設計画課も関係するでしょうし、未来創造課の部分もあるでしょう、移住・定住ということであればそういうことでしょうし、また観光的なことを言えば商工観光課、さらに農業分野も入れれば農業振興課と、こういうようになってきます。そういう意味からすると、この種のテーマというのは、ある程度プロジェクト的にやるべき項目かもしれないと、今改めて確認をしたところであります。それが1点。

それから、今の新しい宅地を造るとか、新しい住宅を造るとか、また集合住宅を造るというのは、ある意味苦肉の策でありまして、もちろん新しい団地で、新しい造成をし、そこに多くの方に来てもらう、これも一つのやり方だし、もう一つ重要なのが、今お話のあった既存集落をきっちり維持するというのも含めて、やはり空き家が増えてくるということの問題、これをどう解消するのかと。

私なんかも最近いろんな意味で考えていますのは、集落であり、空き家がある、何年かそのまま放置されて、それは更地になった空き家なんですけどね、そこに同じ集落の近くの方が土地を買って住宅を建てる、また、今、同じ集落の中に新しい住宅を造る場所がないという議論があります。だから、自分の農家の後継ぎ以外は基本的に建てる場所がないというようなことを議論されていますけれども、空いた土地とか家屋をそういうところに使えないのかという議論だとか、また、移住・定住の問題とか、また竜王町には、工務店さんで古民家を非常に有効活用されているところもあるし、そういう意味で使えないのかとか、もちろん空き家対策もそうですけれども、やはりコミュニティの維持ということから含めても必要なことだろうと認識していますので、何も新しい団地、新しい家を造ることだけが目的でもないし、ただ、総論的に言うと、そういう場所がないことは事実ですから、町有地を使って集合住宅を造ったり、また、町有地に独身寮を建てたり、町有地を使って分譲地を造ったりということを今考えているわけです。そういう意味で、空き家対策というのも総合的に考えたら極めて重要なことであるという認識をしておりますので、それをしっかりまた改めて体制も含めて考えていければありがたいなと思ってますので、御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（小西久次） この際、申し上げます。ここで午後4まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 4 6 分

再開 午後 4 時 0 0 分

○議長（小西久次） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5 番、橘せつ子議員の発言を許します。

5 番、橘せつ子議員。

○5 番（橘せつ子） 令和 2 年第 4 回定例会一般質問。5 番、橘せつ子。

「竜王小学校の移転整備について」。

竜王小学校の移転新築計画については、中期の財政計画もまだ示されていない中で進められようとしています。それでは町民は判断の方法がありませんし、不安だけが募ることになります。小学校移転については、まず移転ありきではなく、現在地建替えも考えられるので、十分な検討材料を示して、町民の合意を得ることが必要と考えます。

そこで、次の点について伺います。

1、交流・文教ゾーンへ移転・新築した場合、主な費用で設計費用、小学校建設費用、土地買収費用、造成工事費用、周辺道路整備費用、上下水道整備費用、惣四郎川改修費用等について伺います。

2、令和 2 年第 1 回定例会の一般質問で、移転候補地は地先の安全度マップによると浸水する危険性があるので、その対応として校舎建設地はかさ上げして、グラウンドは調整池の機能をもたせる等の整備を考えていると回答されていたが、それでは避難所としての役割は果たせないのではないかと思います。町の考えを伺います。

○議長（小西久次） 森中心核整備課長。

○中心核整備課長（森 徳男） 橘せつ子議員の「竜王小学校の移転整備について」の御質問にお答えいたします。

まず、1 点目の御質問ですが、交流・文教ゾーンに移転・新築した場合の主な整備費用につきましては、令和 2 年第 3 回定例会の一般質問の回答の中で、交流・文教ゾーンの整備費用については、現時点での試算で約 5 5 億円程度と御回答させていただいたところでございます。御質問いただいておりますのは、小学校の移転・新築した場合の費用とのことですが、造成等については、交流・文教ゾーン全体での試算としておりますので、交流・文教ゾーン全体の費用としてお答えさせていただきます。

主な費用の内訳ですが、造成等設計費用に約 3 億円、小学校建設費用に約 3 0

億円、インフラ等造成工事費用は用地買収費も含め約12億円、その他施設費用として約10億円と見込んでおります。なお、惣四郎川の改修については、現時点では予定しておりません。この額につきましては、現時点での試算額でございますので、今後、基本計画、基本設計等により改めて算定してまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問ですが、調整池の検討状況については、今後、交流・文教ゾーンの雨水排水量の調査を行い、必要となる調整池の量を把握した上で、どの場所にどのような方法で調整池機能を持たせるかを検討することとなりますが、小学校のグラウンドにその機能を持たせることは、土地の有効利用の観点から、最近開校した近隣市の小学校でも先例があり、調整池の設置方法として有効であり、積極的に検討しているところであります。

一方で、現在の竜王小学校の防災上の位置づけを見ますと、竜王小学校は風水害時及び震災時の指定避難所に位置づけられております。この場合、グラウンドの活用については、ヘリポート候補地の1つとして位置づけられており、また、車での避難者の駐車場所となることが想定されます。

御質問いただいておりますように、交流・文教ゾーンへ移転後の新竜王小学校において、グラウンドが調整池機能を兼ねた場合は、大雨等による水害時には使用しませんが、交流・文教ゾーン全体で見ますと、駐車場や公園を活用することで現小学校以上の面積が確保でき、避難所の役割としては問題がないと考えております。また、小学校の移転・新築及び交流・文教ゾーンの整備に当たっては、防災機能を付加することで避難所として今以上に強化できるものと考えております。

以上、橘議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 橘せつ子議員。

○5番（橘せつ子） 今、頂きました回答によりますと、総工事費用は55億円、何かちょっと以前より5億円増えたような気がしているんですけども、前回の9月の一般質問で、移転せずに小学校を建て替えた場合はどうなるのかというふうなことをお聞きしたときに、小学校の建設費は30億円、仮校舎が2億円、学童の施設が1億円、駐車場に1億円、計34億円と聞いていました。これが基本的に必要な小学校の建設費用なんではないかなと私は受け止めたんですけども、でも、移転することにより、そのほかに広大な土地やその購入、造成、それから周辺道路も必要なんですけれども、そういうものが回答いただいたところによりますと、1つずつではなくてまとめたの回答をいただいているので、12億円と

ということですが、私はそこを一番心配しているところで、これからここで収まるのかなという不安もありますし、果たしてそれだけのお金をかけて財政的にもやっていけるのかなという心配を一番にしております。

お聞きしたいんですけれども、2番の質問で、浸水の危険性があるときにはということでお答えいただいたんですけれども、何かもう一つ検討中というふうなことも書かれているんですけれども、もう一つ安全なという感じではないのですが、候補地が地先の安全度マップで浸水する危険性があるというところに、あえて今のような巨額の55億円という予算を投じてする学校の整備計画というのはどうなんだろうというふうに思うんですけれども、その辺はどう考えているのでしょうか。

○議長（小西久次） 森中心核整備課長。

○中心核整備課長（森 徳男） 橘議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、全体経費のところでございますが、前回の質問の回答として、55億円の中にそれぞれの経費ということで入れさせていただいております。また、現地で建て替えた場合には34億円ということですが、この中には、小学校だけの建て替えの部分と、今回交流・文教ゾーン全体での経費ということでほかの施設等も入っておりますので、その差はあるのかなと思っております。

あわせて、現在の地先の安全度マップの浸水想定というところですが、いずれにしましても、この綾戸地先につきまして、ほかの地域もそうなんです。地先の安全度マップでは浸水想定地域になります。その中でより良く、できるだけ造成の中で進められるところを選んでおりますし、コンパクトシティ化構想の中でもこの位置というところを決めさせていただき、進めをさせていただいております。

あわせて、議員おっしゃるように、その安全対策というのは当然ながらしていかなければなりません。その中で、今こちらのほうとして思っておりますのは、小学校校舎、並びに駐車場、こういったところにつきましてはかさ上げをする中で安全を保つ、避難所としての位置づけがありますので対応させていただきたいというふうに思っておりますし、ちょっと先ほどの回答の中でも言わせていただきましたが、これから雨水排水量の検討の中で、グラウンドというところにつきましては一定有効な面積を確保するために調整池の機能を持たせたいというふうに思っておりますので、そうした観点の中から今後、具体的な造成計画を含めた中で安全な場所の位置づけもさせていただきながら進めをさせていただき

たいと思っております。

以上、橘議員の再質問の回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 橘議員。

○5番（橘せつ子） コンパクトシティ化構想と一緒に小学校の移転問題が出てきているというところに、やっぱり大きな根っこがあるのかなと私はずっと思っているんですけども、住民の方が十分知らない間に移転ということが決まって、巨大な予算がそこにかかるというところら辺も、何度も何度も言ってますけれども、十分な説明と、こういうふうにくんだよというふうな見通しみたいなものがちゃんと示されてこそ、住民の皆さんの理解が得られると思います。今現在、コロナ禍で経済的にも本当に大変な状況で、この先も本当に不透明ですし、国の補助金がすぐに下りてくるというふうなことは難しいのではないかなと私は思うんです。そういった中で、これからこれを進めようとしていると思うんですけれども、ちょっともう一回その辺を立ち返って、再度考えていただきたいなというか、見ていただきたいなと思うところです。

もう一点プラスになるんですけども、小学校が移転した後に、宅地をという計画があるというふうはこの前からも伺っているんですけども、その辺は、もし宅地を売るに当たっては、宅地取得者に対しては、周りは浸水するおそれがあるよということを十分説明する必要があると思いますし、そういうふうなことを言った場合、そのような場所に宅地を求めて来られるのかなという疑問もあります。

十分な説明が必要という法律か何か、私もそこら辺は詳しく調べられていないんですけども、必ず説明が必要やというようなことも伺いましたし、福知山市のほうでは、造成地が水没して、住まれていた方が市長に対して訴訟するというふうな事件も起きたりしておりますので、その辺も考えますと、宅地としてそこを造成するということにも不安要素があるなというふうに思っております。

いずれにしましても、今度のこの計画に当たっては、やっぱり住民の皆さんの声を十分に反映したものの、皆さんが納得する形で進めていただけていますようお願いしたいと思います。

○議長（小西久次） 執行部の回答はよろしいですか。

○5番（橘せつ子） はい。

○議長（小西久次） 執行部の回答はいいということで、要望ということですね。

それでは、次の質問に移ってください。

○5番（橘せつ子） 次の質問に移ります。

「小・中学校の少人数学級編成の見通しについて」。

コロナ禍で三密を避けるため、全国的にも小学校、中学校の少人数学級の実現は喫緊の課題であります。また、それだけでなく、5月の分散登校では子どもたちから、「丁寧に教えてもらって分かりやすかった」、先生からも、「子どもたちの顔がよく見えて、皆に声をかけることができている」と、少人数の落ち着いた教育環境の大切さが改めて認識され、評価されています。

本町でも、保護者や学校ボランティアの方からも三密の状況を解消できるように少人数学級を求める声が出されています。

そこで、今後の本町の小・中学校における20人前後の少人数学級編成等の見通しについて伺います。

また、現在、児童数によっては既に少人数学級に近いクラスもありますが、1クラスで35から36人学級のところについて20人前後の学級にすると、あと何クラス必要になり、新たに何人の教諭の配置が必要になるのか伺います。

○議長（小西久次） 山添学校教育課長。

○学校教育課長（山添美実） 橘せつ子議員の「小・中学校の少人数学級編成の見通しについて」の御質問にお答えいたします。

現在の国の学級編成の標準は、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第4条に基づき、小学校1年においては35人、小学校2年以上は40人とされています。

滋賀県では、独自に、特に必要と認められる場合、小学校2年以上、中学校3年までの児童生徒の実態を考慮して、35人学級を編成することができるようにしています。町内の2小学校には、35人を超えるクラスはありません。

しかし、中学校では、3年生115名を国の標準によって学級編成をすると、1クラスの生徒数が38人から39人になるため、県の教職員配置を活用して、県基準の35人学級編成を選択して、1クラスの生徒数を28人から29人としています。

今後も県の基準である35人以下の学級編成を基本としていきたいと考えます。

次に、現在町内小中学校には35人を超える学級はありませんが、33人から34人の学級は、小・中学校で7クラスあります。それらを20人前後のクラスに分けた場合、さらに7クラス増え、教師の数は7人必要になってきます。

16人から17人の少人数学級の導入によって、学習面や生活面できめ細やか

な指導ができる効果がある一方で、集団活動や話し合い活動などの学習活動を通して社会性の醸成を図る場の設定の困難さや多様な人との関わりを通して多様なものの見方や考え方に触れる機会が少なくなるなどの課題もあります。

以上のことから、本町といたしましては、今後も、集団活動や話し合い活動が効果的に実施できる規模の学級編成と一人一人の学力向上につながる少人数指導の両面を考慮しながら教育活動を進めてまいりたいと考えています。

以上、橘議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 橘せつ子議員。

○5番（橘せつ子） 丁寧に回答をいただいたと思います。基本的に集団活動や話し合い活動が効果的に実施できる規模の学級編成、それから、一人一人の学力向上につながる少人数指導を見据えて取り組むというふうな形で受け止めてよろしいということでしょうか。

それと、今回、コロナ禍で大変な状況だったと思うんですけども、三密の状況についてどのように考えているのか。

それからもう一点、新年度に向けて改善できるところとかはどのようなところがあるのかとか、そういうふうなところもちょっと聞きたいと思います。

○議長（小西久次） 山添学校教育課長。

○学校教育課長（山添美実） 橘議員の再質問についてお答えいたします。

三密の回避につきましては、机と机を離すなど教室の机の配置を進めたり、また、先ほど森島議員のところでも回答いたしましたように、対話を必要とするような学習の場面では、フェイスシールドを活用して学習を進めてまいりました。

それから、次年度のことに対してでございますけれども、令和3年度の竜王小学校、竜王西小学校、竜王中学校の中で、35人を超える学級につきましては特にはありませんので、クラスの人数については35人を超えないというようなところで対応していきます。

また、少人数指導というのも、そういう配置も県から頂いたりしながらきめ細やかに対応して、学力向上に努めてまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（小西久次） 甲津教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（甲津和寿） 私のほうからも、橘議員の御質問に少し補足をさせていただきたいと思います。

議員が最初におっしゃいましたように、私たちとしては、少人数の学級の編成

ということと、少人数の指導ということを分けて考えております。先ほど申しましたように、少人数の学級というのは35人以下学級を目指していますし、御承知のように、国が35人以下学級を小学校2年生から中学校3年生まで、国の制度として広げるというのは、昨日、おととい発表されてきているところですが、もう既に竜王町としては10年前から取り組んでおりますし、県もその体制で取り組んでおります。国の制度が後からついてきているということになる、35人以下学級を、もちろんこれからも継続していきます。

それはできるだけ少ないほうがいいわけですがけれども、やっぱり集団として、例えば15人とか16人の人数で子どもたちに、じゃあ学級対抗の何かをやりましょうとかやっても、ちょっと人数としてはやっぱりそこそこの数がないと、子どもたち同士が切磋琢磨する場もない、そうすると、例えば国が少し言い出している30人とかいうようなことが今後話題になってくるかもしれませんが、ちょっと20人前後の学級というのはどうなのかなということ、やっぱり一定の子どもたちの数が要るとというのが学級編成ということでございます。

もう一方で少人数指導というのは、例えば1学級が33人いたとしたら、例えば16人と17人に分けて算数の授業を丁寧にやっていくとか、理科の授業の実験はたくさんの実験があるので、2つに分けて少人数で指導していく、これは少なくとも丁寧にやっていくということで、少人数指導は大事にやっていきたい、ここを上手に使い分けながら少人数学級編成と少人数指導をうまく組み入れることで、子どもたちの社会性の醸成と確かな学力の育成に結びつけていきたいと考えているところでございます。

そういった基本的な考え方の下に、来年度もできる限りの施策を打つ中で少人数学級編成が35人以下になるように、また、あわせて、少人数指導が丁寧にできるように町としてもしっかりと考えてまいりたいと思っております。

以上、橘議員の再質問のお答えといたします。

○議長（小西久次） 橘議員。

○5番（橘せつ子） 丁寧に説明していただきまして、よく分かりました。20人規模の学級は、私がここに書かせていただいたときに、あと7クラス、まだ7人の先生が要りますよみたいな形で回答いただいているんですけども、その辺はなかなか国の基準からはちょっと遠い感じですけども、これから国のほうにも子どもたちの学習面とか、また、特に今のコロナのことに關しては、少人数の部分をもうちょっと入れていただきたいということで国のほうへも要請を上げてい

ただくということをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（小西久次） 次の質問に移ってください。

○5番（橘せつ子） 次の質問に移ります。

「幼稚園型認定こども園で待機児童は解消できるか」。

令和4年度から、竜王幼稚園と竜王西幼稚園を幼稚園型認定こども園に移行する計画が検討されています。幼稚園型認定こども園で受け入れられるのは3、4、5歳児で、3歳未満児は受け入れられません。計画では、3歳未満児は保育園のみで受入れとなり、基本的に今の状況と変わらないと言えます。

そこで、次の点について伺います。

1、今後、保育園では希望する全ての3歳未満児を受け入れてもらえるのでしょうか。また、ゼロ歳児の入所枠を増やすことはできるのでしょうか。

2、保育料無償化が実施されて保育所に入所希望が集中する状態が見られましたが、そのような状況は解消でき、保育園における120%の入所率を解消できる見通しはあるのでしょうか。

3、今後、子どもの出生数が少なくなることから、保育園と認定こども園ですみ分けして園を守っていくとのことですが、それにより待機児童が出ることはないのでしょうか。

○議長（小西久次） 町田教育総務課長。

○教育総務課長（町田啓司） 橘せつ子議員の「幼稚園型認定こども園で待機児童は解消できるか」の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、今後、保育園では希望する全ての3歳未満児を受け入れてもらえるのか、また、ゼロ歳児の入所枠を増やすことはできるのかの御質問にお答えします。

保育園の入所に関しましては、民生委員児童委員、就学前教育保育に精通されている方、関係行政機関の職員で組織します竜王町保育所入所検討委員会において、適正な入所を図るために協議し、保護者や保育園と家庭の状況を踏まえて丁寧な調整を行い決定しています。

議員御質問の3歳未満児の入所に関しまして、ゼロ歳児の入所枠については、保育所の設置・運営基準に基づくと、現在の保育園の保育室の広さや保育士の確保という課題があり、増やすことは困難な状況ですが、毎年の入所申込みの状況により保育園と協議を行い、年齢別の入所枠を調整することにより、可能な範囲でできる限り入所希望を受け入れていただいているところです。

次に、2点目の、保育料無償化が実施されて保育所に入所希望が集中する状態が見られたが、そのような状況は解消でき、保育園における120%の入所率を解消できる見通しはあるのかの御質問にお答えします。

町立幼稚園の認定こども園への移行基本計画（案）では、現在の幼稚園の施設を活用し、3、4、5歳児を対象とした幼稚園型認定こども園とする予定であり、3歳児以上の保育を必要とする幼児を認定こども園で受け入れることができるようになります。このことにより、3、4、5歳児の就学前教育保育施設への入所・入園の選択肢が広がり、結果として、保育園における120%の入所率を下げることにつながるものと考えております。

続いて、3点目の、今後、子どもの出生数が少なくなることから、保育園と認定こども園ですみ分けて園を守っていくとのことだが、それにより待機児童が出ることはないかの御質問にお答えします。

今後、幼児教育保育施設の在り方を継続して検討していく中で、子どもの出生数の推移や保護者のニーズ等を踏まえ、保育園との共存共栄を図る上で情報共有と協議を行いながら、待機児童を出さないように、全ての子どもが平等に教育と保育を受けられる体制づくりを進めていきたいと考えております。

以上、橘議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 橘せつ子議員。

○5番（橘せつ子） まだ認定こども園にはなっていないわけですが、今の時点で見てみましても、この間、いつだったかちょっと忘れてしまったんですが、かなりの入所の、それも未満児さんの入所が割と多かったのをすごく記憶しています。そういった中で、確かに今年度は保育料が無償化されて、それによって3歳児が多く申し込まれたということがあったかも分からないんですけど、未満児さんも割と多く申し込まれているんだなというのを知りました。

そういうことを考えてみますと、要するに受皿が変わらないということは、今の3歳未満児さんの待機児童というのは解消できないのではないかなと、私は思うんです。実際、保護者の方に何人か聞いたところでは、入られるかどうかすごく不安だというふうなことを言われていたので、やっぱりそういうことを考えると、保育園だけで、今の幼稚園型の認定こども園では待機児童はなくせないのではないのかなと思いますし、私としては、幼保連携型の認定こども園にする必要があるのではないかなと思うんです。

例えば施設のことをこの前ちょっとお話しさせてもらったときに、コンパクト

シティ化構想で施設を計画されているからそのときにと言われましたけれども、随分先の話になりますし、今の状況で未満児さんが入られるような状況をつくっていただかないと駄目なのではないかなと思うんです。その辺、今の幼稚園にはそういう施設がないですけれども、乳幼児の施設とか、未満児さんのお部屋を改修するというのは、そんなに多くのお金が要るようにも思えませんし、先ほどのコンパクトシティ化構想と比べたら、そんなにかからないと思いますので、ぜひとも改修して幼保連携型認定こども園にさせていただいて、今の保育園に申し込んでもおられる保護者の方、特にゼロ歳児さん、3歳未満児さんの子どもたちが全員入られるようにしていただくことが大事ではないかなと思うんです。

反対にすみ分けの話ですが、こっちの保育園のほうが定員割れになったらどうするんだというふうなことになるのかなと思うんですけれども、その辺は入所の措置の問題になってきますので、町の検討委員会とか、そういう形で今、していただいていると思いますけれども、そういった中でも十分討議していただいたら解決できる問題ではないかなと思いますし、基本的に受皿を広げていただくということが一番必要なのではないかなと思います。その辺で幼保連携型こども園を思っているんですけれども、その辺についてお聞きします。

○議長（小西久次） 町田教育総務課長。

○教育総務課長（町田啓司） 橘せつ子議員の再質問にお答えいたします。

3歳未満児の待機児童に対する心配の解消にならないかという御指摘ですけれども、今、竜王町の現状といたしまして、公立では幼稚園しかなく、3歳未満児を受け入れられる施設が公立ではないというのが実際の現実でございます。県内でもそういうような市町はないのかなと思っておりますが、過去から竜王町においては、3歳未満児については私立保育園で保育を担ってきていただいたというような現実がございます。

そんな中で、非常に無償化の影響等もございまして保育ニーズが高まる中で、幼稚園への入園希望者が減り、保育園のほうにということ、まず町としてできることといたしまして、なかなか新しい施設をすぐに造ったり、先ほど議員御指摘の園舎を改修というふうなこともございましたが、すぐにできることはということ考えた中で、まずは一旦、3、4、5歳の子どもたちについて、幼稚園を認定こども園にすることによって受入れというようなことで手が打てないかということで今回、そういった案を提案させていただいているところでございます。

議員御指摘のとおり、幼保連携型ということ、将来的にはそういった施設も

十分視野に入れて検討する必要があるのかなというふうには思っておりますけれども、ここらあたりにつきましても、やはり今までずっと町の保育行政を担ってきていただいた私立保育園ということもございますので、そこも十分協議しながら、どういった方向にするのかというようなことは慎重に考えていきたいと思っております。

以上、橘議員への再質問の回答といたします。

○議長（小西久次） 知禿教育次長。

○教育次長（知禿雅仁） 橘議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、町田課長が言いましたように、現在、来年度の入所者の関係でいいますと、来年につきましては、保護者の方の御理解もいただきまして、待機児童はゼロというような状況でございます。その中で、先ほどからあります、町としては、今現在3歳から5歳児までを対象とした認定こども園の移行をまずは考えているというものでございますし、その対象年齢を、保育園と連携する中で保護者の理解も得ながら公立のこども園で受け入れられるようにすることで、少しでも私立保育園で、いわゆるゼロ歳児をはじめ、1、2歳児を受け入れてもらえるようにすることが今、できることと考えております。

また、私立保育園に受け入れてもらえるとしても、運営費、また保育士もいない中での人件費も必要となるということから、それに対して町としてはしっかり支援をしていくべきだということも考えております。

ただ、将来的にはやはり交流・文教ゾーンに建設を予定しておりますし、こども園の在り方の中で私立保育園とも協議を重ねまして、やはりしっかり今ある課題が解消できるように検討していく必要があるというようにも考えておりますので、その点を御理解いただければなというように思います。

以上、橘議員の再質問の回答といたします。

○議長（小西久次） 橘議員。

○5番（橘せつ子） 何度も言いますけれども、待機児童がゼロというのは、例えば、来年までちょっと育休を延ばしてえなとか、そういうふうな形があるのかどうか、その辺もちょっと気になるところなんですけれども、やっぱり保護者の方から、来年入られるかどうか分からないわみたいな声を聞いていると、ちょっとこの辺に違和感も感じたりするんです。コンパクトシティで施設を変えたときまでこれから待つというのは、まだ何年か先だと思っんです。そういうことを考えますと、今の子どもたちが十分安心して、保護者の方も安心して預けられるよう

な状況にないというところは問題かなと思いますので、その辺、範囲を広げるといふか、受皿を広げるといふことをもうちょっと考えていただいて、対応していただけるとういかなと思いますので、それをお願いしまして質問を終わります。

○議長（小西久次） 次の質問に移ってください。

○5番（橘せつ子） 次の質問に移ります。

「安定ヨウ素剤の事前配布について」。

福井県の原子力発電所は4か所もあり、しかも老朽化しているため、いつ事故が起こってもおかしくない状況です。原子力規制委員会も、「新規制基準を満たすことによって絶対的な安全性が確保できるわけではありません」とホームページに掲載しています。

このような状況に対応するため、竜王町地域防災計画の中でも安定ヨウ素剤の取扱いについて留意事項が記されており、町としても7万個の備蓄をしていると聞いています。安定ヨウ素剤は、事故が起こってから数時間の適切な時間に服用することにより、甲状腺がんの発症を防ぐことができるため、安定ヨウ素剤を早急に配布する必要があると考えます。

そこで、町としてはどのような配布方法を考えているのか。町民はもとより医療機関、教育機関、福祉関係機関等の全てに配備することが必要と思いますが、町の考えを伺います。

○議長（小西久次） 寺嶋生活安全課長。

○生活安全課長（寺嶋 要） 橘せつ子議員の「安定ヨウ素剤の事前配布について」の御質問にお答えいたします。

安定ヨウ素剤は、放射性物質のうち放射性ヨウ素を甲状腺に取り込みにくくし、甲状腺の内部被曝を予防、低減し、甲状腺がんの発生を抑える医薬品となっております。服用のタイミングにつきましては、国や県の指示に基づき町から住民に服用指示を行うこととなりますが、放射性ヨウ素に曝露される24時間前から曝露後2時間までの間に安定ヨウ素剤を服用することが最も抑制効果があるとされており、服用を優先すべき対象者は、甲状腺がん等の発症リスクの高い妊婦、授乳婦及び未成年（乳幼児含む）となっております。

町の原子力災害の影響といたしましては、最も隣接する原子力発電所は大飯発電所で、約65キロメートルとなっております。本町は、原子力規制委員会が示す原子力災害対策指針に基づく、原子力施設からおおむね5キロメートル圏内で予防的防護措置を準備する区域（PAZ）、原子力施設からおおむね30キロメ

ートル圏内で緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）、また、県が定めている原子力施設から最大43キロメートルの地域で原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（UPZ）に該当する自治体とはなっておりません。

しかしながら、滋賀県が独自で平成23年度に実施した、敦賀発電所、美浜発電所、大飯発電所、高浜発電所で、福島第一原子力発電所の事故と同規模の放射性物質が外部に放出した場合の放射性物質拡散予測シミュレーションでは、町の一部の地域において甲状腺被曝等価線量が50ミリシーベルトから100ミリシーベルトと予測されており、事故の規模等によっては、住民の屋内退避や安定ヨウ素剤の配布等の対策を講じる必要があると考えております。このことから、町防災センターにおいて、安定ヨウ素剤7万丸を備蓄しております。

本町は、基本的に事前配布の対象区域である予防的防護措置を準備する区域（PAZ）外であり、現時点では、町が安定ヨウ素剤を集中的に管理し、原子力災害が発生した場合には、事態の状況に応じて国が定めている基準に基づき、住民の皆様に配布してまいりたいと考えております。また、内部被曝による健康影響のリスクの高い子どもなどに対しては、幼稚園や学校等での配布も必要と考えております。

なお、安定ヨウ素剤の事前配布については、住民に各家庭で管理いただくこととなり、紛失や誤飲のおそれもあることから、適切に服用できないことが想定されます。

いずれにしましても、有事の際に、安定ヨウ素剤の服用が必要な方へ適切かつ迅速に配布できるよう、具体的な方法等について研究してまいりたいと考えます。

以上、橘議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 橘せつ子議員。

○5番（橘せつ子） 先日、大阪地裁によって大飯原発3、4号機の設置変更許可処分取消し判決が出されました。これは、本当にすごい画期的なことだったと私は思っているんですけども、また、高浜原発においても、付着物の調査により停止状態が今続いています。再稼働はしていませんが、安全という面では保障はないわけです。そういうことを考えますと、本当にこのヨウ素剤を配布していただくということはすごく大事なことだと思って今回、一般質問に取上げさせていただきました。

（個人情報のため、一部秘匿）東日本大震災のときには、地震はもちろんだつたんですけど、浜のほうは地震と原発が一度に来たというふうな状況でした。中

通り、ちょうど新幹線が通っている、福島からずっと北の仙台に行くほうの道ですけれども、あの辺りにまでその後放射線がずっと風に乗ってやってきたということを知っていますし、そういう中で、回答にもありましたけど、屋内退避とかいうふうなことも言われたというふうなことを知っています。本当にそういう生活は大変だったということを知っていますし、その後ですけれども、昨年までに約200名ぐらいの子どもたちが甲状腺がんになったという話をそこで聞きました、ちょっと聞きづてなので確かではないんですけれども。

そういうふうな状況を考えますと、ヨウ素剤がすぐに服用できるということは、やっぱりすごく大切なことだと思うんです。それで、一応学校とか、幼稚園、保育園も多分なると思うんですけど、そういう施設には配布のことを考えていただいているということですので、それはすごくいいかなと思うんですけども、私は、家庭にもぜひ配布していただくことが大事かなというふうに思いますので、例えば命のバトンという筒みたいなものを各家に保管していると思うんですが、そういうところに保管するとかいう形で次の手だてをぜひ考えていただきたいと思います。それについて回答を求めたいと思います。

○議長（小西久次） 寺嶋生活安全課長。

○生活安全課長（寺嶋 要） 橘議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申しましたとおり、安定ヨウ素剤につきましては、服用管理ということで、竜王町の原子力の災害を考えますと、事前に配布することによって、やはり皆さん危機管理を持っておられない場合が多いと思いますので、年齢によって飲む量も違いますし、1粒とか2粒というような錠剤になってきますので、それをずっと管理できるかという、なかなか直前にならないと難しいのではないかと考えております。

例えばということで命のバトン等の例も出していただきましたけれども、全集落での取組がなされていないということもございまして、やはり服用管理という部分においては、災害が起こったときに緊急レベルというものがございまして、国から事前の準備情報とかいろいろな情報が出ますので、その段階において適切に指示に従っていきたく思います。

ただ、今現在、具体的な方法ということでまだ検討できておりませんので、今後、例えば起こったときには、地区の避難所で配布をしたりというようなこと、それと、先ほど申しました、昼であれば学校等に備蓄を渡させていただいて、先生の指導に基づいて配布していくというようなことも今後ちょっと具体的に、県

の指導も仰ぎながら検討してまいりたいと思います。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 橘議員。

○5番（橘せつ子） 地区の避難所というふうなことも考えていただいているようですし、本当に迅速に配布できるように、有事の際はすごく混乱して大変になると思うんです。なので、そういうことを考えますと、どういうふうな方法が一番迅速にできるか、やっぱりもうちょっとその辺も考えていただいて、ぜひとも素早い配布ができるように図っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

これで質問を終わります。

○議長（小西久次） この際、申し上げます。本日の会議時間は、議事日程の都合により会議時間を延長することといたしますので、あらかじめ御了承ください。

次の質問に移ってください。

○5番（橘せつ子） 次の質問に移ります。

「補聴器購入費の助成について」。

加齢により難聴となり日常生活に支障をきたしても、一定の聴力があると障害者手帳が交付されず、支援が受けられない状況があります。高齢化が進む中で加齢性難聴者も増える可能性があり、また、補聴器は高額なものなので、今後本町としても、中度・軽度の加齢性難聴者に対して補聴器購入費の助成など必要と思うが、町の考えを伺います。

○議長（小西久次） 中原健康推進課長。

○健康推進課長（中原江理） 橘せつ子議員の「補聴器購入費の助成について」の御質問にお答えいたします。

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法の規定する聴覚障害が永続すると判定されるときに、法に定める身体障害者であることの証票として知事が交付するものです。身体障害者手帳により高度・重度難聴の判定を受けた聴覚障害者は、補装具費支給制度により、原則1割負担で補聴器の支給を受けることができます。

議員の御質問にありますように、高齢になりますと、聞こえにくさが人とのコミュニケーションを難しくし、生活に支障が出て、お困りの方があることと思います。高齢者の場合、音の機械的振動が伝わらない伝音性難聴と混合している方もあるものの、ほとんどの加齢性難聴は、音を感じる神経が障がいされる感音性難聴であると言われていています。この感音性難聴は補聴器をつけても効果が限定的

で、拾った音の刺激に脳が順応することに時間がかかります。いろんな音も拾うため、補聴器の細かな調整が必要となり、煩わしくなって、やめてしまう方が多い実情があります。

現在のところ、中度・軽度の加齢性難聴者に対して補聴器購入の助成は予定しておりませんが、聞こえに不調があり、補聴器を購入しようと思われたときには、専門医を受診し、治療や手術ができないか相談されることをお勧めしています。その結果、治癒の見込みがなく、医師が高度・重度難聴であると診断した場合には、滋賀県の指定する医師の判断により身体障害者手帳の手続をしていただき、補装具費支給制度により補聴器の支給を受けていただきたいと思いますと考えています。

以上、橘議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 橘せつ子議員。

○5番（橘せつ子） 回答は、ちょっと私の思いとは違うところもあるんですけども、人と話していることがちょっと分からへん、何度も同じことを聞き返したりするんやわ、テレビの内容もちょっとよう分からへんし、会話なども聞きにくいし、どうしても集まりには行きにくくて足が遠のいてる、電話が聞き取りにくいし、間違っって聞いたり、また訪問客があっても分からへんときもあるっていうふうな悩みを聞いているんです。その人たちは、今ここで回答いただいた重度の、治療をどうこうというところまではいかなくて、どちらかというところだと軽度の方だと思うんです。でも、やっぱり日常的にはすごく大変な思いをしておられて、会話が少なくなるとひきこもりがちになったり、うつや認知症の発症なんかにもこのままではつながっていくんじゃないかなというふうな思いがあるわけです。

だから、そういうところら辺で、難聴になっても生活の質を落とさないで、心身ともに健やかに過ごせるというような面について難聴者支援というか、行政の指導が必要かなと私は思っているんです。

ちょっとこのお答えいただいた、身障者手帳をもらってというところまで行くと、また対応は変わってくるのかなと思うんです。両耳が聴力70デシベル以上ないと身障者手帳は交付されないということで、どちらかというところの方々はもうちょっと軽度の方になるのかなと思うのですが、それはやっぱり介護予防にもつながっていくのではないかなと思いますので、その辺をどういうふうにして止めているか聞きたいと思います。

○議長（小西久次） 西村福祉課長。

○福祉課長（西村忠晃） 橘議員の再質問にお答えしたいと思います。

重度には該当しない、中度、それから軽度に当たる加齢性難聴の高齢者に対しての支援というところで、高齢者支援というような観点のところから何かしらの支援はできないかというようなことかなと思っております。

先ほど介護予防の観点から、認知機能低下予防にも機能するのではないかとというようなところがございますけれども、その加齢性難聴についての補聴器の効果ですが、現在、国のほうでも日本医療研究開発機構でその効果というものが因果関係があるのかどうかというようなところの研究が進められているということも聞いておるところでございますので、この制度を設計するに当たりましては、そういった国の動きでありますとか、補聴器の使い方等についてのメリット・デメリット何かも見極めていきたいというふうなところでもございます。

ただ、現在のところの高齢者支援の中で、補聴器の必要性についての統計的なまとめが今現在、福祉課のほうでもありませんので、一旦、地域包括支援センターでの総合相談というところで、もし相談したいというようなことがありましたら、こちらのほうで受付をしたいと思っておりますので、そういったところも含めまして、現状のまずは把握に努めたいと考えておるところでございます。

以上、再質問の回答といたします。

○議長（小西久次） 橘議員。

○5番（橘せつ子） 今、対応として地域包括のほうで総合的に考えていくというふうなことを言っていたんですけども、やっぱり難聴者に対して相談窓口みたいなものをつくっていただけると、私はすごくいいんじゃないかというふうに思っています。例えば、健診とかでちょっと耳が遠くなったなという早期発見ができると次の治療とか、補聴器は合わせるまでにすごく時間がかかるということも聞いていますし、買って合わへんかったというようなことを聞いたりすると、もうちょっと細やかな対応みたいなのもしてもらえるといいかなと思いますので、その辺をぜひとも地域包括のほうでしていただけるのなら助かるので、ぜひ進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

これで質問を終わります。

○議長（小西久次） 次に、11番、岡山富男議員の発言を許します。

11番、岡山富男議員。

○11番（岡山富男） 令和2年第4回定例会一般質問。11番、岡山富男。

「教職員における働き方改革について」。

町内の小・中学校で、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフの配置の

ための補助事業が実施されていることは、大変評価しています。これらの配置は、教諭が子どもに向き合う時間の確保や学校における働き方改革を推進することに有効である。

そこで、現在の指導者やスクール・サポート・スタッフを増やすことはできないか。また、短期で終わることなく、継続配置は考えているのか伺います。

○議長（小西久次） 山添学校教育課長。

○学校教育課長（山添美実） 岡山富男議員の「教職員における働き方改革について」の御質問にお答えいたします。

本町では、平成29年度から令和元年度までの3年間、「業務改善加速事業」という国の委託を受け、学校における働き方改革を進めてまいりました。今年度は、学校現場業務改善推進事業として、教材研究や子どもと向き合う時間を確保し、学校力・教師力の向上に努め、ワークライフバランスについての意識の向上を図るなど、業務改善のための校内体制整備や教職員支援の取組を進めています。現在、各校にスクールサポートスタッフを1名ずつ配置し、印刷補助、プール監視、行事補助等、担任の事務処理の軽減を図ることで、教職員が子どもと向き合う時間を確保しています。

今後も、教材研究や子どもと向き合う時間を確保し、学校力・教師力の向上、教職員のワークライフバランスについて意識の向上を図るために、各校1名ずつ、スクールサポートスタッフを継続的に配置していきます。なお、増員につきましては、国及び県の補助事業でもありますので、県に増員要望するなど、検討してまいりたいと思います。

また、部活動指導員については、竜王中学校に13部ある部活動のうち、女子ソフトテニス部、女子バレーボール部、野球部、卓球部の4つの部に1名ずつ配置しています。部活動指導員による熱心な指導を受け、高い水準の技能や記録に積極的に挑戦しようとする生徒の姿が多く見られるようになりました。指導員を配置することで、放課後や週休日の教職員の負担軽減、また、部活の顧問としての技術的な指導を行い、担当教員等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等についても情報交換を行う等、日常的に連携を図っていただき、専門的な指導から学ぶ機会を得て、教員自身の部活動指導者としてのスキルアップに効果が現れています。

部活動指導員には、競技経験や技術指導のための豊富な知識だけでなく、生徒の心情面への配慮等が必要なため、指導員を増やすには、学校の現状や事情等を

十分御理解いただいている方をお願いする必要があります。そのため、部活動指導員の増員については、中学校と十分な協議を重ね検討してまいりたいと思います。

教育委員会といたしましては、今後も可能な限り現在の部活動指導員数を維持しつつ、継続的な配置を考えていきます。

以上、岡山議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 岡山富男議員。

○11番（岡山富男） 特にスクールサポートスタッフですけれども、各校で1名ずつということなのですが、これに伴っての先生の事務処理とかいろんなことをしていくのに対して、本当にこの1人でその学校の先生の全てを賄えるのか、どこまでされているのかというのがちょっと分からない状態ですので、そこを伺いたいと思います。

また、部活動指導員さんのほうなのですが、ここにも書かれているんですけども、日常的な指導内容とか、そういうのもあるんですけども、実際に先生と出会ってされているといいんですけども、出会っていないというときもあると思うんです。毎月1回ぐらいは先生の顔を見て指導内容とか、子どもに対して今どんな状態ですとか、また、学校での授業内容は先生はよく知っておられるけれども、指導員は分からないという状態にもなっていると思います。こういうときの指導員に対して、どんな内容ですとか、そういうのもしっかりとお互い連携プレーをされているのかどうか。そこまでもこういうところで求められていると思うんです、指導員さんは。

あともう一点が、特に部活の指導員さんというのは、その子が中学3年生になって他の、言うたら高校ですね、行かれるときに、どうしてもスポーツ推薦というのもあると思うんです。そのスポーツ推薦のときに、本当は学校の校長先生、また、クラス担任、顧問の先生ということで、指導員には関わってこないと思うんですけども、一番よく見ている指導員のところに話が来たりということもあり得るかも分からないので、やっぱりそういうところでどうなんですか、指導員なんかはアドバイスしかできないという感じでは思っているんですけども、本当に中学の部活指導員になってくると、そんなところら辺までが出てくると思うんですけども、そこら辺は教育委員会としてはどのように考えているのか伺います。

○議長（小西久次） 山添学校教育課長。

○学校教育課長（山添美実） 岡山議員の再質問にお答えいたします。

まず、スクールサポートスタッフの仕事についてということでお尋ねがありました。

各校におきましては、どんな仕事をしてほしいかというようなことを計画的に話し合う、あるいは調整をするというような、業務主任がその関わりをさせていただいたり、また、印刷をしてほしいという部分であれば、かごに入れて、何日までにしてほしいというような指示をしたりとか、小まめに連携を取りながら、一人でやっていただけるような内容について進めております。そのために、今まで教員がしていたものについてもスクールサポートスタッフの方にしていただけるということで、やはり印刷物とか多いような時期に助かったというような声も聞いておりますし、子どもの指導に集中できるというようなことも聞いております。

スクールサポートスタッフにつきまして、実は今年、コロナ対策としまして、7月から消毒をするスタッフというのを各校に2時間、毎日5日間ということで緊急雇用していただきました。やはりスクールサポートスタッフの消毒スタッフが入るまでは、教員がやっておりましたので、これについても大変喜ぶというような声を聞いております。

スクールサポートスタッフについては以上です。

それから、部活動指導員との連携でございますが、学校のほうから聞いておりますと、平日に来ていただける部活動指導員の方もおられるし、土日に主に来られる方もおられるんですが、小まめに連携を取っているというようなことを聞いております。

例えば、直接話ができない場合には、SNS、LINEを使うとか、メールを使うなどしたり、あるいは、保護者の方で部活動指導員をしてくださっている方がいる場合には、学校へよく顔を出してくださって、本当に頻回に連携ができるというふうに聞いております。

ただ、やはり中学生の子どもたちにとっては、心理面についても、それから生徒指導面についてもやはり細やかな連携というのが必要になってきますので、そういう部分についても密接に連携が進みますと、より相乗作用、健全な中学生の育成ができるのではないかというふうに思いまして、そういう部分についても強化していきたいなというふうに思っております。

それからもう一つ、スポーツ推薦とかいうようなことについては、やはり中学

校の教員のほうが進めてまいりますので、アドバイスは頂くことはあるかと思いますが、その部分については学校中心に進めていくというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小西久次） 甲津教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（甲津和寿） それでは、私のほうからも岡山議員の再質問についてお答えをさせていただきたいと思えます。

総論の話といたしまして、スクールサポートスタッフというような制度でありますとか、部活動指導員というようなことが入ってまいりましたのは、ここ3年ぐらいのところでございます。ここにいらっしゃる皆様方もそうでしょうけれども、今まで学校という中で、先生の仕事をフォローするとか、あるいは部活動に関わって、外部の人が平日に学校に来て指導していただくというようなことは、今までほとんどなかったのではないかなと、少し切り離されていた状況があったという中で、今、教職員の働き方改革等、あるいは業務改善が言われる中で、スクールサポートスタッフといったものとか、部活動指導員という制度も入ってきました。

私たちが考えておりますのは、業務改善であれ、働き方改革につきましても、何より子どもたちの笑顔と教職員のやる気につながる働き方改革というのをキーワードにしています。やっぱり先生というのは、子どもたちのために頑張りたいと思ってくれているところもたくさんありますので、忙しさはいろいろあるかと思えます。

しかしながら、それが多忙感というか、やらされている感というのはできるだけ軽減していかなくてはいけない、一生懸命頑張ってください先生方の多忙さはやむを得ないところがあって、そこは応援もしていきたいし、少しでも軽減をしていきたいけれども、多忙感がずっと重なっている中でやる気につながっていないようなことがあるとしたら、そこはしっかりと改善していかなければいけない、そういうことを見る中で、スクールサポートスタッフの配置であるとか、部活動指導員さんの配置も考えてきているところです。

あわせて、スクールサポートスタッフというのは、教員の様々な業務をフォローする役割ですけれども、やっぱり子どもたちにしっかりフォローするようなこともないと、子どもたちのほうが大変さがいっぱいあって、教員のほうのフォローに回っているというわけにはいきませんので、竜王町としては、今のところ特別教育支援員であるとか、あるいはいじめ別室対応支援員であるとか、図書館司

書であるとか、そういった人をそれぞれ各学校に配置して、子どもたちが安心・安全に学んでいただくこともしっかり応援をしながら、一方で教職員の支援もしていくということです。

スクールサポートスタッフ、これは、竜王町が、先ほどの説明にもありましたように、業務改善加速事業ということで、3年間国の委託事業をもらう中で初めて、業務改善アシスタントという名前を取り組んでみようということで、ある意味、全国で初めての取組をさせてもらって、そのことが国の大きな成果にもつながったということで、国のほうではスクールサポートスタッフ制度ということで国3分の1、県3分の1、市町3分の1という形で今、制度化されてきたというところでございます。これをしっかりとこれからも続けてまいりたいと思いますし、先ほど山添課長が申しましたように、今回、コロナ対策において、消毒に関わって応援していただける方をスクールサポートスタッフという形をお願いすることができましたので、大変有効な制度だということで、国・県の制度にのって活用させてもらっています。

そういう形でこれからも、十分かと言われたら、決して十分ではないところもありますので、いろんな制度も活用しながら増やせるところは増やしていきたいということと、部活動指導員さんについては、総論としての話になりますけれども、やっぱり学校の教員と部活顧問と、そして管理職と十分な連携をしていただく中で、部活動指導員が思っただけのことがありましたら、顧問にも伝わり、そのことが生徒により効果になるようにしていけるように、そんな体制づくりで、まだ足りないところについては、そういうところも大事にしていきたいと思いますし、部活動顧問と部活動指導員さんという関係だけではなくて、やっぱり学校として関わっていただいている部活動指導員さん、そして、全体を見渡している管理職と、そこらの連携も十分にしながら、あるいはまた進学に関わってのところも十分な連携強化体制のもとに進めていければと思いますので、今御指摘いただいたことも併せまして、これからまた進めてまいりたいと思います。

以上、私のほうからの再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（小西久次） これをもって、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

散会 午後5時20分